

令和5年壱岐市議会定例会12月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問一覧表	4
第1日（12月6日 水曜日）	
議事日程表（第1号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	9
再 開（開議）	10
会議録署名議員の指名	10
審議期間の決定	10
諸般の報告	10
行政報告	10
議案説明	
報告第18号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	19
報告第54号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	20
報告第55号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	21
報告第56号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	22
報告第57号 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	24
報告第58号 壱岐市税条例の一部改正について	25
議案第59号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	26
議案第60号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	27
議案第61号 壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	28
議案第62号 壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について	29
議案第63号 壱岐市火災予防条例の一部改正について	29
議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	

.....	30
議案第 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	31
議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）…	31
議案第 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	32
議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）……	33
議案第 6 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）	33
議案第 7 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）……	34
議案第 7 1 号 令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 5 号）……	34
議案第 7 2 号 令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	37
議案第 7 3 号 令和 5 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	37
議案第 7 4 号 令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）…	38
議案第 7 5 号 令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……	39
議案第 7 6 号 令和 5 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）…	39
議案第 7 7 号 令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）……	40
陳情第 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の 採択を求める陳情 ………	41
第 2 日（12 月 11 日 月曜日）	
議事日程表（第 2 号）……	43
出席議員及び説明のために出席した者 ………	45
発言の申出（市長からの報告）……	46
議案に対する質疑	
報告第 1 8 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について ………	46
議案第 5 4 号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ………	47
議案第 5 5 号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について ………	47

議案第 5 6 号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	47
議案第 5 7 号	壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	47
議案第 5 8 号	壱岐市税条例の一部改正について	47
議案第 5 9 号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	47
議案第 6 0 号	壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	47
議案第 6 1 号	壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	47
議案第 6 2 号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について	47
議案第 6 3 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	47
議案第 6 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	51
議案第 6 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	51
議案第 6 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	51
議案第 6 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	51
議案第 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	51
議案第 6 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）	51
議案第 7 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）	51
議案第 7 1 号	令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 5 号）	53
議案第 7 2 号	令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	54
議案第 7 3 号	令和 5 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	54
議案第 7 4 号	令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	54
議案第 7 5 号	令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	54
議案第 7 6 号	令和 5 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）	54
議案第 7 7 号	令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）	54

委員会付託（議案）	54
予算特別委員会の設置	54
陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採 択を求める陳情	55
委員会付託（陳情）	55
第3日（12月13日 水曜日）	
議事日程表（第3号）	57
出席議員及び説明のために出席した者	57
一般質問	58
7番 植村 圭司 議員	58
9番 土谷 勇二 議員	71
3番 武原由里子 議員	82
4番 山口 欽秀 議員	96
第4日（12月14日 木曜日）	
議事日程表（第4号）	111
出席議員及び説明のために出席した者	111
一般質問	112
2番 樋口伊久磨 議員	112
8番 清水 修 議員	120
14番 市山 繁 議員	131
第5日（12月22日 金曜日）	
議事日程表（第5号）	145
出席議員及び説明のために出席した者	147
会議録署名議員の追加指名	148
委員長報告、委員長に対する質疑	149
議案に対する討論、採決	
議案第54号 沓崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改 正について	150
議案第55号 沓崎市、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正につ	

	いて	151
議案第56号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	152
議案第57号	壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	152
議案第58号	壱岐市税条例の一部改正について	152
議案第59号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	152
議案第60号	壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	152
議案第63号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	154
議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	154
議案第65号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	154
議案第66号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）…	154
議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	154
議案第69号	公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）	154
議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）	154
議案第72号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	154
議案第73号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	154
議案第74号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） …	154
議案第76号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号） …	154
陳情第1号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	155
議案第61号	壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	156
議案第62号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について …	156
議案第68号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	156

議案第75号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	156
議案第77号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	156
議案第71号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	157
認定第1号	令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	158
議案第78号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	160
発議第2号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について	171
議員派遣の件		173
委員会中の閉会中の継続審査・継続調査の申出の件		173
発言の申出（市長の挨拶）		174
議長の挨拶		175
閉会		175
資料		
議員派遣について		177
閉会中継続調査申出書		178

令和5年壱岐市議会定例会12月会議を、次のとおり開催します。

令和5年11月29日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

1 期 日 令和5年12月6日（木）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和5年壱岐市議会定例会12月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	12月 6日	水	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	12月 7日	木	休 会	○議案発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
3	12月 8日	金		○行政報告が変更となった場合の一般質問変更提出期限（正午）
4	12月 9日	土		（閉庁日）
5	12月10日	日		
6	12月11日	月	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
7	12月12日	火	休 会	
8	12月13日	水	本会議	○一般質問
9	12月14日	木		○一般質問
10	12月15日	金		○一般質問 ○予算発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
11	12月16日	土	休 会	（閉庁日）
12	12月17日	日		
13	12月18日	月		
14	12月19日	火	委員会	○常任委員会
15	12月20日	水		○予算特別委員会 ○決算特別委員会
16	12月21日	木	休 会	（議事整理日）
17	12月22日	金	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○閉会

令和 5 年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 2 月 会 議 上 程 案 件 及 び 議 決 結 果 一 覧

番 号	件 名	結 果	
		審 査 付 託	本 会 議
報告第 1 8 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (1 2 / 1 1)
議案第 5 4 号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 5 5 号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 5 6 号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 5 7 号	壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 5 8 号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 5 9 号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 0 号	壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 1 号	壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 2 号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 3 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)
議案第 6 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (1 2 / 2 2)

議案第 7 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
議案第 7 1 号	令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 5 号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
議案第 7 2 号	令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
議案第 7 3 号	令和 5 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
議案第 7 4 号	令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
議案第 7 5 号	令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
議案第 7 6 号	令和 5 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
議案第 7 7 号	令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
議案第 7 8 号	令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 6 号）	省 略	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）
認定第 1 号	令和 4 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会 認 定	認 定 （1 2 / 2 2）
陳情第 1 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める 意見書の採択を求める陳情	総務文教厚生常任委員会 可 決	不採択 （1 2 / 2 2）
発議第 2 号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果 たすことを求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 （1 2 / 2 2）

令和 5 年壱岐市議会定例会 1 2 月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	1 0	1 0				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	8	8				発議（意見書）	1	1		
その他	7	7				決議・その他				
報告	1	1				計				
決算認定 (内前回継続)	1(1)	1(1)				請願・陳情等 (内前回継続)	1		1	
計	2 7 (1)	2 7 (1)				計	2	1	1	

令和5年壱岐市議会定例会 12月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
12月13日 (水)	1	植村 圭司	壱岐牛消費拡大に向けた施策を	58～70
			健康寿命を延ばす施策を積極的に	
	2	土谷 勇二	認定こども園について	71～82
			壱岐市図書館整備基本計画について	
			観光振興について	
	3	武原由里子	監査活動を通じた市民のまちづくり活動の充実に向けて	82～95
			誰一人取り残されない学びと育ちの充実に向けて	
			公共施設の使用料等について	
	4	山口 欽秀	原子力防災に関する市民啓発について	96～109
			避難困難者への支援計画について	
			避難所の設備整備について	
			安定ヨウ素剤の服用について	
			台風などの時の避難について	
12月14日 (木)	5	樋口伊久磨	移住定住促進の更なる拡充について	112～120
			芦辺ふれあい広場の改修について	
			観光地について	
	6	清水 修	フェリーみしまの安全運航について	120～131
			協働のまちづくりの推進について	
			磯焼け対策における藻場の回復について	
			健康寿命を延ばす促進事業の現状と課題について	

	7	市山 繁	小中学校給食費の公会計化について	131～143
			文部科学省より小中学校給食費の公会計化の要請について	
			小中学校給食費の無償化について	
			老老介護の支援について	

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 1 2 月 6 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	9 番 土谷 勇二 10 番 音嶋 正吾
日程第 2	審議期間の決定	17日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 報告
日程第 5	報告第18号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	農林水産部部長 説明
日程第 6	議案第54号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第 7	議案第55号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第 8	議案第56号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第 9	議案第57号 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第10	議案第58号 壱岐市税条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第11	議案第59号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第12	議案第60号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第13	議案第61号 壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	建設部部長 説明

日程第14	議案第62号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について	建設部部長 説明
日程第15	議案第63号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防本部消防長 説明
日程第16	議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	総務部部長 説明
日程第17	議案第65号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	総務部部長 説明
日程第18	議案第66号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	総務部部長 説明
日程第19	議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	総務部部長 説明
日程第20	議案第68号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	企画振興部部長 説明
日程第21	議案第69号	公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）	教育次長 説明
日程第22	議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）	教育次長 説明
日程第23	議案第71号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	財政課課長 説明
日程第24	議案第72号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部部長 説明
日程第25	議案第73号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部部長 説明
日程第26	議案第74号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部部長 説明
日程第27	議案第75号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部部長 説明

日程第28	議案第76号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総務部部長	説明
日程第29	議案第77号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	建設部部長	説明
日程第30	陳情第1号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	資料のとおり	

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（15名）

1番	森 俊介君	2番	樋口伊久磨君
3番	武原由里子君	4番	山口 欽秀君
5番	中原 正博君	6番	山川 忠久君
7番	植村 圭司君	8番	清水 修君
9番	土谷 勇二君	10番	音嶋 正吾君
11番	豊坂 敏文君	13番	中田 恭一君
14番	市山 繁君	15番	赤木 貴尚君
16番	小金丸益明君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	山川 正信君	議会事務局次長	平本 善広君
議会事務局次長補佐	松永 淳志君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君

企画振興部部長	…………	塚本 和広君	市民部部長	…………	西原 辰也君
保健環境部部長	…………	崎川 敏春君	農林水産部部長	…………	谷口 実君
建設部部長	…………	平田 英貴君	消防本部消防長	…………	山川 康君
教育次長	…………	目良 顕隆君	総務課課長	…………	横山 将司君
財政課課長	…………	原 裕治君	会計管理者	…………	篠崎 昭子君

午前 10 時 00 分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

ただいまの出席議員は 15 名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和 5 年壱岐市議会定例会 12 月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

12 月会議の会議録署名議員は、会議規則 88 条の規定により、9 番、土谷勇二議員、10 番音嶋正吾議員を指名します。

日程第 2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第 2、審議期間の決定を議題とします。

12 月会議の審議期間は、本日から 12 月 22 日までの 17 日間とし、審議期間の日程については、タブレットに配信のとおりでございます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、12 月会議の審議期間は、本日から 12 月 22 日までの 17 日間と決定いたしました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第 4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第４、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和５年壱岐市議会定例会１２月会議に当たり、９月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和５年秋の褒章において、長年、保護司として尽力されている蓑田直美様が、更生保護功績として藍綬褒章を受章され、元壱岐市消防司令の久原和秀様が、第４１回危険業務従事者叙勲として瑞宝単光章を、本市の壱岐ウルトラマラソンの開催に対し、多額の企業版ふるさと納税による御寄附を賜りました株式会社ファウンテック様（代表取締役社長万谷正様）でございますが、紺綬褒章を受章されました。

また、秋篠宮皇嗣殿下が総裁であられる公益社団法人大日本農会の農事功績者として、長年、施設アスパラガス専作経営をされている許斐誠仁様が緑白綬有功章を受章され、長年、行政相談委員として尽力されている堀江宏澄様が、行政相談功労として総務大臣表彰を、元・壱岐「島の科学」研究会会長山内正志様が離島振興７０周年記念功労者として国土交通大臣表彰を受賞され、壱岐市長並びに元・全国離島振興協議会会長として総合的な離島振興への取組を評価いただき、不肖、私、白川博一が同じく国土交通大臣表彰の栄に浴しました。

さらに、消防・防災功労として元壱岐市消防団副団長の平田勇様が県民表彰を受賞され、ながさき農林業大賞においては、本市から農産部門で農事組合法人勝本様が長崎県知事賞を、同じくながさき水産業大賞において、魅力ある漁村づくり部門で壱岐市磯焼け対策協議会様が長崎県漁業協同組合連合会長賞を受賞されました。

また、玄海酒造株式会社取締役会長山内賢明様が、一般財団法人日本食生活文化財団が食生活文化に関する優れた業績がある方に贈る食生活文化賞を受賞されました。

このたび、叙勲、褒章並びに表彰をお受けになった皆様に対し、今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

次に、教育委員会所管の壱岐文化ホールで、金庫に保管していた釣銭用の現金２万円の紛失が判明いたしました。

事案の経過としましては、１１月２４日午後５時４０分頃、当該施設職員が施設利用料を両替しようとした際、金庫に保管していた釣銭２万円が保管袋ごと紛失していることを確認し、１１月２５日から２６日にかけて執務室内及び施設内を捜索するとともに、職員及び関係者への聞き取り調査を実施いたしました。が発見できないため、１１月２７日に壱岐警察署へ通報、翌２８日に被害届を提出し、現在、壱岐警察署で捜査が行われている状況にあります。

今後、壱岐警察署の捜査状況を踏まえ厳正に対処してまいります。

このたび、このような事態を招いたことをおわびいたしますとともに、再発防止に努めてまいります。

次に、去る10月11日に、長崎県及び長崎県議会へ、壱岐市・壱岐市議会連名の単独要望を行いました。大石知事をはじめ幹部職員、そして県議会では、徳永達也議長に御対応いただいたところであります。本市からは、鶴瀬和博県議会議員にも御同席いただき、10項目の要望書を小金丸議長とともに提出いたしました。

本年度の要望のうち、昨年度と同じく、重点要望項目として、「空港の整備等について」、「再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援について」及び「磯焼け対策に関する支援の拡充について」の3項目について御説明を申し上げました。

大石知事からは、磯焼け対策に関する支援の拡充について、壱岐市磯焼け対策協議会を中心とする取組の成果を評価いただき、県は水産多面的機能発揮対策事業等で、植食性動物の駆除から処分までの取組を支援しているところであり、国の予算も減少傾向と大変厳しい状況の中、引き続き予算の確保に努めていきたい旨の御回答をいただきました。

また、ブルーカーボンクレジット申請に対する支援・協力についても、本市の積極的な取組を評価いただき、県としても磯焼け対策に非常に有効な取組だと考えており、藻場に関する情報の提供等、支援、協力をしたい旨の回答をいただいたところであります。本取組は水産業を中心とした産業振興はもとより、観光・商工業の振興やブルーカーボンによる地球温暖化対策等、SDGsの取組に寄与することから、国・県の支援のもと、今後とも積極的に推進してまいります。

次に、第4次壱岐市総合計画についてでございます。

総合計画は、市政の基本方針として、本市の「まちづくり」の方向性を示す最上位に位置づけられる計画であり、現行の「第3次壱岐市総合計画」では、SDGsの理念を踏まえた「誰一人取り残さない協働のまちづくり。」を基本理念として掲げ、総合的かつ計画的に各種施策に取り組んでいるところであります。現計画の期間が令和2年度から令和6年度までの5年間となっていることから、このたび、次期計画の策定に着手したところであります。

今回策定する「第4次壱岐市総合計画」では、少子高齢化による人口減少対策はもとより、新たな感染症や大規模災害等の脅威、物価高騰に伴う市民生活及び事業者への影響等、社会情勢の大きな変化及び多様化する市民ニーズを総合的に踏まえ、本市が進むべき将来ビジョンを明らかにし、そのビジョンを達成すべく、今後5年間の具体的な施策を示す計画として策定いたします。

去る10月23日に第1回壱岐市総合計画審議会を開催し、策定方針についてお示ししたと

ころであり、本年度中に計画骨子案の策定を行うこととしております。計画の策定に当たっては、アンケート調査、パブリックコメント等の実施により、市民皆様の多様な御意見を反映させるとともに、今後も必要に応じて、審議会を開催し、様々な分野の関係者及び公募委員から幅広い御意見を伺いながら、策定に向けて進めてまいります。

次に、地域が抱える課題への対応をはじめ、市民皆様が主体となったまちづくりの実現に向けて進めている、まちづくり協議会について、去る１０月１日に芦辺地区まちづくり協議会が新たに設立され、全１８校区中１５地域での設立となりました。

また、盈科、石田の２地域で幹事会が立ち上げられ、まちづくり協議会の設立に向けた準備が進められておりますので、より一層の取組を進めてまいります。

次に、第１５回エコマテリアル国際会議の開催についてでございますが、去る１１月２７日から２９日にかけて、本市出身で環境に調和した物質・材料の利用技術開発等で多大な功績を上げられている原田幸明氏が会長を務められるエコマテリアル・フォーラム主催の第１５回エコマテリアル国際会議が、壱岐の島ホールを主会場に開催されました。

エコマテリアルとは、環境に配慮した循環型社会の技術開発により、例えば、ごみから作ったエコセメントや石油を使わないバイオプラスチックなど、資源から廃棄まで環境への影響を低減することに配慮し、末永く使えるように工夫された高性能な材料と定義されております。本国際会議は、エコマテリアルの研究開発に関わる研究者・技術者、ＮＰＯ法人、企業等が一堂に会して、これらの取組等を議論する場として、国内外から約６０名の参加を得て開催されたところであります。

本国際会議には、２０１９年に本市が発出した国内自治体初の「気候非常事態宣言」に関し、多大なお力添えをいただいた山本良一東京大学名誉教授の講演をはじめ、将来の環境問題解決に向けた研究や議論が展開されました。今回本市での開催となりましたのは、本市がこれまで取り組んできたＲＥ水素実証事業及び藻場再生の取組をはじめ脱炭素の島づくりの成果でもあります。

本国際会議を契機に、改めて再生可能エネルギーの１００％の島の実現に邁進してまいります。

次に、本市では、議会議員等の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給与の額に関することについて審議をするため、壱岐市特別職報酬等審議会を設置しております。この開催時期については、市議会から４年に一度の市議会議員改選の時期に併せて開催を希望する旨の要望をいただいております。前回、令和３年度の議員改選以降、開催の時期等について検討を重ねてまいりました。皆様御承知のとおり、令和３年度から４年度にかけては新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るっている時期であり、社会情勢が見通せない中で審議会を開催

することは時期尚早であるとの判断から、市議会とも協議の上、開催を見送ってきたところがあります。

このたび、本年5月8日には新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、国内経済も活発化しており、社会情勢の変化も一定の落ち着きを見せていること、また、本市の議会議員並びに市長等の報酬額が合併間もない平成17年度以降、約19年間改定がなされていないこと等を踏まえ、審議会を開催することといたしました。

今後、市内の公共的団体等の代表者並びに市民代表の方々と構成される審議会に諮問し、来年の早い段階で答申をいただく予定といたしております。

次に、交流人口拡大についてでございます。

本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年4月から10月までの乗降客数は、38万5,814人、対前年比120.7%でありました。コロナ禍からの観光需要の回復とともに、繁忙期の夏場に台風の影響が少なかったことが好調の要因であると考えております。

去る10月12日、大型客船「にっぽん丸」が本市へ寄港し、約240名の方々が来島されました。本ツアーは、愛媛県新居浜港を出発して、本市のみに寄港するツアーで、新居浜港出港時には、ゆるキャラの人面石君が船に乗り込み、壱岐をPRしたところであります。郷ノ浦港新岸壁到着後は7コースに分かれて各所を巡られ、お客様アンケートにおいても、壱岐での満足度は非常に高かったとの報告をいただいております。

今回のように本市のみに寄港するツアーは、特に経済効果が高いものであり、企画していただいたJR四国様に心から御礼申し上げますとともに、長崎県と連携してさらなる大型客船の誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

去る10月21日に開催した「壱岐市市制施行20周年記念 神々の島 壱岐ウルトラマラソン2023」は、多くの市民皆様の御協力をいただき、大きな事故等もなく、盛会に終了することができました。

大会当日は爽やかな秋晴れで例年より若干気温が低いという絶好のコンディションの下、出走者数678名、完走者数551名、完走率81.3%と、これまでにないすばらしい結果となり、特に100キロメートルの部では、優勝したランナーと2位とのタイム差が僅か4秒という好レースでありました。

1,000名を超えるボランティアスタッフの皆様をはじめ、沿道からの暖かい声援やコース周辺の交通規制等、円滑な大会運営に御協力いただいた市民皆様、協賛及び支援をいただいた企業等及び各種団体の皆様など、今大会を支えていただいた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

スポーツ合宿については来年元旦に行われるニューイヤー駅伝へ初出場を果たす「富士山の銘水長距離陸上競技部」が、本市で初となる合宿を行われる予定であります。また、2月には、ニューイヤー駅伝に32年連続34回目の出場となる本市出身の濱田征司監督率いる「YKK陸上長距離部」と、来年の第100回箱根駅伝本戦に2年ぶり2回目の出場となる「駿河台大学駅伝部」が、3月には、去る11月26日に開催された第43回クイーンズ駅伝に7年連続14回目出場の「スターズ陸上競技部」が、本市での合宿を行われる予定であります。これまでの誘致活動の成果を実感するとともに、スポーツ合宿が地域の活性化につながっているものと捉えております。

次に、産業の振興についてでございます。

本年度の水稻の作柄は、田植期以降、日照不足で穂数が減少したものの、出穂期以降は天候に恵まれ、長崎県全体では10アール当たり予想数量は480キロ、作況指数99に対し、壱岐市においては、10アール当たり496キログラム、作況指数98の発表がなされました。等級成績につきましては、早期米については、「コシヒカリ」は2等でありましたが、高温耐性のある「つや姫」、「にこまる」、「なつほのか」はほとんどが1等となりました。

また、本年度は宮中献穀事業に取り組んでおり、去る11月30日に長崎県知事へ宮中献穀記念米の贈呈を行いました。贈呈に併せて、県庁内食堂においては壱岐市で生産された「つや姫」の提供などを行い、長崎県産米の消費拡大に向けたPRを行ってまいりました。

葉たばこについては移植期以降、6月下旬から7月中旬にかけて強風雨と日照不足により、一部の圃場で立枯病等に見舞われましたが、平均収量は252キロとなり、目標収量の250キロを確保できております。11月7日から9日にかけて行われた葉たばこ販売では、1キロ当たりの代金は2,073円、10アール当たり代金は52万2,000円でありました。

畜産業については、JA壱岐市肥育牛の販売実績は、10月の枝肉単価が2,153円で昨年同月比260円安と低迷し、子牛価格も下落している中、昨今の燃料・肥料・飼料単価の高騰の影響を受け、農業経営を圧迫する厳しい状況になっております。

そのため国の子牛価格の下落対応として、販売頭数に応じて、子牛の平均価格と、和子牛生産者臨時経営支援事業発動基準価格である60万円との差額の4分の3が支援され、第3四半期においては、肉用子牛生産者補給金と合わせて、8万2,000円交付されることになっております。

また、農業者並びに関係機関が一堂に会し、肉用牛の危機的状況を突破するため、去る11月18日に壱岐島開発総合センターで、肉用牛経営危機突破決起大会が開催されました。

このような中、12月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり6万8,000円高の平均55万6,000円で、上向きの取引となっております。

次に、本年４月から１０月までの本市の漁獲量及び漁獲高を去年同期と比較しますと、漁獲量は１３．８％減の１，１６３トン、漁獲高は０．４％減の１５億６，７００万円と、漁獲量、漁獲高ともに減少しております。５月から６月にかけて大型マグロが約７０トン漁獲されましたが、特にイカ類の漁獲が減少しており、他の魚類の不漁も影響しております。魚価は少しずつコロナ禍前に戻りつつありますが、今後、東京電力福島第一原子力発電所処理水放出に係る影響も少なからず考えられます。漁業者の経営維持は依然として厳しい状況にあり、このような状況を踏まえ、漁業用燃油対策事業等を実施し、漁業者の経営維持・存続を支援をいたしております。

次に、本年度の長崎県並びに長崎県議会への要望項目中、クロマグロの漁獲制限については、沿岸漁業の漁獲枠の拡大・撤廃、資源管理に伴う減収補填措置の充実、放流支援の充実等、国への働きかけを要望し、併せて、磯焼け対策についても植食性動物の駆除等に関する支援の拡充等を要望したところであります。

依然として、本市水産業は大変厳しい状況が続いておりますが、今後も引き続き漁業者の皆様、そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図り、水産振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、権利擁護に係る中核機関の設置についてでございます。

国では、認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方で判断能力が十分でない方の権利擁護に関する普及啓発をはじめ、成年後見制度の利用促進及び地域連携を推進するため、権利侵害の予防・解消に取り組む中核機関の設置を義務づけており、本市では本年１１月１日に中核機関を開設し、業務については後見センター壱岐を運営している壱岐市社会福祉協議会へ委託をいたしております。

令和７年には、国内における認知症の方が約７００万人となる見込みであり、本市においては、介護保険認定を受けている方で認知症自立度Ⅱ以上の方は本年３月末時点で１，１５８人となっております。これに伴い、全国的に成年後見制度利用者数も年々増加傾向にあり、本市における権利擁護利用者数は本年９月末時点で８７件、うち成年後見制度利用者数は３０件であり、今後も増加する見込みであります。

認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気でありますので、関係機関と連携を図り、一人一人の権利が守られる仕組みを構築していくとともに、中核機関がその機能を十分に発揮するためには、まずは、成年後見制度について市民皆様の理解が最も重要でありますので、広報紙、チラシの回覧及び市民向け講座等により周知を図り、成年後見制度の利用が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、昨年６月１４日に発生した壱岐市クリーンセンターのマテリアルリサイクル推進施設内の火災については、部品の製造や機器の調達に時間を必要とすることから、令和５年度の繰

越し事業としていましたが、本年１０月に必要な機器の調達を終え、工事を実施しており、年内には試験運転及び完了検査を行い、通常業務に戻る予定であります。また、施設の被災のために破砕処理ができなかった不燃物については施設敷地内に保管しており、通常業務に支障が生じない範囲で処理していく計画といたしております。

市としましては、今後このような事故が起こらないよう、発火する危険性のある電池等の分別の徹底を改めて市民皆様に周知するとともに、クリーンセンターの職員に対しても、受け入れた爆発性や引火性のある廃棄物の分別の徹底を指示し、年２回の消防訓練を実施するなど、これまで以上の安全管理と技術力の向上により、再発防止に努めてまいります。

次に、教育関係についてでございます。

全国的な文化の祭典である国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が、令和７年秋に「ながさきピース文化祭２０２５」として長崎県全域での事業展開を予定されており、本市においても、壱岐市大会として実施する予定であります。

令和７年は「原の辻遺跡」が国特別史跡指定２５周年、また、郷土の偉人である「松永安左エ門翁」の生誕１５０年を迎えます。こうした節目の年に、両文化祭の開催を契機といたしまして、「文化で市民が繋がる心豊かな壱岐市」を目指し、壱岐市全体を１つの会場と捉えて、本市の魅力を大いに発信していく機会とするため、去る１０月１３日に、第４０回国民文化祭、第２５回全国障害者芸術・文化祭壱岐市実行委員会設立総会を開催し、各種事業の展開のための検討を始めたところであります。

今後、市内関係機関・関係団体の皆様と連携しながら、壱岐の魅力ある文化の大会となるよう進めてまいります。

次に、防災、消防・救急についてでございます。

まず、防災対策につきましては、去る１１月５日に、勝本町勝本港一帯において、令和５年度壱岐市防災訓練を、関係機関３３組織約３００名の参加協力により実施いたしました。訓練は、壱岐市で震度６強の地震が発生して甚大な被害が発生したと想定し、大がかりで実践的な内容により実施したところであります。

去る１１月１６日には、渡良浦港浮き桟橋及び周辺海上一帯において、令和５年度フェリーみしま救難訓練を、壱岐海上保安署、壱岐警察署、郷ノ浦町漁業協同組合の御協力の下、車両甲板から火災が発生したと想定し、通報、救助活動、消火活動等、一連の訓練を実施したところであります。

また、去る１１月１７日、県主催による長崎県原子力安全連絡会が開催され、県、市、九州電力、各関係機関の代表２１名が出席し、玄海原子力発電所に関する防災対策について、情報の共有及び意見交換を行ったところであり、来年２月には、長崎県及び本市を含めた県内４市と

関係機関合同による長崎県原子力防災訓練を実施いたします。訓練内容等詳細については現在調整中ですが、玄海原子力発電所での放射能漏れ事故を想定し、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置・運営訓練、緊急時モニタリング訓練、原子力災害医療訓練、住民避難・誘導並びに広報訓練等、実戦的な訓練の実施を予定しております。

今後とも、関係機関と十分連携を図り防災対策に取り組んでまいりますので、市民皆様におかれましては、日頃の備え、さらには自主防災組織での取組など、自助、共助に努めていただきますようお願いをいたします。

消防・救急については、国において、カーボンニュートラルに向けたEV普及に付随する急速充電設備における基準の見直しをはじめとした省令が公布されたことに伴い、今回、壱岐市火災予防条例の一部改正について、議案を提出いたしております。

これから年末年始にかけ、火気を取り扱う機会が増え、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期となりますので、市民皆様には、火の取扱いに十分御注意されますようお願いをいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出した令和5年度補正予算の概要は、一般会計補正額1億6,274万5,000円、各特別会計の補正総額は5,580万2,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、2億1,854万7,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、250億7,920万4,000円で、特別会計については、85億9,003万6,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告1件、条例の制定・一部改正に係る案件10件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件7件、予算案件7件であります。

何とぞ慎重に御審議を賜り、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、9月会議以降の市政の重要事項また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 報告第18号～日程第29. 議案第77号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第18号から、日程第29、議案第77号までの、以上25件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました報告並びに各議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 皆さん、おはようございます。

報告第18号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により、報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

専決第8号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。

令和5年11月13日専決でございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町個人。損害賠償額は8,000円であります。

損害賠償の理由でございますが、令和5年9月11日午後1時30分頃、芦辺町深江鶴亀触の県道勝本石田線において、市職員が運転する公用車が駐車場から県道を横断しようと侵入してきた対向車と衝突し、公用車の前方、バンパー右側部と、損害賠償の相手方である対向車の助手席側ドア部が接触し、損傷させたものでございます。

今回の事故の発生状況は、損害賠償の相手方である個人が県道への進入時に左右確認不足による飛び出しが原因であり、公用車を運転した職員は速度を減速し、警笛を鳴らすも、結果として接触を避けることができなかったものであります。幸いにも両者ともけがはなく、物損事故のみとなっております。

損害賠償の内容につきましては、本事故の責任割合が、壱岐市が加入しております保険会社との協議の結果、壱岐市が10%、相手方が90%となり、相手方車両の修理代が8万円で、損害賠償額はその10%に当たる8,000円が保険により相手方へ直接支払いされるものであります。

今後このような事故が起きないように、運転者本人にはさらなる周辺確認に注意を払うよう周知したところであります。

以上で、報告第 18 号について専決処分の報告を終わります。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） おはようございます。

議案第 54 号から議案第 57 号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第 54 号から議案第 56 号につきましては、提案理由等に共通するところがありますので、まずそのことについて御説明をいたします。

今回、当該議案の提出に至りました経過といたしましては、本年 8 月 7 日に人事院より一般職の国家公務員の給与等に関する勧告がなされました。

これを受けまして、10 月 20 日に閣議決定が行われまして、人事院勧告どおりの改定を行うものとする。特別職の国家公務員の給与についても、一般職の改定趣旨に沿って取り扱うものとするとして、一部を改正する法律は令和 5 年 11 月 24 日に公布されております。

地方公務員の給与改定についても国家公務員の取扱いを基本とし、また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましても、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、これまで同様にその取扱いに準じて調整することとしております。

なお、県内各市・町の情勢といたしましては、いずれも国・県に準じた取扱いとする方針と確認をいたしております。

それでは、議案の説明をいたしますが、提出議案の順番は、例規の体系順に基づき、条例制定番号の若い順となっております。

まず最初に、議案第 54 号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開き願います。今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給率についての改定、調整でありまして、年間支給率を 100 分の 340 するものでございます。現行の 100 分の 330 に 100 分の 10 を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和5年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の165を100分の175に改め、支給済みの6月期分100分の165と合わせて年間100分の340とするものでございます。現行より100分の10の増加となります。

第2条は、令和6年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和6年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の170とし、年間計100分の340に改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料の1ページ及び2ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。

第2項は、第1条の適用を令和5年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和5年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開き願います。今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率についての改定調整でありまして、年間支給率を100分の340にするものでございます。現行の100分の330に100分の10を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年12月1日に遡及適用をすることを規定しております。つまり、令和5年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の165

を１００分の１７５に改め、支給済みの６月期１００分の１６５と合わせて、年間１００分の３４０とするものでございます。

第２条は、令和６年４月１日から適用するものを規定しております。つまり、令和６年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、６月期、１２月期をそれぞれ１００分の１７０とし、年間１００分の３４０に改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料１の３ページ及び４ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

附則として、第１項は、ただいま説明をいたしました施行日及び適用日について規定をいたしております。

第２項は、第１条の適用を令和５年１２月１日に遡及適用することを規定しております。

第３項は、改正条例施行後における令和５年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

以上で、議案第５５号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第５６号老岐市職員の給与に関する条例及び老岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

老岐市職員の給与に関する条例及び老岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開き願います。この議案第５６号の改正条例は、第１条から第４条及び附則の構成となっております。改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法を取っております。

第１条では、老岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和５年４月１日に遡及して適用するものを規定しております。

正規職員の期末手当、１２月分の支給率を１００分の１２５に改め、年間１００分の２４５とし、１００分の５引き上げる旨を定めております。また、再任用職員の期末手当、１２月の支給率を１００分の７０に改め、年間を１００分の１３７．５とし、１００分の２．５引き上げる旨を定めております。

さらに、正規職員の勤勉手当、１２月分の支給率を１００分の１０５に改め、１００分の２０５とし、１００分の５引き上げる旨を定めております。

また、再任用職員の勤勉手当、12月分の支給率を100分の50に改め、100分の97.5とし、100分の2.5引き上げる旨を定めております。

次に、議案書2ページから17ページまでは、給料表について改定をいたしております。行政職給料表においては、初任給を、大卒1万1,000円、高卒1万2,000円の引き上げ及び初任給をはじめ、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で、平均改定率1.1%の引き上げ改定を行っております。

その他の給料表につきましても、行政職給料表と均衡を基本に改定をいたしております。

次に、議案書18ページをお願いいたします。第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものを定めております。

正規職員の期末手当、6月分の支給率100分の120、12月分の支給率100分の125を、それぞれ100分の122.5に改めるものでございます。年間100分の245となります。また、再任用職員の期末手当、6月分の支給率100分の67.5、12月分の支給率100分の70を、それぞれ100分の68.75に改めるものでございます。年間100分の137.5となります。

さらに、正規職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の100、12月分の支給率100分の100を、それぞれ100分の102.5に改めるものでございます。年間100分の205となります。また、再任用職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の47.5、12月分の支給率100分の50を、それぞれ100分の48.75に改めるものでございます。年間100分の97.5となります。

次に、第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。任期付職員の期末手当、12月分の支給率を100分の175に改め、年間100分の340とし、100分の10引き上げる旨を定めております。

また、給料表につきましても、国に準じて引き上げ改定を行っております。

次に、第4条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものを定めております。

任期付職員の期末手当、6月分の支給率100分の165、12月分の支給率100分の175を、それぞれ100分の170に改めるものでございます。年間100分の340となります。

改正条例の新旧対照表につきましては、議案関係資料1の5ページから10ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

附則として、第１項、第２項は、ただいま説明をいたしました施行日及び適用日について規定しております。

第３項については、改正条例施行後における令和５年度分の給与並びに給与の内払い及び差額支給について規定しております。

第４項については、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める旨を規定をいたしております。

以上で、議案第５６号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第５７号壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。令和５年５月８日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりました。これを受けて、本市の会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給するためには支給対象者、支給額、支給方法等について条例で定める必要がございますので、今回壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、改正を行うものでございます。

第１条は、壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、第１５条第１項第１号及び第２号中に、勤勉手当の文言を加えております。

第２条は、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正しようとするもののうち、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定を追加するものでございます。

改正条例の新旧対照表につきましては、議案関係資料１の１１ページから１７ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上で、議案第５４号から議案第５７号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 皆さん、おはようございます。

議案第５８号から議案第６０号まで続けて御説明申し上げます。

まず、議案第５８号壱岐市税条例の一部改正について。

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては、記載のとおりでございます。

また、議案資料１の１８ページから２６ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

主な改正内容は３点でございます。

まず１点目は、森林環境税の導入に伴うものですが、森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成３１年度税制改正により創設をされた国税であります。今回、令和６年度から住所所在市町村が個人市民税の均等割と併せて、税率年額１，０００円を賦課徴収することとされたことから、賦課徴収の方法について規定をするものでございます。なお、これまで復興財源確保等のため、平成２６年度から個人市民税の均等割に加算をされていた税率年額１，０００円は、令和５年度で終了となりますが、今回森林環境税の導入により、年間５，５００円の均等割額に変更はございません。

次に、２点目は、個人の市民税にかかる給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に伴う改正であります。

給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができる規定を追加しております。

次に、３点目は、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例に関する規定の改正でございます。

この改正については、自動車メーカーの燃費、排ガス試験不正により生じた軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を１００分の１０から１００分の３５へ引き上げるものでございます。

そのほかにつきましては、法律改正による字句や引用条項等の整備をするものでございます。
次に、改正文の３ページをお開き願います。

附則、第１条、施行期日につきましては、令和６年１月１日から施行するものでございます。
ただし、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に伴う改正は、令和７年
１月１日から施行するものでございます。

附則第２条は、市民税に関する経過措置を、附則第３条は、軽自動車税に関する経過措置を
定めるものでございます。

議案第５８号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第５９号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法並びに地
方税法施行規則等の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額について、世帯内に令和５年１
月以降に出産する予定（出産した）の国民健康被保険者がいる場合、当該被保険者の出産予定
月の前月から出産予定月の翌々月までにかかる所得割と均等割を減額（免除）する旨の改正を
行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

改正文につきましては記載のとおりであります。

議案資料２７ページから２９ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照をお願い
します。

主な改正内容でございますが、第２３条国民健康保険税の減額に、新たに第３項を加えるも
ので、国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８第４項に規定する
出産被保険者が属する場合に、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額
の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月から出産予定月の
翌々月までの期間、いわゆる産前産後期間に係る４か月の月数を乗じた額を減額、免除する規
定を追加するものでございます。

第１号及び第２号は、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額及び被保険者均等割額に関
する規定でございます。

第３号及び第４号は、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額及び被保険
者均等割額に関する規定でございます。

次に２ページをお願いします。第５号及び第６号は、出産被保険者に係る介護納付金課税額

の所得割額及び被保険者均等割額に関する規定でございます。

なお、令和５年１月１日以降に出産予定の国民健康被保険者の方が対象であります、これには死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれております。

次に、第２４条の２の次に新たに第２４条の３を加え、出産被保険者に係る届出に関する規定を記載のとおり追加をしております。

次に、３ページをお開き願います。

附則として、この条例の施行期日は令和６年１月１日でございます。

附則第２項に、適用区分として、この条例による改正後の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月１日以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものとし、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたします。

議案第５９号の説明については以上でございます。

続きまして、議案第６０号について御説明申し上げます。

議案第６０号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について。

壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、令和６年３月３１日をもって壱岐市立渡良保育所、壱岐市立初山保育所及び壱岐市立沼津保育所を閉所するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例。改正文につきましては記載のとおりでございます。

議案資料３０ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、第２条の表から、壱岐市立渡良保育所の項、壱岐市立初山保育所の項及び壱岐市立沼津保育所の項を削るものでございます。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

渡良保育所及び初山保育所並びに沼津保育所の閉所につきましては、第２期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）において、子ども・子育て会議の令和５年７月２８日答申を尊重したもので、保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等について、実情に応じた見直しを行うこととし、令和６年度へき地保育所の提供体制の人数を２３０人から１１０人に見直しを行っております。

また、保護者会等の皆様と閉所に向けての意見交換等を行い、御意見や御要望に一つ一つ対応し、御理解をいただいたものでございます。

以上で、議案第58号から議案第60号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き議案説明を続けます。平田建設部長。

〔建設部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部長（平田 英貴君） 議案第61号、議案第62号を続けて御説明申し上げます。

議案第61号壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、令和6年4月1日から壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

公営企業会計への移行につきましては、平成31年1月に総務大臣より、平成31年度から平成35年度、令和5年度までの5年間で公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行するよう要請がなされたことから、今回公営企業法の適用を行うものであります。

次のページをお開き願います。本条例は、壱岐市下水道事業の地方公営企業化に伴い、下水道事業に関する条例を第1条から第11条及び附則の条立てによる改正方法を取っております。

主な改正内容といたしましては、第7条壱岐市特別会計条例の一部改正において、下水道事業が公営企業会計へ移行するため、壱岐市下水道事業特別会計を削除しております。

次に、第11条壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正において、下水道事業に地方公営企業法の全部適用することを規定しております。

また、下水道事業に管理者を設置しないことを規定しております。地方公営企業法では公営企業の管理者を置くことが原則となりますが、小規模な公営企業にまで専任を置くことは組織の肥大化を招き、逆に非効率な公営企業となってしまうことから、法第7条ただし書きにより、条例で管理者を置かない旨を定めることができるようになっており、その際には地方公共団体の長が管理者の権限を行うこととなります。

以上が、主な改正内容となります。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、新旧対照表は、議案関係資料1の31ページから63ページに記載しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、令和6年4月1日から壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改正内容は、壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、水道事業と下水道事業を1つの条例で整理することから、題名を、壱岐市上下水道事業職員の給与に関する条例に改め、第1条及び第2条中の水道事業職員を上下水道事業職員に改めるものでございます。

また、地方自治法の一部改正に基づき、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを規定しております。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、新旧対照表は、議案関係資料1の64ページに記載しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第62号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川消防長。

〔消防本部消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 康君） 議案第63号壱岐市火災予防条例の一部改正について。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正する。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

主な改正内容でございますが、急速充電設備について、第11条の2につきましては、近年急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、従来は変電設備としてされていた急速充電設備も含め、全出力が10キロワットを超える急速充電設備を、対象火気設備等の対象とする旨の改正が行われました。

また、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクタ型であることを明確化し、分離型の急速充電設備への対応など、所要の改正が行われました。

第13条の蓄電池設備については、脱炭素社会の実現等に向け、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料、構造等の多様化が進んでること、JIS等の標準規格において出火防止措置や延焼防止措置等を盛り込まれるようになったこと等を踏まえ、蓄電池の設備の種別や安全性に応じた内容となるよう、所要の見直しが行われたものでございます。

喫煙等に関する規定第23条につきましては、平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。条例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、喫煙の制限に係る規定が改正されました。

別表第3、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離につきましては、昨今のキャンプブーム等を受けて、住宅等含めまきストーブの利用が広がっているところです。そこで、まきストーブや炭火焼き器について火災予防、防火上の安全措置が講じられたものであることから、基準の見直しが行われたものです。

なお、施行日は令和6年1月1日施行といたします。

また、資料65ページから73ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第63号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔消防本部消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 議案第64号から議案第67号までを続けて御説明をいたします。

まず、議案第64号の公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、苓崎市テレワーク施設、位置は、苓崎市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外。2、指定管理者は、苓崎市芦辺町深江鶴亀触1092番地5、一般社団法人苓岐みらい創りサイト代表理事吉田寛。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。

その理由といたしましては、今回指定管理候補者である一般社団法人苓岐みらい創りサイトは、地方創生連携協定を提携している富士ゼロックス株式会社と苓崎市が、地方創生のための主要事業であるテレワーク推進のために設立した団体であり、現在の指定管理者で適正な管理がなされております。

当該施設の運営管理を行う団体として、今後もテレワーク、SDGs、エンゲージメントなど、本市の重点施策を効率的、継続的に推進していくためには、引き続き次期の指定管理者としてこの団体が最適と判断し、選定するものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

続きまして、議案第65号、同じく、公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、苓崎市芦辺浦住民集会所、位置は、苓崎市芦辺町芦辺浦85番地3。2、指定管理者は、苓崎市芦辺町芦辺浦85番地3、芦辺浦商業組合組合長篠崎勉。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募といたしております。

その理由といたしましては、本施設は、芦辺浦に位置して、昭和47年に地域の利便性の向上を目的として地域住民の集会所、また商工の諸活動に寄与する目的で建設されております。

当該施設を管理運営する上では、管理者をまず芦辺浦の組織の中から選定したいということ、芦辺浦商業組合は現在の指定管理者であり、適正な管理がなされており、引き続き次期の指定管理者としてこの団体が最適と判断し、選定するものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

続きまして、議案第66号、同じく、公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市自動車教習場、位置は壱岐市郷ノ浦町田中触991番地1。2、指定管理者は、佐世保市椎木町320番地、株式会社共立自動車学校代表取締役長島正太郎。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募といたしております。

その理由といたしましては、当該団体は昭和40年から現在まで、長きにわたり安全な交通社会を構築する目的で、安全運転者の育成、自動車免許取得等に貢献をいただいております。

令和4年度は普通車、二輪車、大型特殊の延べ入所者数231人、高齢者講習受講者数延べ1,248人、免許試験受験者数延べ471人の利用実績があっております。長年の管理実績もあり、適正な管理体制に努められており、引き続き次期の指定管理者としてこの団体が最適と判断し、選定するものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号、同じく、公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市高等職業訓練校、位置は壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、1213番地5。2、指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、1213番地5、職業訓練法人壱岐高等職業訓練協会会長松永裕一。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募といたしております。

その理由といたしましては、長崎県の職業訓練の認定を受けている団体は、市内で壱岐高等職業訓練協会の1団体だけございまして、昭和54年に開設以来、壱岐市唯一の技能養成機関として壱岐市の労働者の技能向上、労働者の地位確立、技術指導者及び経営者としての資質向上に貢献をしてこられました。

壱岐市の労働者のために、誠実かつ適正な技術指導、管理体制、社会貢献に努められており、引き続き次期の指定管理者としてこの団体が最適と判断し、選定するものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 議案第 6 8 号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、マリンパル壱岐、位置、壱岐市石田町印通寺浦 4 7 1 番地 2。2、指定管理者、壱岐市石田町印通寺浦 4 7 1 番地 2、有限会社マリンパル壱岐取締役赤木英機。3、指定期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。

提案理由でございますが、マリンパル壱岐の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補者である有限会社マリンパル壱岐はマリンパル壱岐建設時に施設管理団体として、第 3 セクターとして設置された団体であり、現在地元商店街とも良好な関係を築き、健全な経営を続けております。

当該施設の運営、管理を行う団体としては、この団体が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査、選定をいたしております。

以上で、議案第 6 8 号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 議案第 6 9 号及び議案第 7 0 号について、続けて御説明をいたします。

まず、議案第 6 9 号公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称は、原の辻一支国王都復元公園、位置は、壱岐市芦辺町深江鶴亀触 1 0 9 2 番地 5 外。2、指定管理者、壱岐市芦辺町諸吉本村触 3 8 番地、特定非営利活動法人一支國研究会理事長伊佐藤由紀子。3、指定期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まででございます。

提案理由でございますが、原の辻一支国王都復元公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものです。

この原の辻一支国王都復元公園の指定管理者の指定につきましては公募によるものでございまして、特定非営利活動法人一支國研究会より申込書の提出をいただき、1 0 月 3 0 日に指定管理者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び質疑応答の後、評価項目に基づいて審査

を行い、指定管理者候補者として当法人を選定したものでございます。

続きまして、議案第70号公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、青嶋公園、位置は、苓崎市芦辺町諸吉南触1691番地。2、指定管理者、苓崎市芦辺町芦辺浦562番地、苓崎市森林組合代表理事組合長深見忠生。3、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由でございますが、青嶋公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

この青嶋公園の指定管理者の指定につきましては公募によるものでございまして、2社より申込書の提出をいただき、10月30日に指定管理者選定委員会を開催し、2社によるプレゼンテーション及び質疑応答の後、評価項目に基づいて審査を行い、指定管理者候補者として苓崎市森林組合を選定したものでございます。

以上で、議案第69号、議案第70号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第71号令和5年度苓崎市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

令和5年度苓崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,274万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億7,920万4,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

6 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費として、7 款土木費、3 項河川費の急傾斜地崩壊対策事業及び 1 0 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、同じく 2 項公共土木施設災害復旧費につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として、合計 1 億 7,500 万円を計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別添資料 2、令和 5 年度 1 2 月補正予算（案）概要の 8 ページから 9 ページに記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。7 ページ。第 3 表債務負担行為補正の 1、追加として、マリンパール壱岐指定管理料ほか 4 件につきまして、指定管理者の新たな機関の指定に伴い、当該期間に係る指定管理料の債務負担行為を記載のとおり計上するものでございます。

8 ページから 1 0 ページをお開き願います。第 4 表、地方債補正の 1、変更で、以下計上しております各地方債につきまして、県営事業負担金の変更及び起債対象事業費の調整、災害復旧に係る地方債の追加によりまして、記載のとおり限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

1 4 ページから 1 5 ページをお開き願います。1 1 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正に係る一般財源として、普通交付税 1 億 5,122 万 3,000 円、特別交付税 2,545 万 1,000 円を計上しております。

1 5 款国庫支出金、1 項 3 目災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、9 月に発生した豪雨による災害復旧に係る国庫負担金 1,320 万円を計上しております。

同じく、2 項 1 目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、燃料費高騰等の影響を受けている交通事業者、生活物資等運送業者支援に係る財源として、1,134 万 5,000 円を計上しております。

1 6 款県支出金、2 項 2 目民生費県補助金の重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業補助金は、重度障がい者の生活支援事業における国庫負担基準超過分に係る県補助金で、2,502 万 2,000 円を計上しております。

また、これに伴いまして、国・県の自立支援給付費負担金をそれぞれ組み換え減額しております。

同じく 2 項 4 目農林水産業費県補助金の農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金は、農地中間管理機構を活用した農地の集積化、集約化に対する協力金の 1 0 分の 1 0 補助で、今年度見込みの増による追加の補助金 82 万 9,000 円を計上しております。

1 6 ページから 1 7 ページをお開き願います。2 2 款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般について、今回、人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正、前年度補助事業に係る国・県補助金の精算返納金の補正を行っております。

補正予算の主な事業内容につきましては、別添資料 2、令和 5 年度 1 2 月補正予算（案）概要で説明いたします。

2 ページをお開き願います。2 款総務費、1 項 6 目企画費の移住定住促進プロジェクト事業は、当該通勤通学者、交通費の助成について、当初見込みより実績が上回る見通しであるため、これに係る助成金 2 1 6 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

2 款 1 項 1 2 目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力、ガス、食料品等、価格高騰重点支援地方交付金を財源として、長引く燃料高騰に係る事業者支援として、総務課分は公共交通事業者への支援、4 8 3 万 5, 0 0 0 円を、商工振興課分は生活物資等の運送事業者への支援、6 5 1 万円を計上しております。

なお、両事業の詳細につきましては、別添資料 3、議案第 7 1 号関係資料に記載しておりますので、御参照願います。

次のページをお開き願います。3 ページ。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、法改正に伴う戸籍及び住民記録システムの改修費用及びマイナンバーカード交付申請のサポートを行う事業所への助成事業、合わせて 2 4 6 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業は、県の補助事業に採択された生産組合の機械設備導入に係る補助金で、事業費 7 8 7 万 3, 0 0 0 円の県補助金 3 分の 1 と、市負担分 1 0 分の 1 の、計 3 4 1 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

次のページをお開き願います。4 ページ。同じく、5 款農林水産業費、1 項 5 目農地費の農村整備費は、大左右地区排水路工事において、追加の工事を要するため、8 7 8 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

6 款商工費、1 項 2 目商工振興費は、誘致企業の雇用機会増大に係る助成について、雇用実績が当初の予定を上回る見込みとなりましたので、1 3 2 万円を計上しております。

次のページをお開き願います。5 ページ。1 0 款災害復旧費は、9 月に発生した豪雨に係る災害復旧費用について、1 項 1 目農地及び農業用施設災害復旧事業 2 1 9 万円、2 項 1 目公共土木施設災害復旧事業の補助分 1, 6 5 0 万円、単独分、9 3 0 万円を計上しております。

以上で、議案第 7 1 号令和 5 年度老崎市一般会計補正予算（第 5 号）について、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 崎川保険環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 議案第72号から74号まで、続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第72号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,952万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,205万1,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。歳入でございますが、補正財源としまして、4款1項1目保険給付費等交付金、6款1項1目一般会計繰入金及び7款1項1目その他繰越金を、それぞれ予算計上いたしております。

なお、一般会計繰入金の財政安定化支援事業繰入金は、交付税措置額の確定によるものでございます。

10ページから11ページをお開き願います。歳出でございます。1款1項総務管理費47万2,000円につきましては、会計年度任用職員の人件費及び産前産後保険税免除の実施に向けたシステム改修費負担金を追加補正いたしております。

2款2項高額療養費3,490万円につきましては、新型コロナからの受診控えが緩和され、不足が見込まれることから、追加補正いたしております。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金150万円につきましては、社会保険への資格認定の拡大により、資格喪失が増加したことにより補正をいたしております。

8款1項3目保険給付費等交付金償還金265万5,000円につきましては、令和4年度事業実績に基づく償還金でございます。

12ページは、人件費補正の明細でございます。

次に、議案第73号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億７７万８,０００円とします。

第２項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

８ページから９ページをお開き願います。歳入でございますが、補正財源としまして、１款１項後期高齢者医療保険料を補正いたしております。これは被保険者の増加によるものでございます。

１０ページから１１ページをお開き願います。歳出でございますが、２款１項後期高齢者医療広域連合納付金６８０万円につきましては、被保険者の増加及び保険料収納額が増加となる見込みから、保険料負担金を補正するものでございます。

次に、議案第７４号令和５年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

令和５年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６５１万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８億１,０５６万１,０００円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０５万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３,４６９万５,０００円とします。

第２項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

８ページから９ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入でございますが、人件費及びシステム改修費の補正財源としまして、法定負担割合に基づき、それぞれ補正をいたしております。

１０ページから１１ページをお開き願います。歳出でございますが、１款１項総務管理費２９万７,０００円、１款３項介護認定審査会費４４０万円につきましては、今後予定されております制度改正並びに介護報酬改定に基づくシステム改修費の補正でございます。

３款２項一般介護予防事業費２８万９,０００円、３款３項包括的支援事業・任意事業費１５３万円につきましては、人事異動並びに人事院勧告に基づく人件費の補正であり、１２ページから１５ページに人件費補正に係る給与費明細書でございます。

２２ページから２３ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、地域包括支援センター会計年度任用職員の人件費及びシステム改修費の補正財源としまして、３款繰越金を補正いたしております。

24ページから25ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項総務管理費105万6,000円につきましては、人件費の補正及び予定されております制度改正に伴う地域包括支援センターのシステム改修費の補正でございます。

26ページは人件費補正の明細書でございます。

以上で、議案第72号から74号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

〔建設部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部長（平田 英貴君） 議案第75号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,446万1,000円とします。2項については記載のとおりです。

本日の提出でございます。

8ページから9ページをお開き願います。歳入ですが、6款1項一般会計繰入金で58万9,000円を増額いたしております。

次に、10から11ページをお開き願います。歳出でございます。1款下水道事業費、1項管理費で51万1,000円、2款漁業集落排水整備事業費、1項管理費で7万8,000円を増額いたしております。これは人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増額補正を行っております。

以上で、議案第75号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 議案第76号令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,558万2,000円とする。第2

項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2 ページ、3 ページは第 1 表歳入歳出予算補正、5 ページから 7 ページは事項別明細書でございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。歳入予算補正について、御説明いたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を 1 3 1 万 4, 0 0 0 円増額いたしております。

次に、1 0 ページ、1 1 ページをお開き願います。歳出予算補正について、御説明をいたします。1 款運航費、1 項運航管理費、1 目一般管理費でございますが、議案第 5 6 号で御説明いたしました、沓崎市職員の給与に関する条例の一部改正等を根拠とする、給与改定による増及びその他の増減分として、給料 5 9 万円の増、職員手当 3 4 万 7, 0 0 0 円の増、共済費 3 7 万 7, 0 0 0 円の増、合計 1 3 1 万 4, 0 0 0 円を、計上をいたしております。

給与費明細につきましては、1 2 ページから 1 5 ページのとおりでございます。

以上で、議案第 7 6 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

〔建設部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部長（平田 英貴君） 議案第 7 7 号令和 5 年度沓崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第 1 条、令和 5 年度沓崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 5 年度沓崎市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第 1 款第 1 項営業費用で 6 4 0 万 7, 0 0 0 円の減額を行います。

第 3 条、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費を次のとおり改めます。職員給与費を 8 1 2 万 2, 0 0 0 円減額いたします。

第 4 条、債務負担行為の補正。予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり変更いたします。水質検査管理業務 1, 7 0 0 万円を 2, 1 0 0 万円に増額いたします。

本日の提出でございます。

1 0、1 1 ページをお開き願います。収益的支出ですが、支出で、1 款水道事業費用、1 項営業費用で 6 4 0 万 7, 0 0 0 円の減額をいたしております。これは、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

1 1 から 1 2 ページをお開き願います。債務負担行為に関する調書です。水質検査管理業務

において、本年１０月に厚生労働省から国が水質管理目標設定項目に位置づけているＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの２項目について、水道原水において、少なくとも年１回は水質検査を行い、濃度の把握に努めるよう要請がなされたことから、従来の検査項目に新たに検査項目を追加するため、増額するものでございます。

以上で、議案第７７号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案等の説明が終わりました。

日程第３０．陳情第１号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第３０、陳情第１号を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第１号につきましては、タブレットに配信しておりますので説明に代えさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、１２月１１日月曜日、午前１０時から開きます。

本日は、これで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前１１時５分散会

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和5年12月11日 午前10時00分開議

日程第1	報告第18号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑あり、 報告済
日程第2	議案第54号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第55号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第56号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第57号	壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第58号	壱岐市税条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第59号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第60号	壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第61号	壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第62号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第63号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

日程第12	議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について（ 壱岐市テレワーク施設）	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第65号	公の施設の指定管理者の指定について（ 壱岐市芦辺浦住民集会所）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第66号	公の施設の指定管理者の指定について（ 壱岐市自動車教習場）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（ 壱岐市高等職業訓練校）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第68号	公の施設の指定管理者の指定について（ マリンパル壱岐）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第69号	公の施設の指定管理者の指定について（ 原の辻一支国王都復元公園）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について（ 青嶋公園）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第19	議案第71号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第20	議案第72号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	議案第73号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	議案第74号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	議案第75号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	議案第76号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第25	議案第77号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 中原 正博君	6 番 山川 忠久君
7 番 植村 圭司君	8 番 清水 修君
9 番 土谷 勇二君	10番 音嶋 正吾君
11番 豊坂 敏文君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 赤木 貴尚君
16番 小金丸益明君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	山川 正信君	議会事務局次長	平本 善広君
議会事務局次長補佐	松永 淳志君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	中上 良二君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	西原 辰也君
保健環境部部长	崎川 敏春君	農林水産部部长	谷口 実君
建設部部长	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君

午前 10 時 00 分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

ただいまの出席議員は 15 名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

○市長（白川 博一君） おはようございます。

市職員の不祥事について、御報告いたします。

誠に遺憾なことでございますが、壱岐市の会計年度任用職員が、飲酒運転を行った事案が発生いたしました。

飲酒運転を行った職員は、市長事務部局の会計年度任用職員でございます。事案の内容は、本年 9 月 23 日土曜日に知人宅で飲酒した後、帰宅する際に自家用車を運転し、午後 11 時過ぎに帰路の途中で路側帯に転落する自損事故を起こしております。よって、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分として、12 月 8 日付で本職員を免職といたしました。

これまで職員に対しては、飲酒運転の撲滅をはじめ、法令遵守、綱紀粛正を再三にわたり注意喚起しており、非常に残念でなりません。本来、法を遵守すべき職員が飲酒運転をするなど、あってはならない行為であり、市政に対する市民皆様の信頼を著しく損なう事案が発生したことに對し、深くおわびを申し上げます。

私をはじめ、全職員が今回の事案を厳粛に受け止め、今後このようなことを二度と起こさない、また、起こさせないことを肝に銘じ、市民皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

日程第 1. 報告第 18 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1、報告第 18 号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題とします。質疑はありますか。中田議員。

○議員（13 番 中田 恭一君） 通告外で申し訳ないですけども、事故については、私以前、各公用車に、携帯式のドライブレコーダーでも据えて、もちろん保険会社との協議もありますけども、その参考となるように、今回でもそうですけど、市職員が 100%悪いということもないわけですから、ドライブレコーダーの設置を言ってきましたが、現状だけ教えていただき

たいと思います。ついでなのかついていないのか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 中田議員の御質問にお答えをいたします。

中田議員からも今お話がございましたように、過去にこのドライブレコーダーのことにつきまして、お話をいただいております。

市の公用車につきましては、そのほとんどが設置をしている、ちょっと台数のほうは手元に持っておりませんけれども、ほとんどが設置をしている状況でございます。

また、リース車につきましては、その更新時に改めてそれをつけるというようなことで、対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの質問の中で、公用車にドライブレコーダーについているかといったところで、今回の公用車につきましては、ドライブレコーダーは、装着しております。

そして、その状況についても、データを確認させていただいております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑ありませんので、これで報告第18号の質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第2．議案第54号～日程第11．議案第63号

○議長（小金丸益明君） 日程第2、議案第54号から日程第11、議案第63号まで、10件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第61号、名古屋市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑の通告がっておりますので、これを許します。
山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 下水道事業を、地方公営企業法に適用するということの議案がありますが、適用することで、どのようにこれまでと変わったことになるのかという点、それから、今後、この地方公営企業としての今後の経営方針、どのような経営方針で、やっていこうということ考えているのか、お聞かせください。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田建設部長。

○建設部部長（平田 英貴君） 4 番、山口議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の、下水道事業に地方公営企業法を適用することで、どう変わるのかという御質問でございます。

今回の公営企業法の適用につきましては、議案説明でも申し述べましたが、平成 31 年 1 月に総務大臣通知によりまして、平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間で、公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行するよう要請を受け、今回、公営企業法の適用を行うものでありますけれども、法を適用することで、下水道事業自体の事業内容は、従前と変わるものではありません。

したがいまして、加入者の方につきましても、これまでと何ら変わるものではございません。

変更点といたしましては、令和 6 年度から、現金主義である官公庁会計から、発生主義である公営企業会計による予算決算を行うこととなります。

つまり、単式簿記から複式簿記に変更となり、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することとなります。

その特徴、メリットとして、経営・資産等の正確な把握が可能となり、経営の透明性が向上することから、施設などの適正な維持管理を計画的に行うことができ、事業の効率化やコスト削減が図られるとされております。

なお、移行の理由の 1 つとしまして、下水道事業では、改修工事の財源として国の交付金補助率 50%を活用しておりますけれども、令和 6 年度以降については、公営企業会計に基づく予算決算に移行していることが、交付金事業の対象要件とされていることから、施設の維持更新の財源を確保する点からも、公営企業会計に移行するものでございます。

次に、2 点目の下水道事業の今後の経営方針は、どのようなものかという御質問でございます。

議員御承知のとおり、公営企業法の原則は独立採算であります。その基本的考えは、これまでの特別会計であっても同じであり、公営企業法を適用することで、基本方針が変わるものではございません。

今後は、経営状況を詳細となる公営企業会計に移行することで、より経営状況を分析し、将来の改築及び維持管理にかかる費用を的確に把握することで、事業の安定的な運営を図ってまいります。けれども、これまで、財源不足を一般会計からの繰入金に依存する状況であり、公営企業会計移行後も、同様の事業運営になるものと考えております。

したがいまして、今後も財源不足解消に向け、加入促進、管理運営の合理化などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 今言われた中で、公営企業としての今後の運営になると、独立採算制が重んじられるということですよ。

これはもう総務省も強調していることですが、独立採算制で効率のいい経営、きちっと経営しなさいと、そういう方向ですよ。

ところが、下水道、上水道、同様ですが、十分な利益を上げるという企業ではないはずですよ。そういう中に独立採算制を今後入れていくということは、今までどおりの経営でやっていけないという、市民負担が水道料金、下水道料金の値上がりにつながる企業運営になりかねないという危惧をするんですが、その点での独立採算制の方向というのは、市民負担を増やしていくということではないということでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

○建設部部長（平田 英貴君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、これまでも財源不足につきましては、一般会計からの基準外の繰入金を行っておりました。公営企業会計移行後も、同様の運営となるというふうに考えております。

そして、料金の見直しについてですけれども、公営企業会計へ移行することで、経営に要する経費の的確な原価計算によりまして、適切な使用料金算定が可能となりますが、本年９月会議において議決をいただきました公共下水道と、漁業集落排水処理施設の料金、令和６年４月から改定をいたしますので、当面の料金の改定については考えておりません。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 大切な水道、下水道の事業で、市民生活にとっても重要なものです。ところが、人口減少の中でやっぱり独立採算制を貫くということでいくと、負担が増えるというふうに思いますので、経営について今言われたことを今後も貫いていただきたいということで、終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 通告なしというふうな扱いになりましたが、まず議案第５４号についてお伺いします。

今回、議員報酬の引上げの議案が出ておりますが、この議案、昨年度も出ましたが、議会、議員の意向というのは聴いた上での議案提出というふうになっているんでしょうか。どう

でしょう。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

議員報酬の引上げにつきまして、議員各位の意見を聴くべきではないかというふうな御質問でございますが、議員皆様の意向をお伺いするために、今回議案として提出しているものでございます。

御参考までに、壱岐市議会議員の期末手当の支給割合につきましては、これまで国や他市の状況を踏まえまして、１２月会議で条例改正の議案を提出をさせていただいております。この支給割合につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律で規定されている支給割合に準拠しております。

国の特別職の報酬につきましては、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて行われておりまして、本年１１月２４日に特別職の職員の給与に関する法律が改正をされまして、期末手当の支給割合が年間１００分の３３０から１００分の３４０に引き上げられておりますので、壱岐市議会議員の期末手当についても、準じた改正を行うものとするものでございます。

県内、市、町の改定状況でございますが、全ての市、町が、１１月または１２月会議で関係条例を提出し、本市同様、議員の期末手当の支給割合は全て１００分の１０を引上げ、年間で１００分の３４０とする改正を行う予定と把握をいたしております。

繰り返しになりますが、議員の意向を聴くべきとの御質問につきましては、これはまさに本会議に上程をし、御審議いただくことが、議員各位の御意向を確認することでございますので、確認する場でありますので、どうぞ御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） そういう意味では、これまでも議員の意向を聴いた上での議案提出はないということよろしいですか。

じゃ、引き続きもう一つの質問よろしいですか。

○議長（小金丸益明君） 今の答弁要らないんですね。

○議員（４番 山口 欽秀君） はい。

いや、返事されたような。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） ただいま、私が答弁をさせていただいたとおりでございます。

○議員（４番 山口 欽秀君） 関連ですが。

○議長（小金丸益明君） 山口議員、指名してませんよ。

ほかにありますか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第５５号に関して、市のほうは、人事院勧告が出されたから特別職について上げるんだというふうであります。

国会のほうでも様々な議論があつて、特別職として総理大臣とか各大臣の値上げについて、いろいろ反対意見もあったわけですが、そういう社会、国会の状況も踏まえた上で、今回、市長、副市長、教育長の給与値上げ出されたということですが、その辺りの引上げ、世の中の市民生活全般との関係でいくと、市民の生活、苦境を考えたときに、出すべきではないという意見も、ただ国会の議論の中でもあったわけですが、市のほうは、その辺りの受け止めは、どのように受け止められて、今回の議案が出されたのか、お聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

質問の事項といたしましては、人事院勧告は、必ずしも従う必要がないのではないかというようなことですが、まず人事院勧告に、この件につきましては、議員報酬も同様でございますが、市長と特別職の給与はあくまで条例で定めるものでございまして、人事院勧告に必ずしも従う必要はございませんが、特別職の期末手当の支給割合につきましては、議員報酬と同様に、国の特別職の職員の給与に関する法律で規定されている支給割合に準拠しており、さらには、他市の状況を踏まえまして、これまでも改正をしておりますので、今回も議案として提出をいたしております。

また、物価高騰の中で、市民生活が苦しいときに、なぜ期末手当の引上げを行うのかという質問の事項でございますが、物価高騰の中で、民間給与が引き上げられたことによりまして、本年の人事院勧告で官民給与の格差が示されたものと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） もう一つ。

議案第６４号のところであります。

○議長（小金丸益明君） 山口議員、議案第６４号はまだです。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第５４号ほか９件の質疑を終わります。

日程第１２．議案第６４号～日程第１８．議案第７０号

○議長（小金丸益明君） 日程第12、議案第64号から、日程第18、議案第70号まで7件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第64号のテレワーク施設についてお伺いします。

この、壱岐みらいサイトの事業の中で、3つの事業があります。

ESD教育という活動。それから、2番目に省エネ住宅促進事業というものがあります。そして、3つ目に建築3DCADセンターの事業があるわけでありますが、このそれぞれについて、どのような取組が考えられて実施されているのかをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

御質問をいただいている点につきましては、一般社団法人壱岐みらい創りサイトの自主事業に関する内容でございますので、詳細について、市から開示できる情報に制限がありますことを、あらかじめ御了承をお願いをいたします。

まず1点目の、ESD教育はどのように実施されているのかという御質問ですが、ESDは、Education for Sustainable Development、つまり、SDGsに関する教育のことを指します。

一般社団法人壱岐みらい創りサイトが、壱岐市から受託しているSDGs推進事業の中で、小学校に対する海洋教育カリキュラムを提供し、令和4年度は7校で、総合的な学習の時間を活用して取り組んでいただいております。学校のニーズに応じて外部講師の紹介など、必要なサポートを行っております。

また中学校に対しましては、市内4中学校で、住み続けたいまちづくり運動としてSDGsをテーマに地域探究を行う事業を実施をしております。1学期から2学期にかけて事業のサポートやインタビュー活動の対応などを行っております。

壱岐高校に対しましては、イノベーションプログラムとして、ヒューマンハート部探求チームの活動支援と、1、2年生の総合的な探究の時間の支援を行っているところでございます。

壱岐商業高校に対しましては、3年生の課題研究授業の中で、起業体験プログラムとして、福岡大学商学部飛田ゼミとの活動の支援などを行っているところでございます。

2つ目の、省エネ住宅促進事業につきましては、自主事業として、住宅、フランチャイズ事業を展開する企業から、省エネ計算のサポートを受託をしております。外皮計算、一次エネルギー消費量計算を行っております。これは、壱岐みらい創りサイトの主な事業の1つとして、省エネ住宅設計サポートや、ゼロエネルギーハウスの促進等、低炭素社会に貢献するために本事業を展開する住宅サポートセンターを運営をしております。資料5ページにございま

す、令和４年度については１７件の受注と市内工務店をはじめ、大工向けの勉強会などを実施をしているところでございます。

３つ目の建築３ＤＣＡＤセンターについては、ただいまの省エネ計算と同様に、３ＤＣＡＤを用いて設計図等を基に３Ｄの内観パース、外観パースを作成する業務を、住宅メーカーや工務店などから、受託を行っているところでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） １点目の、ＥＳＤ教育についてですが、各小学校、中学校、高校との連携がありますが、どういう取組状況か、とりわけ小学校、中学校との連携がありますが、そういう細かい点については、ここで聞けないかと思いますので、常任委員会のときにもう少し詳しく聞きますので、小学校のどういう授業でどういう形でやっているとか、そういう点での御回答を願いたいと思います。

それから、２番目の省エネ住宅促進と、それから建築３ＤＣＡＤセンターの事業についてですが、これも会計のほうの報告とか、それから事業計画について、しっかり位置づけられてないというふうに思いますが、とりわけ令和６年度から８年度までの収入支出の事業計画が書いてありますが、そこにこの事業の反映した収入支出がないと思うんですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま私が御説明をいたしました、省エネ住宅促進事業、あるいは建築３ＤＣＡＤセンターについては、先ほども申し上げましたが、壱岐みらい創りサイトの主要な事業の１つとして住宅サポートセンターでの運営を行っているということで、これ非常に、ここの低炭素社会に貢献するための事業として、この事業を展開をしているというようなことでございまして、この壱岐みらい創りサイトの事業には欠かせないものと理解をいたしております。

省エネ計算につきましては、みらい創りサイトの構成員等々からの受託等もございしますが、今後の事業展開に期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、これで議案第６４号ほか６件の質疑を終わります。

日程第１９．議案第７１号

○議長（小金丸益明君） 日程第19、議案第71号令和5年度竜崎市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

日程第20．議案第72号～日程第25．議案第77号

○議長（小金丸益明君） 日程第20、議案第72号から日程第25、議案第77号まで6件を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第72号ほか5件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第54号から議案第70号まで及び議案第72号から議案第77号まで23件を、タブレットに配信しております。議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第71号令和5年度竜崎市一般会計補正予算（第5号）は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置して、これに付託し審査することとしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会において、予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員の中からとし、委員長に赤木貴尚議員、副委員長に中原正博議員と決定いたしましたので御報告いたします。

日程第 2 6 . 陳情第 1 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 2 6、陳情第 1 号、年金制度における外国人への脱退一時金の
是正を求める意見書の採択を求める陳情を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第 1 号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、総務文教厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月13日水曜日午前10時から開きます。

なお、13日、14日の2日間は一般質問となっており、計7名の議員が登壇予定で、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMで生中継いたします。市民の皆様におかれましては、視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前 10 時 29 分散会

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和5年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

7番 植村 圭司 議員

9番 土谷 勇二 議員

3番 武原由里子 議員

4番 山口 欽秀 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 土谷 勇二君	10番 音嶋 正吾君
11番 豊坂 敏文君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 赤木 貴尚君
16番 小金丸益明君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	中上 良二君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	西原 辰也君
保健環境部部长	崎川 敏春君	農林水産部部长	谷口 実君
建設部部长	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 皆さん、おはようございます。

7番、植村圭司が通告に従いまして、一般質問をさせていただこうと思います。

今年最後の一般質問になりまして、私がトップバッターということになりました。どうぞよろしく願いいたします。

最近テレビを見てみますと、世界ではロシアとウクライナの紛争、戦争、あとイスラエルとイスラム組織ハマスの紛争とありまして、世の中大変だなと思っておりますが、メジャーリーガーの大谷翔平選手の大型契約でありますとか、話題がいっぱいあります。

日本に行きますと政治と金の問題といった大きい問題もありまして、壱岐で行きますと昨日ジェットfoilが芦辺沖で漂流するといったようなこともありまして、大きいニュースがいっぱいあるなというふうに思っておりますが、今年を振り返りまして、やっぱり壱岐にとって

壱岐牛の話、壱岐牛が価格低迷している話というのは大きいニュースだと思っております。

そして、やっぱり健康問題についても、私、今年1年考えさせられましたので、今日はこの壱岐牛の話と健康問題について質問をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、最初の質問でございます。壱岐牛消費拡大に向けた施策をということで質問をしたいと思っております。壱岐牛を守る畜産農家の振興を目的としておりますけれども、何といたっても壱岐といいますのは一次産業が柱でございます。この一次産業を守りたいという思いで質問させていただきます。

まず、12月1日と2日にありました子牛市なんですけれども、1頭当たりの平均価格5万5,000円でした。前回、10月よりも6万7,000円ほど高かったという状態ではあります。直近最盛期、令和3年4月が高かったわけなんです。このときに比べれば28万円、約28万4,000円安い状態となっております。また、今年の6月以降であります。平均60万円を下回った状況がずっと続いております。こういった子牛価格もそうなんですけれども、枝肉価格と言いまして牛肉の価格自体も低迷をしております。燃料や肥料、そして飼料価格の高騰ということもありまして、畜産農家は経営を圧迫され非常に厳しい状態です。このままでは高齢、零細農家はもとより、若手も含めた離農が進むのではないかというふうに思っております。

国の子牛価格、下落対策はありますけれども、来年以降の動向が不透明です。今日の新聞見てみましたらば、来年以降も、来年ですね。来年も補填を継続するといった記事がありましたけれども、予算が通ったわけではありませんで、来年以降も不透明かというふうに思っております。

11月には、JA壱岐市主催の肉用牛経営危機突破決起大会がありました。畜産農家は危機的状況を、そういった意識を共有している状況でございます。これを踏まえまして、持続的に安心して畜産業が営めるように、市もより畜産農家に寄り添った施策を展開すべきと思っております。そういう意味で市独自の対策を伺います。

畜産農家への直接の支援も考えられますが、市は既に畜産農家への補助等を手厚くしていると思っております。それでもなお現在、畜産農家は厳しい状況にあることを市民と共有し、行政と一体となって、支援していくべきだと考えております。

対策として、市民がすぐにできることとしまして壱岐牛消費拡大が考えられますが、壱岐牛が高価であるため進みにくい状況です。例えば、壱岐牛消費喚起を市全体で共有するような啓発、学校給食での提供、市長の出張先でのトップセールスなどができると思っておりますけれども、これ以外を含めましてどのような方策があるのか、考えていらっしゃるのかを、見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） おはようございます。

7番、植村議員の御質問にお答えいたします。少し答弁が長くなりますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず前段のほうの質問で、持続的に安心して畜産業が営めるように、市も、より畜産農家に寄り添った施策を展開すべきと考えるが、市独自の対策を伺うとの御質問ですが、議員が言われるように、枝肉価格や子牛価格が低迷する中で、燃料や肥料、飼料価格の高騰により、畜産農家は経営が圧迫される厳しい状況になっております。

そのため、市独自の農業生産価格高騰対策として、昨年度に引き続き、令和5年度も当初予算において、国基準の物価上昇率1.4倍に基づき、19品目に物価高騰分の15%を支援するようにしております。

また、市独自の地域肉用牛緊急増頭対策事業による増頭への支援として、1頭当たり4万円、地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業による淘汰更新として、1頭当たり1万円、及び肥育素牛導入支援として、市場購入牛については1頭当たり2万円、自家保有については1頭当たり1万円の支援を行っております。

また、子牛価格の下落に対応するため、国において和子牛生産者臨時経営支援事業により、令和5年1月から12月に販売した子牛の九州・沖縄ブロック平均価格と、発動基準価格1頭当たり60万円との差額の4分の3が、交付金により補填されるようになっております。

また、全国子牛平均価格が1頭当たり55万6,000円を下回った場合には、肉用子牛生産者補給金により、10分の10の補填がなされるようになっており、令和5年7月から制度が拡充され、九州・沖縄ブロック平均価格が全国平均価格より安い場合、その差額についても4分の3が交付されることになっております。したがって、令和5年7月から9月の第3四半期においては、本制度によりまして、和子牛生産者臨時経営支援事業交付金と肉用子牛生産者補給金と合わせて、8万2,000円が交付されるようになっております。

そこで市といたしましては、今回国の補正予算の地方創生臨時交付金を活用し、県が実施している畜産農家への支援と同様の支援を追加補正する予定をいたしております。

まず1点目として、子牛価格の低迷に対し、国の和子牛生産者臨時経営支援事業交付金の4分の3の残りの4分の1の部分について、県と市で2分の1ずつ、補助率としては県の8分の1の支援と併せて、市も8分の1の同額の支援を予定をいたしております。

今回の補正によりまして、子牛競り市の平均価格と発動基準価格60万円との差額が全額補填されますので、子牛競り市の平均価格60万円が確保され、いわゆるこの平均価格60万円

が保証されるということになります。

2点目としまして、枝肉価格の下落対策につきまして、肉用牛肥育経営安定交付金、牛マルキンと言っておりますけども、それに要する生産者積立金について県が6分の1以内、これは上限が1,620円となっておりますが、この支援と併せて市も同額の支援を予定をいたしております。

3点目として、飼料価格の高騰対策につきまして、配合飼料価格安定制度の生産者積立金に対して、県がトン当たり200円の支援と併せて、市も同額の支援を予定をいたしております。

今後も状況に応じて、生産者に寄り添った施策を展開してまいりたいと考えております。

続いて、後段の質問のほうでございますが、壱岐牛消費喚起についてどのような方策ができると考えるかと、見解をとのことでございますが、まずこれまで壱岐牛消費拡大の目的のみではございませんが、壱岐牛に関して市やJA等で取り組んできた内容を申し上げます。

本市の主要な特産品の一つである壱岐牛の更なるブランド化の推進による消費や流通の拡大を図るため、福岡県域を主にラジオ番組やテレビコーナーによる年間を通じたPR、発信を展開し、離島活性化交付金を活用し、令和元年度から令和3年度までの3か年実施をいたしております。

また、市単独補助事業により、地域肉用牛活性化プロジェクト事業の中で、令和元年度から壱岐牛の販売促進対策として、壱岐牛のぼり、壱岐牛シール、壱岐牛ポロシャツ、壱岐牛マスク、壱岐牛宣伝のパンフ、壱岐牛定義の銘板を作成し、精肉販売店や焼き肉店等への配付をいたしております。

壱岐市農協の取組としましては、生産者へ壱岐牛の消費拡大のための出荷頭数1頭当たり2,000円の牛肉券を販売されており、その取組は購買者の購買意欲の向上にもつながっていると聞きをいたしております。

また、壱岐市農協の直売所であるアグリプラザ四季菜館や島の駅壱番館でも、壱岐牛が年間40頭程度販売されております。去る11月29日から12月3日におきまして、壱岐牛消費拡大フェアが開催され、壱岐牛が3割から5割引きで販売されておりますが、今回の目的は、子牛価格の低迷からの脱却の機運を高めるための取組と伺っております。また、市内スーパーや小売店におきましても、壱岐牛の割引セールなど消費拡大の推進が行われております。

学校給食での壱岐牛の提供につきましては、現在、年4回程度、約430キロの壱岐牛が提供され、献立表には壱岐牛と表示をされております。また壱岐牛の紹介もされており、食育の推進にもつながっているものと思っております。学校給食での提供については、価格の関係もあり、数多くの提供は限界があるかと思われそうですが、引き続き継続していただきたいと考えております。

また、壱岐牛はふるさと納税の返礼品として、昨年度は約4,370件で800グラムの牛肉の注文が最も多いということで、単純計算いたしますと約3,500キログラムで、ふるさと納税の返礼品として約12頭分が出ているという計算になります。

また、一般社団法人壱岐市ふるさと商社におきまして、壱岐牛ロースステーキ400グラムを主として年間213キロが通信販売をされております。

首都圏における物産販路拡大対策として、去る11月1日から12月3日まで、壱岐産食材を使用した壱岐フェアが首都圏のレストランや飲食店において開催され、観光大使をされております小坂文乃様が社長を務められている日比谷松本楼をはじめ、壱岐牛が提供されております。またライフの恵比寿ガーデンプレイス店におきましても、壱岐牛が取り扱われております。

また、関西方面の物産、販路拡大対策として、去る9月13日から10月15日まで壱岐産食材を使用したレストランフェアが神戸市で開催され、本市とエンゲージメントパートナー協定を締結しております株式会社ワールド・ワンなどでも、壱岐牛が提供されております。

壱岐牛は全国的に枝肉相場が低迷している中で、他の産地の枝肉と比べて、食肉市場では肉質、価格とも高い評価をいただいております、ブランド牛として確立をされておりますが、年間約900頭と他産地よりも出荷頭数が非常に少なく、希少価値をプラスとして考え、価格を下げずに高く提供できるよう、さらなる島外での販売戦略が必要と考えております。

そのようなことから、市長もこれまで、行く先々で壱岐牛を発信してきており、また今年6月に開業したザ・リッツ・カールトン福岡の中にある幻珠において、壱岐牛が食事のメニューとして提供されていることから、今回、市と壱岐振興局、壱岐市農協、壱岐市農協肥育部会、壱岐市観光連盟とともに、来年1月末に改めて壱岐牛の利用のトップセールスを予定をいたしております。

壱岐牛の消費拡大には様々なアイデアが必要と考えますが、一番大本であるJA壱岐市や肥育部会様の御意見をいただきながら、より効果的な施策を一緒になって考えていけたらと思っております。

以上でございます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 詳しく御答弁いただきました。

網羅的にいただきましたので、やってるなということで評価したいと思います。壱岐市、なかなかやってるということで、網羅的に全体的にやってらっしゃるなというふうに思いました。

それで、うちも畜産農家なんですけども、子牛市とか行きますと、やっぱり現金を注入していただきたいという支援の声というのはやっぱり聞くんですけども、それは当然そういった支

援というのを望んではいるんですが、将来的に安定的に安心して畜産経営をしたいと言われる方々にとっては、やっぱり餌代ですね。やっぱり餌代の高騰とか飼料ですね。そういったものを何とか確保したいというふうな話もありまして、何とかならないかというふうな話しをされるんですけども、国も県も一生懸命そこを何とかしようということでやってらっしゃいますので、今日の答弁で分かりましたのが、市と県で60万円の分の補填というのがしっかり入ってくるというふうなことが分かりました。ここは一つ安心材料だなというふうに思いました。60万円で十分なのかというのはありますけども、しっかり畜産農家のことを考えてらっしゃるということで、行政のほうも頑張ってるなというふうなことは評価したいと思います。

ちょっと見方替えまして、なぜ枝肉価格が安いのかというふうな話なんですけども、構造的な問題がまずあるんだろうというふうに思っております。

今回の56万円という価格なんですけど、壱岐牛でいいますと、この価格大体10年前の相場なのだろうと。10年前から何が起こっていたかといいますと、だんだん牛の頭数が減ってきてまして、牛の頭数が減るとやっぱり肉も減ってくるというふうなことがありまして、枝肉価格が上っていたというふうなことでございます。平成24年度ぐらいから、どんどん肉が高くなってきまして、マックス80万超えるといった状態まで上がっていたわけです。ところが令和2年度になって、新型コロナウイルスの影響を受けまして価格が下がったということになりまして、その後令和3年度に入り、また頭数が回復をしていく状態になっているということで、枝肉価格のほう安定か、もしくは下がっているという状況でございます。

壱岐牛の話をしますと、令和3年4月に、最近では一番高かったとき平均84万円しておりました。その後、翌6月、次の6月から70万円台に下落して、令和4年6月以降に平均65万円を下回るという状況、そして令和5年8月、今年ですけども51万円になってしまったという状態で、どんどん下がっております。令和5年8月には、最高時よりも33万円下がってる状態で、多頭飼いのほうが高いときに牛を導入して現在安いという状態で、悲鳴を上げているというふうな状態でございます。

この状態を、先行きどうなるかということがよく分からない状態の中で今を進んでまして、その餌になりますWCSといいますか、ホールクロップサイレージというのがあるんですけども、これが反当8万円というのがありまして、この価格も下がるんじゃないかというふうなことを言われまして、結構それも農家に対する不安が募っております。

そういった不安がのってまいりますと、やっぱり離農していこうというふうな方が増えますので、その対策を早く打っていただきたいという思いで今回質問しておりますけども、今の答弁でありました内容であるならば、行政として農家に寄り添って考えてらっしゃるということで安心をいたしました。

ただ、安心というのも気持ちの問題でありまして、しっかりと今後もやっていただきたいと思っております。実は、こういった農家の支援といいますのは十分されているのは認識してるんですけども、市民全体で共有すれば、していただければ、ますます畜産農家の応援にもなりますし、枝肉価格が上がっていく要素になるんだろうというふうに思いまして、今回この消費喚起の質問をさせていただいております。

中にありました学校給食の件なんですけども、学校給食で既に使ってるんですよというふうなお話だったんですが、何せその量が少ないということがありますので、学校給食で使う量をもっと増やしていただきたいというふうなことで、一度教育次長のほうに御相談をしたことがありまして、そのときもちょっとお話しさせていただいたんですけども、なかなか高いというのもあって大量にはできないよというふうな話がありました。

それで私もちょっと調べたところ、国のほうで、これは農林水産省と文部科学省のほうで、学校給食のほうに地元の地産地消を進める上での支援というのがありまして、農林水産省のほうはやっぱ枝肉価格低迷を受けまして様々な対策を練っているようで、フェス、牛肉のフェスであるとか、食肉専門店の支援、あと小学校、高等学校の給食への支援というのをやっているようでありました。あと文部科学省のほうも、学校給食地場産物使用促進事業というのをやってるんですけども、こういったものを取り入れていけば、もう少しもっと壱岐牛の消費ができるんじゃないかと思ってるんですけども、ここについて文部科学省と農林水産省のこの支援を使ってるのかを聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの植村議員の再質問でございますけど、その文科省の補助等については使っていないというふうに思っております。農林水産省においても使っておりません。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 今、使ってらっしゃらないというふうな答弁だったんですけども、調べましたらこういった支援事業というのがありまして、どういうふうにして使えるかというのはちょっとまた深く読み込まないといけないんですけども、条件等あるかと思いますが、一度そういったことにチャレンジしていただいて、もっと国とか県の支援というのを調べていただいて、壱岐牛に何ができるのかというのを深く研究していただきたいと思うんですね。

来年以降、市長選がありまして、新しい市長さんが出るかもしれませんが、壱岐市としてこういった一次産業への支援事業というのが、怠りないようになっていくようにどうするかというふうなことが必要だと思うんですね。

そういう意味も込めまして、白川市長のほうから、この壱岐牛含めて畜産業、一次産業がど

うあるべきかというのを、次の市長につなぐという意味でちょっと御指導をいただきたいと思いますが、どういうふうにするべきかということを示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの植村議員の御質問で、この農業、第一次産業でございますけれども、それを次の市長、誰になるか分かりませんが、もしかしたら私もまだいるかもしれませんが、それは抜きにしまして、やはり第一次産業が壱岐市の基幹産業であるということは、少なくとも壱岐の将来を担う、その首長たるものは十分認識していると思います。そのことが認識なければ、はっきり申し上げて資格はないと断言したいと思っております。

ですから、私があえてそのことを新しい市長さんに言うまでもないということで、返答させていただきます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） おっしゃるとおり、壱岐は一次産業が柱でございますので、誰が市長にあられても、ここは行政としてしっかり支援をしていただきたい。支援、寄り添った形で考えていただきまして、安心安全な持続可能な一次産業の振興ということを考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで一応、牛肉の件につきましては終わりたいと思います。

続きまして、次の質問に参ります。健康寿命を延ばす施策を積極的にということで質問させていただこうと思います。

今年の一般質問の中で、今日のこの時間が一番最も大事じゃないかと私自身は思っております。今年は健康や命について深く考えさせられる年となってしまいました。少し掘り下げれば、例えばがんという病気。この消化器系のがんといいますのは、発見が早ければ治療が少しでもできると、治療できる病気というふうになっているようでございます。そのためにも、健康診断は必ず年に1回受けられること、それをお勧めしたいと思います。

長年健康診断されていない方、もしくは今年まだ健康診断されていない方は、大至急検査をされることをお勧めいたします。これは私の個人的なお勧めなんですけども。

質問の本題に入ります。

先日、県が示しました長崎県版健康長寿の評価指標というのがありまして、それによれば県内21市町の中で、壱岐市が対馬市と並びまして、県内ランキング最下位という不名誉な結果が出ました。

結果に一喜一憂する必要はないと思うんですけども、評価指標12項目中6項目が県内ワースト3位。そのうち3項目が1位という、ワースト1位、結果でありました。

こうした壱岐市の結果や状況を市はどのように評価し、来年以降の施策にどのように反映しようとしているのか、対策を伺います。また、健康長寿を目指す施策をより積極的に展開すべきと考えていますが、見解をお示してください。

ちなみに、県からヘルシータウン賞といった健康な町ですよというふうなことを示す賞があるんですけども、これが長与町というところにありまして、その長与町がしているような方法を私過去に、5年前に提案をしたことがあります。このときは壱岐市独自の施策をするという答弁がございました。

今回の結果を受けまして、改めて壱岐市の健康施策の在り方を問いたいと思います。見解をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） おはようございます。7番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

長崎県は、健康長寿日本一の長崎県づくりに向け、市町と連携の下、推進を図るため、長崎健康革命の4つの柱、運動、食事、禁煙、健康診断に加え、有所見率の改善や、社会環境づくりへの成果を図る長崎県版健康寿命の評価指標を設定し、11月1日に開催されました健康長寿長崎県民会議総会におきまして、優良事例の表彰と市町ランキングが発表されたところでございます。

壱岐市におきましては、12項目中の指標の中で、運動不足、間食や甘い飲物の摂取が多い、行政施設の敷地内禁煙化が不十分であることが、今回の最下位の大きな要因にあったものと思っております。また本市の評価指標の分析からも、このことは生活習慣病の要因にもつながることから、血圧リスク、血糖リスク、メタボ該当者数がワースト3位以内になったものと評価をいたしておるところでございます。

日頃から、健康づくりに関する周知啓発や健康課題に応じた保健事業を行っておりますが、今回の最下位という評価を真摯に受け止め、保健事業の見直しにより改善へ向け充実を図ってまいりたいと考えており、現在、各種事業の実績や成果の分析を行うなど、準備を進めているところでございます。

また、国の新たな国民健康づくり運動プランを受け、長崎県では、第3次健康長崎21を策定中であり、本市も国や長崎県との整合性を図りながら本年度見直しを行っております。健康増進計画において改善のための施策を盛り込み、実効性のあるものにして参りたいと考えております。

健康寿命の延伸には、市民お一人お一人が御自身のお体の状況や生活習慣の在り方について

十分理解し、自らの行動につなげていただくことが重要であります。しかし生活習慣の改善は、なかなかすぐに成果として現れるものではありません。個人の御努力と合わせて、我々が効果的な事業を企画、立案し、行動変容や意識の向上を支援していくことが必要不可欠と考えております。

本市の課題やニーズを明確にし、各年度において改善目標を設定するなど、引き続き広報やイベントを活用しながら周知を図り、人生100年時代を見据えた予防、健康づくり事業のさらなる推進、市民の健康づくりへの意識の向上を図ってまいりたいと思っております。

また、平成30年6月会議におきまして御提案をいただきましたインセンティブ事業の充実につきましては、令和2年度に30歳以上の国民健康保険被保険者から18歳以上の市民が参加できる事業への見直しを行い、おたすけ健康スタンプラリーとして実施を行っております。しかしながら、参加者は60歳以上がほとんどであり、新たな参加者が増えないこと、若い世代をはじめとする比較的関心の低い方々の参加がないことが大きな課題となっております。

このことから、令和5年から長崎県が開発、運用しております健康アプリ、歩こーで！の普及、活用を積極的に推進し、市のスタンプラリーと組み合わせるなどの見直しや仕組みづくりを行い、これまで以上に若い頃から多くの市民皆様が遊び心を持って、気軽に健康づくりや運動を意識、実践していただけるような施策の推進を図ってまいります。

以上でございます。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきまして、これから充実していくというところもありますし、やっていますというふうなところもありますし、そういった意味で5年前の私の提案というのも受け入れていただきまして、改善をしていらっしゃるというふうなことも分かってまして、その結果としまして、健康についてのこの指標。県が最下位とは言いますけども、この指標自体が正しいものかどうか分かりませんですし、この指標を取り扱っているというその考え方自体もどうなのかという話もまだ残っていると思いますので、これが全てではないと思うんですね。これが全てじゃないと思いますけども、その中にあってやっぱり各市町で比べられているところがあって、壱岐市はもっと頑張れというふうなことなのかなというふうに思っております。

今の御答弁の中でやっぱり過去5年間、私の提案したときに、やっぱり血压とか、血糖とかメタボ該当者数とかというのは、当時もやっぱり県内では悪い評価を受けてましたので、ここはずっと変わりなく推移しているんだろうというふうに私も思います。

ただ、壱岐市頑張っているところがありまして、特定健診の受診率というのは、これあんまり

よくなかったと思うんですけども、今回上から6番目というところまで上がってきてます。そして、通いの場への参加者数ということで、通いの場、サロンとか、こういった場を使ったお年寄りたちの集まりといたしますのは、これは上から9番目というふうなことで高い評価になっているというふうに私は思います。ですから、壱岐市は何もやってたんじゃないよって言うんじゃないよって、やっぱり健康について考えて、これまでもやってきてますよっていったことは胸を張って言えると思うんですね。

今回、一喜一憂しないで、この最低の評価だったということ言ってるわけじゃなくて、これから壱岐市民がどうやって健康に過ごせるかということはどう考えるかという話だと思うんですね。

それで私、たまたまこの前、たまたまなんですが先週の研修会がございまして、そのときに崎川部長も一緒に御同席していただいておりますので、思いは共有できてるのかなというふうに思ってるんですけども、ちょっとその提案を今日させていただきたいと思ってます。

壱岐市は頑張ってるんです。間違いなく頑張ってる。頑張ってたて、どういうふうにしようかということを探している状態ではありますが、一つの答えがその研修会にあったんじゃないかということで、私の感想ですけど思いました。

その研修会といいますのが、壱岐医師会の主催でありました在宅医療研修会というのがありまして、このときの講師の方が東京大学の先生なんですけども、飯島勝矢さんという先生に御講演いただきまして、健康長寿と幸福長寿の両立は目指せるのかというふうなことで御講演いただきました。参加させていただきまして、ちょっと難しい話になっていったんですけども、難しい話をここで簡単に話をしたいと思っていろいろ考えてきたんですが、フレイル予防という単語がキーワードでございます。

フレイル予防といいますのは、なかなかなじみがない言葉なのかなというふうに思ってますけども、専門職の方々については普通に使ってる単語だということで、フレイル予防というのをやれば街全体が元気になりますよというふうなことにつながるよっていったことございました。

壱岐市もそのフレイル予防ということをやってないかという、やっておりました。確認をしたらば、壱岐市もフレイル予防ということを使って、ちゃんと健康になりましょうねということを啓発しています。これは2020年の壱岐市の市報なんですけども、壱岐市の市報にフレイル予防について説明がありまして、フレイルって何というふうなことを書いています。ちょっと紹介しますと、フレイルとは高齢者の健康状態と要介護状態の間にある虚弱状態。まだ介護は必要ないけれど、何となく体調が優れない、足腰や口周りに不安がある、人付き合いがおっくうなど、年齢とともに生じる心身の衰えのこと。ふだんの心がけで予防、改善するこ

とができますということで、壱岐市はこういうふうにして啓発をしています。

簡単に言うと、健常な状態から要介護状態に移る段階で、その途中段階で体が優れない状態がフレイル状態ということかと思います。例えるならば、ぎっくり腰ですね。ぎっくり腰とか、あとは朝起きてちょっと体調悪いとかというのを感じるような状態。こういったことがフレイルの状態だというふうに言えるんだろうと。

このフレイル状態というのは、フレイル予防の行動実践をすると元に戻るらしいんですね。ですから介護予防にもなりますし、介護状態になる前にフレイル予防をすれば健常に戻っていくというふうになりますので、これを率先してやっていただければ健常が保てるということになります。保てるといいましても、年齢とともに体の虚弱というのは進行しますので、その進行を抑えるというふうな効果があるんだと思います。

ここで紹介されている、ふだんの心がけで予防、改善ができますというふうになってるんですけども、なかなかこの心がけというのはできません。忘れがちになったりするということがありますので、それを何とか実践できる方法というのを、この東京大学の先生が御紹介されたということです。

片仮名ですけども、ポピュレーションアプローチというふうな言葉を使って、皆さん全体に意識を高めていこうというようなことでできるそうでございます。このポピュレーションアプローチという言葉も、実は壱岐市はやってまして、既に介護保険とか健康の事業の中でポピュレーションアプローチというのを、フレイル予防という中でやっています。やっていて、サロンとか健康教室、こういった場でフレイルという単語を使って、よく講演とかをされてるんじゃないかというふうに思います。ただ大事なものは、このフレイルという言葉がなかなか覚えられなくて、市民に浸透していかないということで、なかなか意識として心がけていくことができないというのが課題だというふうな話でした。

そこで私からの提案なんですけども、ここは丸々、この東大の先生がおっしゃってるフレイル予防というのを、壱岐市を挙げてやってはいかがかというふうに思います。現在やってるじゃないかというふうにおっしゃるかもしれないんですけども、やり方が違いまして、フレイルサポーターという方がいらっしゃって、その方々が住民の方々に対応した測定であるとか、演出をするというふうなことで、笑顔があふれて継続的に人々が健康になっていくというシステムがあるということの御紹介でした。

このシステムといいますのが、九州では福岡県でしかまだないんですけども、全国で131自治体がやっております。この自治体がやってるようなものを、ちょっと先進地として壱岐市も倣ってやってはいかがかなというふうに思いまして、今日提案をしたいと思っております。

このメリットといいますのが、やっぱりお金がかからずにできる。そして行政の方も、住民

の方々にやっていただくので、行政としての手間というのも、ないことはないんですけども、最初のスタートアップさえちゃんとやれば、住民の方々がまちづくりをしながらやっていけるといったようなメリットがあるようでございます。そして先進地では、94歳の方もこれに参加して、笑いながら笑顔で皆さんで社会参加をして健康になっているというふうな実態があるようでございますので、この活動をぜひとも壱岐市でやっていただきたいと思ってるんですけども、そういったことは多分、部長のほうは私と意思を共有しているかと思いますけども、今後壱岐市でそういったことはできるんじゃないかというふうな提案をしているんですが、どういうふうなことになるのか、ちょっとお答えをいただきたいんですが。

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 植村議員の質問にお答えをいたします。

私も、先ほど植村議員紹介されましたように、先週その公演会に出席をさせていただきました。それを受けまして、そのときの講師の先生を御紹介いただきまして、今、全国で103の市区町村でフレイル予防の実践活動が行われております。そういった先進地が、月に1回情報交換会を行われております。それで1月と2月の情報交換会にオブザーバーとしまして、壱岐市のほうからも参加をさせていただく予定にしております。これを受けまして、来年の4月以降、介護保険事業計画の中にも、フレイル予防というのを明確に打ち出してまいりまして、推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 来年以降で、介護保険事業計画のほうに盛り込んでいきたいというふうなお答えでございました。大変ありがたいお話だと思っております。

フレイル予防といいますのは、私もよく分からなかったわけですけども、聞けば聞くほど市民全体が健康になっていくような取組になっていくというふうに思いました。今やっていないわけじゃなくて、今やっている要素にちょっと付加をして足して行って、壱岐市の方々が健康な、笑顔あふれる町になっていけばいいのかなというふうに思っております。何とか実現をしていきたいと思っておりますので、一緒に共に頑張っていきたいと思っております。

ちょっと早いですが、これで私の一般質問終わりたいと思います。

来年もよい年でありますように、皆様に祈念いたしまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 土谷 勇二君） 皆様こんにちは。

それでは、9番、土谷勇二が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく3点質問いたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは1番目の質問、認定こども園についてお尋ねをいたします。

社会福祉法人による認定こども園も中止となり、小規模へき地保育所事業の整備、促進、公設施設の民営化や統合による認定こども園化に取り組んできたことを考えますと、大変残念な結果だと思っております。

平成30年の頃は、石田こども園ができる前は、各町に1園ずつ認定こども園をつくる計画だと思っています。認定こども園をつくってから、へき地保育所など統廃合をすることになったと聞いておりました。今は、市町村では国の予算も学校法人や社会法人など民間には補助がありますが、市町村には国の補助もないと聞いております。

他市でも認定こども園化が加速している状況を踏まえ、また今年9月、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画中間見直しの中で、第3章、子ども・子育て支援の基本的な考え方の中、教育保育の一体的提供及び推進体制の確保、認定こども園の普及及び推進、子ども子育て支援制度は、教育と保育を一体的に行う施設として、認定こども園の普及を図るとなっておりました。

認定こども園は、保護者の働いているに関わりなく利用でき、保護者の就職状況が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるという特徴があるということです。

壱岐市は平成31年4月より石田こども園が開園し、幼児教育、保育事業と併せて園庭の開放や、子育て支援教室などの開催などを実施していると聞いております。また、定員200名に対し、令和3年は78.5%、令和4年は75%の在園率であると聞いております。

本市においては、第3次壱岐市総合計画の取組内容に基づいて、令和6年度までに4施設の開園を目指し、開園場所や運営に関わる事項、人材確保等について検討を進めていきますという計画はありますが、令和6年度までには、4施設は今からとても無理と考えます。

また、3月に社会福祉法人が撤退した中、すぐに他の事業者は来るとは思えません。

そこで、市としての認定こども園化の取組について、現状と今後どのような計画をされているのか、4点お尋ねをいたします。

市内保育所の入園数の推移について。市内幼稚園の入園者の推移について。3番目に、他市においても認定こども園化が進んでいる状況を踏まえ、壱岐市の公立保育所、公立幼稚園の認定こども園に向けた考えをお聞かせください。4番目に、郷ノ浦幼稚園を認定こども園への考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 土谷勇二議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 9番、土谷議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1番目と3番目についてお答えをいたします。

その後、2番目と4番目の御質問につきましては、教育委員会のほうからお答えをいたします。

まず、1番目の市内保育所の入園者数の推移でございますが、直近3年間の各年度4月1日時点の入所児童数で比較をいたしますと、令和3年度は公立保育施設5施設と石田こども園で、定数600名に対して、児童数491名、在園率が81.8%、令和4年度は、閉所をしました筒城保育所の定数40名を除いた560名に対して、児童数が468名、在園率が83.6%、令和5年度は児童数449名、在園率が80.2%の受入れ状況となっております。

また、民間の認可保育所1園を含めた全体では、令和3年度は、定数650名に対して児童数550名、在園率が84.6%、令和4年度は、閉所をした筒城保育所の定数40名を除いた610名に対して、児童数526名、在園率が86.2%、令和5年度は児童数503名、在園率が82.5%の受入れ状況となっており、児童数は年々減少をしております。

次に、3歳から就学前までの児童を受け入れるへき地保育所の児童数でございますが、三島保育所を除くへき地保育所5園の定数200名に対し、令和3年度は児童数75名、在園率は37.5%、令和4年度は児童数66名、在園率が33%、令和5年度は、入所調整の結果、渡良、初山のへき地保育所は休園の措置を行っており、柳田、沼津、志原のへき地保育所3園だけで見ますと、定数120名に対して児童数37名、在園率が30.8%でございます。

三島保育所を含めたへき地保育所全体では、定数230名に対して児童数38名、在園率が16.5%の受入れ状況となっており、平成29年度辺りから、へき地保育所全体での在園率が5割を下回る状況が続いております。

続きまして、0歳から2歳児を受け入れる小規模保育事業所の児童数でございますが、小規模保育施設4施設で定数76名に対して、令和3年度79名、在園率103.9%、令和4年度は73名、在園率が96.1%、令和5年度は68名、在園率が89.4%の受入れ状況となっ

ており、ここ2年間でも児童数が11名の減となっており、これは出生数の減少によるものと考えております。

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画中間見直しにおける推計児童数でも、令和6年から令和10年までの推計児童数を過去における実績人口の動静から推計をしており、今後も児童の大幅な増加は見込めず、減少傾向にあるものと推測をしております。本市の喫緊の課題でもある子育て問題、少子化対策に、今まで以上の危機感と速効性を持って取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、3番目の御質問、認定こども園化に向けた考えでございますが、壱岐市総合計画、並びに子ども・子育て支援事業計画の取組内容に基づき、幼児教育と保育サービスの向上のため、関係機関と連携を図りながら、様々な手法により、各町1か所ずつの認定こども園の整備計画を引き続き進めてまいります。

御存じのように、令和元年度には石田町に石田こども園を整備し、令和4年度より筒城保育所を石田こども園に統合いたしました。

残る3町について、郷ノ浦町は、3月に民間事業者の認定こども園整備事業撤退の意向が示されたことは、本市の保育環境のさらなる充実に大きく期待をしていただけない、非常に残念ではありません。勝本町、芦辺町についても、現時点での認定こども園設置の具体的なスケジュール等の整備までには至っておりませんが、今後とも、幼稚園、保育所の施設整備を基本に検討してまいります。

まずは、公立保育施設の健全な運営と保育サービス向上のため、施設の集約化を進めてまいりたいと考えております。また、幼児教育と保育サービスの向上を早期に達成するためには、民間活力の導入が必要不可欠とも考えております。

これまでいただきました御意見等を踏まえ、壱岐市における民間保育所等整備の手引きを本年6月に作成をいたしております。今後はこの手引きに基づき、多様な施設、または事業者から良質かつ適切な保育及び教育が提供されるよう、提供体制の確保に努めてまいります。

併せて関係機関との十分な調整が大前提ではありますが、多様化する子育て世帯のニーズに対して選択肢の幅を広げ、保育環境の向上のため、民設民営の事業者がいらないか公募を行い、民間事業者の認定こども園開設も一つの選択肢ではないかと考えております。

今後とも、国の交付金等を活用し、様々な手法を模索しながら、関係機関と連携を密に図り、認定こども園の整備計画を進めてまいります。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 教育委員会のほうより、土谷議員の２番目の御質問、市内幼稚園の入園者の推移についてと、４番目の郷ノ浦幼稚園を認定こども園への考えはないかについてお答えをいたします。

まず、市内幼稚園の入園者の推移でございますが、壱岐市が合併した平成１６年度は、石田幼稚園を除いた数字になりますけれども、壱岐市内幼稚園８園の合計園児数は、定員６８０名に対して３４１名でした。全体の在園率は、５０％であります。

その後、平成１８年度が最多となる３６６名、在園率５３．８％でございましたが、これを最後に減少を続け、令和元年度２４１名、２年度２１２名、３年度には２００名を下回り１９３名となっております。そして昨年令和４年度は１７３名、今年度は１６０名で、在園率２３．５％まで減少をしております。

園ごとに見てみますと、郷ノ浦幼稚園を除く各園は、定員７０名に対して２０名を下回っており、園児が１桁の園も出てきております。在園率は１２％から２８％となっています。郷ノ浦幼稚園においても、定員１９０名に対して５４名、在園率２８．４％の現状であります。

令和６年度については、申込みを受け付けておりますけれども、今のところ１５０名を下回る予定となっており、少子化が続いている本市では、今後もますます減少していくものと考えているところであります。

次に、４番目の御質問の郷ノ浦幼稚園を認定こども園への考えはないかについてでございますが、公立幼稚園の認定こども園化に向けた考えとしましては、平成２６年１１月の壱岐市子ども・子育て会議より、壱岐市公立幼稚園及び保育所運営の在り方についての答申を基本としております。

その答申における郷ノ浦幼稚園に係るものとして、へき地保育所の統合についてとあります。郷ノ浦の各へき地保育所は、大島へき地保育所を除いて郷ノ浦幼稚園と統合し、幼稚園型認定こども園の設置を検討すべきであると示されております。

しかし、現在の幼稚園を幼稚園型認定こども園にするには、国、県等が定める認定基準があり、従来の幼稚園に保育所の機能を持たせることとなるため、主に保育士の確保や給食の提供、施設の改修などが求められております。

また、郷ノ浦幼稚園の現状としましては、先ほど申しましたが、園の定員が３歳児は５０名、４歳児は７０名、５歳児は７０名の合計１９０名に対して、令和５年５月１日時点での受入れ数は、３歳児が１３名、４歳児が２１名、５歳児が２０名の合計５４名でございまして、在園率は２８．４％と大きく定員を下回っております。今後もさらに減少が続く見通しであります。

このような状況に鑑み、現時点では郷ノ浦幼稚園を認定こども園へ移行していくことは考え

ておりません。今後、苓崎市及び園児にとって適切な施設運営と幼児教育、保育の量の確保と質の向上を図るためにも、現状を見極めながら関係部署とも連携を図り、幼稚園、保育所の統廃合及び認定こども園化についても研究していきたいと考えているところです。

以上です。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（9番 土谷 勇二君） 保育所、幼稚園とも、もう数は大分減ってきておりますね。特に渡良保育所、沼津保育所、初山保育所が令和6年3月で閉園、柳田、志原が令和7年3月で閉園ですね。

私は、やっぱり認定こども園をつくって、ある程度の量の調整はしなければいけないとではないかと考えております。郷ノ浦幼稚園は全体で、定数で190名、現在が54名ですね。だからスペース的には、結構広いスペースがあると思うんですね。園庭もあるしですね。

ただ認定こども園については給食施設を造らなければいけないとか、そういう縛りの部分があるでしょう。今はもう給食センターが、子どももまた少なくなっているんで、そこに提供してやってもらうという考え辺りはできないもんだろーかと思うし、武生水保育所は130名で100%を超える、多分、入園数があると思うんですね。だから調整的にも郷ノ浦幼稚園をどうかして認定こども園にして、もしそれが指定管理みたいにして、将来は民間に譲り、民間が園の改造、改築をするような形を取っていけばいいのではないかと考えますがどうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） まず、ただいま申されました給食センターからの給食の搬入についてお答えをいたします。

給食センターの状況につきましては、現在、学校の開校日に合わせまして、1日約2,400食の給食提供を行っております。学校開校日の提供でありますので、土日、祭日及び夏休み等の長期休業日は提供しておらず、特に長い夏休みを利用しまして、給食センター内の大きな修繕工事や、調理機器の点検、設備の点検、施設の衛生管理、害虫駆除を含む施設の清掃、配送車の車検等を集中的に行っております。これには2週間から3週間程度の期間を要しますので、夏休みしか対応できない業務となっております。

認定こども園は、長期休業中や土曜日の給食提供を義務づけられておりますが、安全安心な給食を提供するためには、これらの点検や整備は実施していかなければならないことから、年間を通してのこども園への給食提供というのは、給食センターでは現在のところ難しいというふうに考えております。

次に、先ほど申されました民間のほうへ移譲して、民間のほうが建て替え、改修等を行って

いただくというのも一つの大きな利点だと思います。

先ほど、市民部長のほうからも申しましたように、民間の活力を活用するというのは、大変有意義なことだと思っております。補助のほうも民間がやると、4分の1の民間の手出しで施設ができるということにもつながっておりますので、公募をするなどして、そういった業者がいれば、そういう方向で進めていきたいというふうにも考えております。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（9番 土谷 勇二君） ということは、幼稚園、もし民間が手を上げれば、幼稚園のところを改造してもいいという考えであるんですかね。郷ノ浦幼稚園、もし民間がそこを利用したいということであれば、そこを市から民間に譲って、そこで認定こども園をつくれるような形なんですかね。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） 保育所、幼稚園、全ての施設において、そういう民間の手が上げれば、公募を行った後、手が上げれば、そういう委譲をするということは可能だと考えております。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（9番 土谷 勇二君） まだ芦辺、勝本もあります。定数がだんだん減っていておりますし、できましたら民間の力を借りて、教育の質を上げる意味でもやっぱり民間は、やっぱり都会に行くと、いろいろ太鼓を使ったり、いろいろのやりながら、子どもの教育をしてあります。できましたら公募をしていただきまして、なるべく早い形で認定こども園、各町に1つずつはつくっていただきたいと思います。

子どももだんだん減ってきておりますので、少しでも増えるような形を取っていただいて、壱岐市が活性化するように、教育もよろしく願いをいたします。あとは、もう民間に任せるじゃなくて、やっぱり市も関わっていただいて、民間をどうにか受け入れていただきたいと思います。

それでは、次に2番目の質問に移ります。

壱岐市図書館整備基本計画についてお尋ねします。

令和元年12月に壱岐市図書館整備基本計画、市民誰でもが親しみ、利用しやすい図書館が示されました。業務経過が書いてあり、平成30年壱岐市定例教育委員会12月会議が最初で、平成31年4月に壱岐市立図書館条例の制定、令和元年7月、壱岐市図書館協議会が設置されて3回の協議が行われ、令和元年12月に議会に報告がされております。

計画が示されてから4年。当初の計画では、壱岐の島ホールの106号室と、壱岐市公立病院跡地、海上保安庁付近の空き地の3か所の候補地があり、予定では、壱岐公立病院跡地の計

画で、整備事業スケジュール、計画が示されております。

令和2年5月、図書館整備検討委員会を設置し、令和3年6月から旧町村組合及び旧公立病院精神科病棟解体工事、その後、埋蔵文化財発掘調査、令和5年5月に、新郷ノ浦図書館開館と計画がされておりました。現実には、旧町村会館も解体に至っておりません。

計画ですので、計画どおりにいかないかもしれません。また、このコロナでできなかったかもしれません。

そこで、できなかった理由をお聞かせください。現在の状況、今後どうしていくのか、お尋ねします。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 土谷議員の2番目の御質問、壱岐市立図書館整備基本計画についてお答えをいたします。

まず、1点目の図書館整備の現在の状況についてお答えをいたします。

令和元年12月に壱岐市立図書館整備基本計画をお示しし、その中で郷ノ浦図書館の移転場所について、旧壱岐公立病院跡地を整備に適した場所として検討しておりました。また整備事業スケジュールとしまして、令和2年5月から10月にかけて新図書館整備検討委員会を開催し、同時に用地測量調査、基本設計を進めていくこととしておりました。しかし、この検討委員会につきましては、開催ができておりません。

まずは、当該予定地に関しまして、県指定文化財である亀丘城跡になり、試掘調査を令和2年9月から11月にかけて実施をしております。その結果につきましては、令和2年12月に御報告しているところでございます。

その後、令和3年度の予算編成に当たり、関連予算の検討をしておりましたが、財政基盤確立計画を推進していく中で、図書館整備については一旦先延ばしの判断がされたところです。また同時期に、旧公立病院跡地の一部が急傾斜地警戒区域等に指定されたこともありまして、財政面だけでなく候補地の検討も必要となったことから、本計画はストップしたまま現在に至っている状況です。

2点目の今後どうしていくのかというお尋ねでございますが、今申し上げました経過を踏まえ、整備基本計画に定めております整備の基本方針を改めて整理すると同時に、公共施設個別施設計画において、現行の図書館の方向性についても再度整理する必要があると考えております。そうした流れの中で、整備に関しましては改めて新図書館整備検討委員会を実施し、その中で場所や規模など十分な協議検討を行ってまいります。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（9番 土谷 勇二君） 今のところまだまだ手つかずと、今の話ではなっておりますね。

私はやっぱり計画的に言ったら、庁舎はもう建て替えるべきで、そのときに一緒に建て替えればお金もそう要らないしですね。そういう形を取っていただけないやろうかと思うんですね。

個別に、ここをもう決まったけん、ここにしたいとかじゃなくて、総合的な判断で庁舎のところに、合同庁舎みたいに一緒にそこに持っていければ、みんなそこに集中して、市役所に来てる人でも行けるような形を取るべきと思いますが、どうでしょうか。教育長、もしあれやったら。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） ただいまの御意見でございますけれども、先ほども述べましたように、一旦今日の答弁で、これまでの計画は凍結、あるいは白紙と考えてよろしいと思っております。

そうしますと、新しい図書館をつくるに当たっては、やはりもう一度、市民の御意見を聞かなければならないと思います。今の御意見は、土谷議員さんの御意見で、貴重な御意見として私は承りますけれども、やはり市民みんなが使ってくれて、いいなという図書館をつくっていく必要がありますので、先ほど次長が述べましたように、今後、現在の壱岐市財政基盤確立計画が令和6年度まででございますから、一旦そこまでは止まっているということで、その後改めて図書館の建築についての会議を設けて、市民の意見を聞いてという手順を踏みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（9番 土谷 勇二君） そうです、私の意見でございました。それがベストではないかという、私は思っておりましたので、こう（・・・）。

特に市民の方々の意見を聞いて、ぜひ、しっかりした皆さんが来やすい図書館をつくっていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、観光振興についてお尋ねします。

3点、本市の経済をコロナ禍前の状況に戻すためにも、本市の観光復活は必要不可欠と考えます。コロナウイルス感染症も感染法上の位置づけを5類に移行したこともあり、観光客も増えていると考えますが、本市の現状について市の認識をお願いします。

2番目に、感染症対策として稼働率を下げた運営するために、人員を削減し経営を維持してきた観光施設も多くあると思いますが、今後観光客を受け入れていくに当たり、人材不足は課題になると考えますが、市としての課題認識をどう考えているのかお聞かせください。

3番目に、物価高騰などの影響で買い控えの傾向もあると考えますが、観光客が増えている中、まだまだ若い人や家族旅行客を増やし、地産の消費拡大、特に壱岐で取れた農産物、水産物のつなげるためにも、GoToトラベルや旅行支援のクーポンのような市独自の観光応援券を発行し、消費を後押しする取組が必要と考えますが、市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 9番、土谷議員の質問にお答えします。

まず、1点目の本市観光の現状について市の認識をとのことですが、本年4月から10月末までの航路航空路の乗降客数が38万5,814人で、このうち島民以外の利用者数が25万2,153人でございました。昨年同時期と対比しますと、乗降客数で120.7%、島民以外の利用者数で117.6%と、コロナ禍からの回復は順調に進んでいます。コロナ禍前の令和元年度比にしますと、乗降客数で82.9%、島民以外の利用者数で79.2%でございますが、直近の10月期のみでは、乗降客数で96.2%、島民以外の利用者数で95.7%と、徐々にではありますがコロナ禍前の水準に近づきつつあるのではないかと感じております。

次に、2点目の人材不足の課題認識についての御質問にお答えいたします。

コロナ禍の影響で雇用を一時中断した施設があることは認識しており、またその方々が、元の職場に復帰されていないケースがあることもお聞きしております。今後、観光需要が高くなる中で人材不足は非常に大きな問題ですが、この人材不足の問題は、観光業のみならず全業種において発生しております。

そのような問題を解決するために、民間事業者の中で「おてつたび」という取組があります。これは、都会に住む若者等が地方の事業所に出向き、その地方に住みながら事業のお手伝いを行って、対価を得て、また旅をするという民間事業者の取組です。壱岐市の事業者の中でも、この取組に参画しているところもあるとお聞きしており、ぜひ課題解決の一助になればと願っております。

また、雇用拡充事業において、旅館、ホテル等の清掃業務を行う事業者も出てきており、そのような事業者の取組が、旅館、ホテル等の人材不足の解決策になっていくのではないかと期待をしております。

壱岐市といたしましても、人材不足は大きな課題だと認識しておりますので、今後、課題解決に向けたよい取組がないか研究してまいりたいと考えております。

3点目の観光客への消費後押しの取組についての市の考えについての御質問ですが、現在、壱岐市では、プレミアムつき宿泊券発行事業として壱岐DEお得に泊まろうキャンペーンを実施中です。

これは全国のコンビニで、額面3,000円の宿泊券を1,000円で購入することができるお得なクーポン券で、2万枚分の予算を今年度確保し、実施しております。今年の4月末から開始し、来年2月末までの予定で販売しておりますが、好調な売行きでございまして、今月中には完売するのではないかと予想しております。

また、対馬市との連携事業で、「壱岐市・対馬市」周遊ツアー送客支援事業を実施中で、壱岐市、対馬市両方に宿泊するツアーを催行した旅行会社に、1人泊当たり1,000円の助成を行う事業で、1万人泊分の予算を今年度確保し、実施しております。現在、10月末までの実績及び来年2月までの見込みも含め、8,262人の送客見込みとなっております。こちらにつきましては若干の余裕がありますので、営業を強化している状況でございます。

市の考えとしましては、まずは観光客数をコロナ禍前の水準に戻していきたいと考えております。コロナ禍に比べて、今年度は観光連盟とも協働しながら、旅行会社等への営業強化に努めているところでございます。

コロナ禍では、国も観光事業への積極的な財政支援を行っていましたが、今後はコロナ禍前同様に、有効な財源活用を行っていく必要があります。

このようなことを前提に、積極的な情報発信や営業活動を実施し、観光客数の増加に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（9番 土谷 勇二君） 観光客もだんだん増えているということですが、やはりツアー客とか、そういう人たちが結構来てあるとは考えてます。若い人とか、できたら家族、ツアー客は泊まって、なかなかお土産も買ってもらえない状況が多いと思うんですね。だから家族客、それとか若い人ですね。それとか、やっぱり盆正月でも帰省しやすいような、帰省してお土産を買ってもらえるような状況をつくっていただければと考えております。

植村議員も言われましたとおり、肉の消費拡大、魚の消費拡大、それはもう全てが、お客さんが来て壱岐で食べていただかんと、消費拡大につなげていかなければならないと思っております。

また、やはり従業員が少なくて、大きい結婚式とかできないところもあるそうですので、なかなか人員をどうかして、先ほど言われたように「おてつたび」とか、ああいう形を取っていただいて、少しでも来ていただけるような旅行プラン、それとも、やっていただければと思います。

クーポン券は2月末までですが、今月で大体終わると今言われましたかね。そしたら、次の

連休、またそういうときには、新たにそういうクーポン券辺りを出すあれがありますか。

それと、やはりもうちょっとコマーシャルじゃないけど、分からない人もいますので、向こうから来る人にお知らせをしていただければと思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 土谷議員の、再度の質問にお答えをいたしたいと思います。

まず先ほど、今月末でクーポン券については、好調な売行きということで終わるだろうということで申し上げております。

それ以降につきましては、今のところ計画はございません。特に、先ほど申しましたように財源とかの問題もございますので、今後は観光連盟とも一緒になって、営業強化等に努めていきたいと思っています。

それから情報発信のことも御指摘ございました。そこにつきましても、いろんな皆さんが、若い方とか御家族連れとか、そういった方に届くような情報発信を、様々な取組を考えながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（9番 土谷 勇二君） 今年の還暦式みたいにですね。あれだけの人が来ていただけるようなイベントがあれば、やはりお客さんも来て、地元だからお土産を買って帰っていただけるような、そういう少し、イベントじゃないですけどね。今度は、やっぱり松永安左エ門とか、ああいうところのちゃんと整備をして、お客が少しでも勉強しながら来ていただけるような施設もつくって、観光客をどんどんどん呼ばんと、一次産業も全然消費拡大につながってないと思うですね。お土産を売っていただいて、壱岐市に少しでもお金が落ちるような、そういう形を取っていただきたいと思います。

これは余談ですが、牧永議員のところのチューリップですね。あれはSNSで拡散されて、遠くの人も見えて、そういうLINEとかなんとか来るということで、やっぱそういうイベントじゃないけど花いっぱいとか、そういうことで観光になると思うとですね。

だから、なかなか施設のいうたら、やっぱ今、勝本辺りはイルカパークに辰ノ島観光、それと町並み観光でやはり勢いがあると思うとですね。カフェとか、そういうのはだんだん増えていってます。郷ノ浦のほうで、なかなかそういうできておりません。郷ノ浦の町も、九銀の後は柵を作っただけ、どっことも空き地に柵作っただけ。そういうところに、辻川石油みたいな花を置いて少しでも、本当は郷ノ浦の人が考えるべきと思うんですけど、やっぱそういう観光につなげるようなことをしていただければと考えております。

以上で、あんまり上手ではありませんが、これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後１時といたします。

午前 11 時 44 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番、武原由里子議員の登壇をお願いします。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（３番 武原由里子君） ３番、武原由里子が通告に従いまして、今回、大きく３点お伺いいたします。

まず１点目です。監査活動を通じた市民のまちづくり活動の充実に向けて。

監査活動は、公正かつ能率的な行政実現に向け、自治体として自らを省みる機会とすることで、自主性及び自立性を自ら担保する取組であると考えます。

自治行政を監査することにより、その実態を明らかにし、住民の行政に対する判断材料を提供し、住民の自治行政に対する理解と関心を深めることができると考えます。

また、監査委員は市長から独立し、公正公平な立場で、市関係機関における財務に関する実務の遂行及び経理に関する事業の管理が、法令的に準拠して適正に行われているか、また、効果的、合理的、能率的に行われているかを監査されていると考えております。日々の監査活動に敬意を表し、今回、次の３点について、監査委員及び監査委員事務局長に伺います。

１点目です。地方自治法第１９９条第７項に基づく財政援助団体等の監査の現状と課題について。

２点目です。指定管理者に対する監査を、財政援助団体等の監査の一環として監査委員の判断で行う時期に来ているのではないかと考えますが、それに対する見解はいかがでしょうか。

３点目です。監査活動の充実に向けた取組について、伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 武原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。吉田代表監査委員。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○監査委員（吉田 泰夫君） ３番、武原議員の御質問にお答えをいたします。

１番目の御質問、財政援助団体等の監査の現状と課題でございますが、まず壱岐市の監査状況といたしましては、自治法で義務づけられております毎月の例月現金出納検査、財務監査と

して、年2回の定期監査、そして決算及び基金運用状況の審査、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査を実施しております。

議員から御質問をいただきました、地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等の監査につきましては、監査委員が必要と認めるとき、また、市長の要求があるときに実施することができるとなっております。

対象となりますのは、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助をしている団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等で、出資その他の事務の執行で、市から財政的援助に関わるものについて監査を行うこととなっております。

現在、定期監査、決算審査の中で、財政援助団体等への予算の執行に関わる関係書類、協定書類、事業運営に関わる書類等の提出を求め、監査委員がその内容を審査をしております。監査結果につきましては、市長に対して報告を行うとともに、必要に応じて所管課に指導、検討を行っております。

なお、現地への、出向いて監査を行う場合には、当該団体の事務的なコスト、また、独自に監査機能を有してありますので、実施方法については十分留意する必要があり、監査委員会等で検討をしてみたいと考えております。

2番目の質問でございますが、指定管理者に対する監査の実施につきましては、指定管理者を含む財政援助団体等の書類監査を、定期監査、決算審査の中で実施しておりますので、監査委員が必要と認める事項が発生した場合には、当該団体へ出向いて監査をすることとしております。

なお、不明な点等が発生した場合には、所管課を通じまして、再度回答あるいは追加書類を求めているところでございます。

最後の御質問、監査活動の充実に向けた取組についてでございますが、監査委員制度の運営は、行政の違法性あるいは妥当性の保証にあるべきと言われております。行政運営について、監査的見地から監査等を行い、正否を調べることを目的として実施しております。

今後も、目的に沿って厳正に監査を遂行するとともに、監査の結果及び措置状況につきましては、ホームページ等で分かりやすく公表し、市民に伝えていきながら、行政に対する理解と関心を深めてもらうことができるよう努力をしていきたいと考えております。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原委員。

○議員（3番 武原由里子君） 御説明いただきました。

今の御答弁によりますと、私が質問いたしました財政援助団体等の監査及び指定管理に対する監査等は、今現在も書類監査としてやっているというお答えでよろしかったでしょうか。

確認できました。実際、竜崎市の監査基準が令和2年4月1日改正されておりました。その第2条にも、この財政援助団体等に関する監査という項目がありました。実際にこの項目を現在、指定管理者に対する監査も含めてやっているということを、今、確認取れました。

実際今、竜崎市の場合、指定管理が18団体ということでした。これを毎回されているのはかなり大変じゃないかと思しますので、実際にはその書類で気になったところの、具体的に担当課に確認をして、内容を精査する、もしくは、現地に出向いてするという御回答だったかと思いますが、それでよかったでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 吉田代表監査委員。

○監査委員（吉田 泰夫君） はい。ただ、この中でさらに充実ということ言えば、大きな問題等が発生した場合は回答のみでなくて現地へ赴いて、現地の中で伝票書類等を確認をしていくということを考えております。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今の答弁によりますと、今は現地に出向いてその具体的などころまではやってはなくても、今後はそういうことも必要ではないか、場合によってはやっていこうというお考えの答弁と今受け取りました。ありがとうございます。

実際、今、竜崎市では3人の監査委員さんがおられます。条例では2名でいいところを、プラス1されて3名で日々の監査活動をされております。

私も今回初めて竜崎市の監査基準等、確認いたしました。また、ホームページでは、過去の平成30年度からの財政監査の結果を公表されておりました。もう本当にきちんと公表されて、とても素晴らしい活動を、事務局はたった2人で行われております。本当に頭が下がります。日々の定期監査等、また、財政監査、援助団体等監査、また決算審査等、本当に大変な業務内容だと思います。

実際、今回、湯ノ本の方から御連絡があった内容で、こちらの、ちょっと見にくいんですけれども、B&Gのプールのことを言われました。これが屋根が取れているということで、もうかなり前からということだったんですけれども、実際、私も現場に行きまして、さびがかなりありました。

これについて、実は令和元年度の監査報告書では令和2年2月6日に現地で監査をされてまして、その結果がきちんと公表されておりました。「プールの屋根が著しく破損し、鉄骨の腐食が進んでいる。原状回復するには多額の経費が必要と思われるが、速やかに補修する必要がある。」と、監査の方のコメントが残っておりました。

実際、本当に監査の方は指摘をされてますけど、実際にはなかなか経費等々でできなかったのかもしれませんが、やはり今後こういう監査活動の充実を、ただ監査で終わりではなく、実

際その後担当課がどのような対応をしたのかというところまで、後追いになりますけれども、そういうことを、また市民にもお伝えしていただければありがたいなと思っております。1点目です。

もう一点目の、充実に向けてというところですが、他の市では毎年テーマを設定して、その年々で重点項目というか、各年ごとに監査のほうでテーマをつくられて、それに沿った内容の監査を充実させるということをされている自治体もございます。

結局、指定管理も含めてですけれども、環境の部とか、子どもに関する部とか、いろんな取組があると思いますが、それを全部一遍に毎年毎年するのは大変だと思いますので、各年で毎年のテーマを設定されて、その行政監査の実施をされてはいかがかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 吉田代表監査委員。

○監査委員（吉田 泰夫君） 重点項目ということでございますが、現在も一応、定期監査の中では、重点項目として特に取り上げておりますのは、大体、毎年になりますけれども、ここに出しております市単独によります補助金等の財政団体の監査というのは毎年もう行うようにしております。

そのほかにつきましては、ただいま明示がありましたように、施設が非常に老朽化しているものがございます。これについては一々報告はしておりませんが、市長に対しては、口頭に報告のときに、市長に対しまして補足事項として、こういう状況でありますということはお伝えをしております。

その回答はまだいただいたことはございませんけれども、一応御報告はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 監査委員さんのコメントですかね。それを、市長には届けているということでした。それを受けた対策というのを、市の執行部が考えていかれるのが、監査とその行政執行部の間で必要ではないかと思います。

今現在、監査委員さんが3名と事務局が2名で本当に頑張っておられますので、これを十分生かして、今後もっとこの監査の指摘された部分を、行政施策に生かしていただきたいと思いますと考えております。

その辺り、市長のお考えいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

監査委員のほうから指摘事項等々をお受けした場合、また、監査の報告については、市職員のほうに全て周知をし、そして、その対応についてこういうことを今後対応するというようなことの回答をまとめ、報告をしているところでございます。

そういったことで、監査の御指摘等については真摯に対応しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） やはり老朽化している部分かなりありますので、検討の1つとして今後していただきたいと思っております。では、1番目の質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2つ目です。誰一人取り残されない学びと育ちの充実に向けて、についてです。令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた基礎調査の準備や、それにつなげるための第2期の評価や検証等が進行中と認識しております。

今回は行政だけではなく、壱岐市全体で子育て支援に取り組む体制づくりを願ひまして、次の4点について伺います。

まず1点目です。第3期子ども・子育て支援事業計画と、その前提となる教育振興基本計画の現在の進行状況についてお知らせください。

2点目は、第3期の計画の充実のため、子ども・子育て会議メンバーの構成の刷新と時代の変化に対応した新しい答申の必要性があると考えておりますが、それについての御回答をお願いいたします。

そして3点目です。これは、持続可能な病児・病後児保育の施策の見通しについてです。お知らせください。現在の状況と、今後の見通し等、お願いいたします。

4点目が不登校生徒の中学校卒業後の支援体制について、以上4点についてお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、1番目の第3期子ども・子育て支援事業計画の現在の進捗状況と、2番目3番目の御質問についてお答えをいたします。その後、1番目の教育振興計画の進捗状況につきましては、それと4番目の不登校生徒の中学卒業後の支援体制につきましては、教育委員会のほうから答弁を行います。

まず、現在の第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度

までの5か年間となっており、令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることとなります。

これに伴い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定業務に着手することとなってまいります。本年4月に施行されました子ども基本法では、都道府県は、国のこども大綱を勘案し、都道府県こども計画を作成することとなり、市町村は、国のこども大綱と、都道府県のこども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課されております。

本市におきましても、子ども・子育て支援、少子化対策は喫緊の課題であることから、市町村こども計画を策定して、こども施策を幅広く展開し、充実させる取組を進めなければならないと考えております。

議員御質問の支援事業計画の進捗状況については、第3期子ども・子育て支援事業計画と市町村こども計画とを一体的に策定することを想定した上で、今年度中にニーズ、実態調査を実施するための準備を現在進めております。

計画策定に当たっては、竜崎市の現状の分析と課題等の整理及び基礎的な地域データの整理、集計、子どもや子育て世帯等の生活実態や動向等を把握、分析するための市民アンケート実態調査を、来年1月から2月にかけて実施をし、3月までに集計、分析と課題の整理を行うスケジュールで進めてまいります。

その後、実態調査の結果をもって、令和6年度中に第3期子ども・子育て支援事業計画及びこども計画等の計画策定に着手をしてまいります。

次に、2番目の御質問でございますが、竜崎市子ども・子育て会議の担任する事務は、竜崎市子ども・子育て会議設置要綱第2条で、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について、市長または教育委員会の諮問に応じ調査審議する、となっており、委員の定数は20名以内となっております。

現在16名の方に委員を委嘱させていただいており、うち、学識経験者2名、幼稚園及び保育所の保護者代表4名、幼稚園長及び保育所長代表4名、民間保育施設代表2名、幼稚園教諭及び保育士代表4名で構成をされております。

現委員の任期は2年となっており、令和6年3月31日に任期満了を迎えますが、委員の任免及び諮問については、市長の専権事項と認識をいたしております。

次に、3番目の病児保育についての御質問でございますが、現在、竜崎市では、病児・病後児保育事業病児対応型を、市内の1医療機関と委託契約により実施をしております。本事業は、平成27年7月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による病児保育事業の実施について及び竜崎市病児・病後児保育事業実施要綱に定めるところにより、保護者が就労している場合等

において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病気の児童を一時的に保育すること等により、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る目的となっております。

対象の児童につきましては、市内に住所を有する、おおむね生後6か月から小学校3年生までの児童で、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な児童、もしくは病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な児童となっております。

これまでの利用実績といたしましては、平成30年度は333人、令和元年度は223人の利用がありましたが、新型コロナウイルス感染症の流行後、利用者数は減少し、令和2年度が93人、3年度が112人、4年度が110人となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類に変更となった今年度におきましては、10月末現在の利用者数が144人と増加をいたしております。病児保育事業につきましては、国3分の1、県3分の1の交付金を活用して実施をしております。

今後とも、国、県の動向に注視し、これまでの利用状況を踏まえた上で、事業実施機関とさらなる連携を図り、安定した事業として継続できるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） 武原議員の最初の質問の、教育振興基本計画の現状についてお答えいたします。

教育振興基本計画は、令和6年度に策定するための準備をただいま行っております。現在の状況でございますけれども、私どもが策定の参考としております、長崎県の第四期長崎県教育振興基本計画は、この11月に素案が発表されております。現在、パブリックコメント期間中でございます。

また、本市の第4次壱岐市総合計画の検討も10月から始まっております。今後は、これらの計画の内容や方向性を注視してまいるとともに、私達が行います会議の在り方とか市民の意見を聞くためのパブリックコメントの時期などを検討して、関係予算の確保を着実に行ってまいります所存でございます。

次に、2つ目の質問でございます。不登校生徒の中学校卒業後の支援体制について、お答えいたします。

まず、中学生の卒業後の進路の状況でございます。令和5年3月卒業生が250名おります。令和4年3月卒業生が251名おりますが、いずれの年度も、全ての生徒が高等学校等の何らかの学校に進学している状況でございます。

したがって、中学時代に不登校だった生徒もほとんど全て進学しているというふうに考えることができます。

こういう状況を踏まえますと、不登校生徒の卒業後の支援として最も大切なのは、当該生徒の中学時代の状況を進学先に確実に引き継ぐことであると考えております。

このことについて長崎県では、児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドラインというのがございまして、小学校から中学校、中学校から高等学校というふうに、必要に応じて情報が提供されるようになっております。

そこで、私どもとしましては、小・中学校の校長等に対して、ガイドラインに基づいて情報の引継ぎを確実に行うよう指導を行っているところでございます。

一方、県外の学校に進学、あるいは一般就職した生徒が学校や仕事を辞めた場合は、その後の生徒の動向をつかむ方法がございません。義務教育を修了した生徒に対して、市教委が支援を行っていくということには限界がございますが、関係機関や県などと連携しながら、できることに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 答弁いただきました。

まず、1点目の、第3期子ども・子育て支援事業計画についての再質問です。

今、ニーズ調査が来年1月からという答弁をいただきましたが、確認です。前回の第2期のときの計画策定のときのニーズ調査を見ますと、就学前児童、就学児童の保護者のみのニーズ調査になっておりました。第3期も同じ予定でしょうか。

もしくは、それを中・高生の保護者ですかね、そこまで拡大されているのかどうか、まず御確認いたします。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

○市民部部長（西原 辰也君） ただいまの再質問にお答えいたします。

ニーズ調査につきましては、現在計画いたしておりますのは、広く市民から意見を聴取するため、Webアンケートも検討してまいります。

今回の主な調査対象者につきましては、就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学5年生の児童とその保護者、中学2年生の生徒とその保護者、また高校2年生の生徒とその保護者、

並びに18歳から39歳の若者世代を想定したニーズ調査を行いたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 前回とは違うように、かなり幅広く取られているということで安心いたしました。前回のパブリックコメントでも、この辺りは指摘がされておりましたので、それを改善して今準備されているということで、ぜひよろしくお願いいたします。

これについては、先ほど教育長も言われました、県の第四期教育振興基本計画の素案でも書かれておまして、子どもや若者及びその関係者が意見を言える場や仕組みをつくり、その子どもに関わる各種施策、計画等に反映させていく必要があると明示されております。

ぜひ、これは子ども・子育て支援計画以外の場合でも、やはりこれは今、「こどもまんなか社会」、こども基本法を踏まえた上での対応ということで、ぜひお願いいたします。

2点目ですが、先ほど市民部長のほうで、子ども・子育てメンバーの件については、現行ではそれは市長の専権事項だということで、今、御答弁いただきました。これについてですが、子ども・子育て会議設置要綱、これは平成25年10月1日にできております。そこでの設置の内容を今答弁いただきました。

その5年後、平成30年12月には、壱岐市自治基本条例ができております。ここでの第18条附属機関等についての項目です。「市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行い、市民の多様な意見を反映しなければならない。」とあります。

ここをもって、今の市長の専権事項と言われたのかと考えておりますが、これについて、現段階での市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

子ども・子育て会議メンバーの刷新と新しい答申の必要性はということの対しまして、先ほど部長が、これについては市長の専権事項だということをお答えをいたしました。

専権事項というのは御存知のように、限られた人物や組織の裁量の決定によって下せるということでございます。

この、子ども・子育て会議に限らず、附属機関の委員さんというのは広い意味での公務員でございます。そういった中で、これは人事に当たるわけでございます。

また答申というのは、諮問によって答申をする、必要があるときに委員さん、市民の皆さん方の意見を聞くというのが諮問でございまして、必要があるときは当然諮問しなければいけないと思っております。

しかしながら、先ほど申しますように、この2点につきましては、私、壱岐市長の専権事項で

ございまして、一般質問にはなじまない質問であると考えております。その点は御理解をいただいた上で、ただいまの武原議員の御意見については、十分お聞きをいたしたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（３番 武原由里子君） これがですね、御答弁いただきました。実際には、子ども・子育て支援法の第６１条の６項で書いてあります、子ども・子育て支援事業計画は、市町村の地域福祉計画、また、各市町村の教育振興計画、その他の法律の規定による計画であって、子どもの福祉または教育に関する事項を定めるものと調和が取れたものとならなければならないという項目がございます。

実際は、子どもに関する様々な部署の連携がなくして、この計画はできないと考えております。もちろん市長の采配も含めまして、ですので、調和の取れたものにするためにも、この子ども・子育て会議に実際の今策定されようとしてます教育振興基本計画の方向性等を照らし合わせ、また、それを作る委員さん等も、今後は実際の子育て世代の委員さんも含めた、関係者も含めた、意見を集約できるようなメンバー構成を考えていただきたいと考えております。

また、教育長に再質問いたしますが、今、令和６年度に向けてということでした。実際の教育振興基本計画を審議される場合において、この検討委員会等の設置を考えておられるのでしょうか。もしくは、課内のほうだけで考えられているのでしょうか。お知らせください。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） お答えいたします。外部の方を入れて、検討するつもりでおります。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（３番 武原由里子君） ぜひ外部の方を入れて、されることでよろしく願いいたします。そうすると、実際には要綱等、また予算の確保等が早急に必要になってくると思いますので、準備が今後進められると確信しております。よろしく願いいたします。

今回、あともう一点、病児保育のところがもう一つ抜けておりました。

今、説明がございましたとおり、現行の１医療機関さんの受入れ人数が、私も確認しましたところ、１回当たり３名ということでした。

その利用が、平成３０年は３３３人ということでしたので、かなりあったんでしょうけど、今は１００人ちょっと、今年は少し増えているということでした。現場の方の声を聞きますと、急なキャンセルとかあって、なかなか人員確保等、やっぱり病院等の持ち出しがあって初めてできてののかなとお聞きいたしました。

国、県、市の持ち出し３分の１ということで、できればこれも含めたもうニーズ調査等入れていただきながら、本当にこれが３名のままでいいのかどうか。

私が聞いたところによると、やっぱりなかなか運営は大変でしょうけども、保護者としてはニーズがあると何件か入っておりますので、ここも含めて、調査等の項目に入れていただきたいと考えております。

最後ですが、教育長の答弁では、不登校の生徒、中学卒業後は全員が何らかの進学等、就職等をしているということで、引継ぎガイドラインに沿ってやっていただきたいと考えます、私も。

また、そこをやめた生徒に関してが一番問題だと思います。やはり、やめて島外に出る場合もあるし、島外からまた戻ってくる場合もかなりの数の生徒さんが実際にいらっしゃいます。

なので、やっぱりその受け皿が、今、壱岐の場合どこにもない。これは本当に民間ではなかなか1人2人であればできるんですけど、かなりの数がやっぱり戻ってこられたり、また島外で大変な思いをされてるという保護者の声も聞きますので、何らかの形でそういう支援体制を今後考えていただきたいということで、今日は御質問しております。

全国的には、夜間中学等で、そういうやめていった生徒とか、中学校のときまでに勉強ができなかった、特に10代の方が夜間中学を希望されて、今、全国的にそういう、増えています。長崎はまだですけども、結局、不登校での学び直しをしたいけどできない子どもさんがいるということ、実際、私も今関わっておりますその生徒の言葉が、本当はみんなと一緒に学びたかったと、学校行事もしたかった、何にもやっぱりできない、学びたかったというのをすごく言うんですね。

だから、やっぱりそういう場を、学べなかった、部活もできなかった、生徒会活動もしたかったけどできなかった、そういうお子さんの声がある、その受け皿が今ないというところで、何らかの形を今後つくっていただいて、これは行政だけではなく民間の力も一緒になってしかできないと、私も学校だけでは無理、行政だけでは無理と思っております。

ぜひ、そういう形をつくっていただいて、壱岐市全体で子育て支援に取り組んで、壱岐の子どもたちが誰一人取り残されないような学びと育ちのためにしていけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で2点目は終わります。

次、続きまして3点目です。公共施設等の使用料についてです。

壱岐市合併から20年、公共施設の使用料等の料金体系の見直しを今検討されていると認識しております。

また有料のイベントや減免等の判断が、各施設の担当課によって違うために市民はかなり混乱している状況です。そういう状況の中で、次の2点を伺います。

まず1点目です。公の施設における使用料等の算定基準を、現在、各課等々で判断が違うということですけども、管財課の主導で策定し、共通の指針が必要ではないかと考えております。

が、御答弁をお願いします。

また２点目、公共施設の使用料の規定では、有料の場合、営業の割増しがあります。非営利団体や子どもが活動するような団体等での利用の場合も、有料でも営業ではないような料金体系の検討をしていただければということで、２点お願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 私からは、１点目の、公の施設における使用料等の算定基準を管財課主導で策定し、共通の指針が必要ではという御質問に対して答弁をさせていただきます。

本来、使用料の算定根拠となりますのは、その施設の建設費や維持管理経費、いわゆる行政コストを基に算定をし、そこから他の施設の均衡等も検討し、決定をしている状況でございます。

財政基盤確立計画におきましては、算定根拠の明確化を図るとともに、減免基準等の見直しを行い、適正化を図ることとしておりますが、行政コスト、例えば光熱水費や燃料等の状況などを踏まえまして、算定基準により算出し、使用料等の見直しを行った場合、ほぼ全ての施設の使用料の引上げが必要となる可能性が高く、その場合、利用者皆様にさらなる御負担をお願いすることとなりますことから、この件につきましては、市民皆様に御理解をいただくことは難しいのではないかと考えているところでございます。

２点目については、教育委員会から答弁をさせていただきます。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） ２点目のことでございます。

竜崎文化ホールについて説明いたします。竜崎文化ホールの場合は、条例の別表で割増使用料を定めておりまして、使用者が入場料またはこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、次に定める割合で算定した額として、５００円以上の入場料を徴収する場合、金額に応じて使用料を５から１０割増しとすることが定められています。

このように、入場料の金額だけで判断しておりまして、事業内容によって使用料を低減する規定がございません。したがって、現状では条例どおりに徴収しているのが現状でございます。ただ、非営利団体や、子どもが活動する団体等が施設を使用する場合、徴収した入場料は全て事業費に充てられており、有料であるが利益はないといった状況が多いと思います。

御指摘のことについては、入場料を取るが、利益がないことを確認する方法等を確立した上で、教育委員会所管の施設だけでなく、同様の施設を所管する関係各課とも調整していく必要

があると認識しているところでございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（３番 武原由里子君） まずは１点目です。今の行政コストについて勘案すると、全ての施設の利用料が上がるということで御答弁をいただきました。

確かに、市民にとっては、それだと使えなくなるんじゃないかということで、今のところ現状でというお答えだったかと思います。

これに関して、各町で、合併の前からの基準等々ありまして、石田のほうでは、石田農村環境改善センターですね、そこが、公民館の役割を担っておりますが、石田の会員さん、文化協会さんたちが利用する場合等は、やはり無料でできているということです。実際に、勝本も公民館がありまして、芦辺は離島センターが公民館機能ですよ。

結局、郷ノ浦のほうが文化ホールになるということで、無料ではない、実際この条例等、条例の施行規則ありますので、きちんと決められております。

実際、ここの不平等さというのは、市民からもかなり声が出ております。この２０年間、なかなか手をつけられなかったというところもお聞きしております。

やはり、今もう見直すときで、それがどういった形で基準をつくるかというところもあるんですが、先ほど、入場料を取っても、その入場料が利益ではないということが判断できればという、検討していこうというありがたいお言葉もいただいております。

これ、実際には、行政が利用する場合は全て無料です。イベント等あると、全館貸切りで、もう全て壱岐文化ホール押さえてありまして、ほかの団体が使えない状態というのがかなり年間を通してあります。

無料だから多分全て押さえられていると思うんですが、本当に公民館として利用したい市民にとっては、どこも空きがないというところも今現状であるということを、行政の方も知ってほしいというのが市民の声です。

また、これは、中学校の人権集会で依頼をされた手話サークルえがおさんからの声です。その集会に呼ばれて自分たちが手話を生徒に教えると、そのための準備の会議ができる場所が結局なかったということで、御自宅等で集まられて、何回も会議室が取れないというか、有料ということがあって、そういうことも言われておりました。

その方との話をする中で、減免申請もできますよということを私がお伝えしましたら、御存知ないですよ。本当に市民の皆さんには、その減免があること自体伝わってませんし、こういう学校とか、そういう施設、社会教育関係団体とか、福祉団体とかがする場合には減免があるんですって条例にも書いてあります。

やはり、そういうところも含めて市民へのお知らせ等、また、無料なのかは、ちょっと半分でも払っていいよとか、やっぱりそれぞれのところで、片方は全額、こっちの団体はただ、こっちは半額とか、本当に基準がなく、市民もどうしてだろうというのは物すごく言われてましたので、そこら辺が明確に市民にも伝えて、納得できるような形で、今後、使用料等も、私はただはあまり良くないかなとは思っておりますので、やっぱり使って修繕も必要、いろんなメンテも必要ですから、自分たちがその施設も育てるんだ、市民が使って、そこも育てていくというためには、やっぱりある程度のお金も払いながら使っていくというところで、今後、公共施設等の料金見直しを、各課だけではなく全体として考えていかれたらいいかなと思って、今回御質問いたしました。

実際には、トータルそれぞれで条例とか規則とかありますから、最終的には、これは管財課がやっぱり主導しないとイケないのかなと思っておりますので、その辺りの指導立場にあられます中上総務部長、コメントいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

私が、先ほど申し上げましたように、市民の方に御利用いただくこと、これが大前提の施設の使用によっては、市民の方の利用促進というのは図っていかなければならない一方で、ただいま武原議員が言われましたように、やはりこういった財政面のことも、十分考慮しなければならないというような状況でございます。

先ほども申し上げましたけれども、やはり現在の状況でいきますと、やはり料金というのを計算をしたときに、ほとんど上がるんだろーというようなこともございます。

例えば、1つの施設について、その試算等もちよっと行ってみたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 武原由里子君） これで私の一般質問を終わります。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、武原由里子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時といたします。

午後1時51分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口欽秀が、原子力災害の避難計画の実効性に関わって、一般質問を行います。

近年、全国で自然災害が多発し、大規模となっております。市民の命を守るために避難計画が重要だと思います。そして、壱岐は、玄海原発から30キロ圏内にあり、原発事故に伴う避難の問題も重要な課題と考えております。

福島第一原発事故から13年がたとうとしております。その事故以来、いまだ多くの国民がふるさとを離れ、避難を続けている実態があります。そして、原発処理は多くの課題を残し、たまる汚染水を海洋投棄することに対する国際問題まで起きております。

福島原発事故の教訓は、原子力発電所がたびたび事故を起こせば、被害は大きいものになり、長期に続くということであります。

玄海原発から30キロ圏内に住む壱岐市民にとって、玄海原発事故への不安は大きいものがあります。

壱岐市は、原子力災害に対する避難計画を策定し、避難訓練も実施しております。しかし、そこで考えるのは、この避難計画は実際に機能するものなのか、実効性があるのかということでもあります。この点に関わって質問いたしたいと思います。

まず1点目、原子力防災に関わる市民啓発についてです。その1つに、市は、原子力防災手引きを作成して、市内の30キロ圏内の世帯に配布していますが、その利用について、どのように進めていますか。

2つ目、避難に当たっての市民に対して、避難先、避難経路、避難手段に関して、市民の周知はどのように考えていますか。

お答え、お願いをいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 4番、山口議員の1点目の御質問、原子力防災に関する市民啓発、「原子力防災のてびき」の普及利用、また避難先、避難経路・手段に関しての市民への周知の件について御答弁をさせていただきます。

まず、経緯等について改めて御説明をいたします。

平成23年3月11日の東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故を受け、国においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法が改正され、その改正に際して、原子力規制委員会が設置され、原子力災害対策指針が策定をされております。

法律には、基本的な考え方や定めるべき事項が記載されており、その具体的な内容は、省令や各種計画に記載し、運用方法はマニュアル等で定めるのが一般的であり、災害救助法、災害対策基本法の下に防災基本計画がございまして、原子力災害対策特別措置法の下に原子力災害対策指針がございまして。

国の防災基本計画には、原子力災害時の計画が第 1 2 編、原子力災害対策編として規定をされており、関係省庁の役割を規定するマニュアルとして、原子力災害対策マニュアルが原子力防災会議幹事会より定められております。

また、都道府県及び市町村につきましては、法律等に基づき住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域に係る防災に関する計画であります地域防災計画を策定をし、実施することとされております。都道府県の役割といたしましては、その区域内の市町村が処理する防災に関する事務、または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有するとされております。

このような法律等の位置づけがございまして、佐賀県に位置する玄海原子力発電所に係る原子力防災対策については、国の機関である内閣府原子力規制庁及び長崎県の御指導をいただきながら、本市におきましても、地域防災計画における原子力災害対策編を策定をし、原子力発電所から放射性物質、または放射線が異常な水準で環境中に放射されることによる原子力災害の発生及び拡大を阻止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市及び防災関係機関が取るべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務、または業務の遂行によって、市民の皆様の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することといたしております。

「原子力防災のてびき」の普及、利用をどうするかについてでございますが、福島第一原子力発電所の事故後、平成 2 4 年度に長崎県におきまして、A 3 サイズ 1 枚程度の原子力防災のしおりが作成をされ、各戸へ配布をいたしておりますが、その後、何度か改訂版が発行され、その最新版が、令和 4 年 3 月に作成された「原子力防災のてびき」でございまして、A 4 サイズで全 2 2 ページにわたるものでございまして、市民の皆様に配付、また周知を行っているところでございます。

その内容でございますが、放射線等、原子力の基礎知識や原子力に対する防災対策を分かりやすく解説したものでございまして、万が一、原子力事故が起きた場合の対応の流れ、情報の入手、屋内退避の準備、屋内退避、さらには空間放射量率の測定結果に基づき、避難が必要な地域が特定された場合、避難退域時検査等々、簡潔に解説したものとなっております。

この手引きの普及利用についてでございますが、現在、長崎県におきまして、改訂版が作成中でございまして、今年度中には、市民皆様に配付、周知する予定でございまして。

また、長崎県防災企画課の職員が出向きまして、この手引きを活用し、原子力災害対策につ

いて分かりやすく説明いたします出前講座の開催も可能でございますので、市民皆様に周知もしてまいりたいと考えております。

2つ目の避難先、避難経路・手段に関して、市民への周知はどうしているのかについてでございますが、ただいま御説明いたしました「原子力防災のてびき」にも、避難先、避難経路等を示しておりますが、毎年実施しております長崎県原子力防災訓練におきまして、30キロ圏内の一時移転指示が発令された場合を想定し、例えば、郷ノ浦町の初山地区の住民につきましては、初山小学校前に集合し、バスに乗車、また、武生水地区の住民につきましては、壱岐の島ホールに集合し、バスに乗車、それぞれのバスで勝本町ふれあいセンターかざはやへ避難するという訓練も実施をいたしております。

また、石田地区の住民は、石田町農村環境改善センターに集合し、バスに乗車、芦辺町の田河地区の住民は、田河小学校に集合し、石田地区住民と同じバスに乗車をし、このバスで勝本町ふれあいセンターかざはやへ避難する訓練を実施しているところでございまして、30キロ圏内の住民、皆様方には、「原子力防災のてびき」に限らず、原子力防災訓練へ御参加いただくことで周知できているものと考えております。

原子力発電に対しましては、様々な御意見ございますが、30キロ圏内の自治公民館、または、まちづくり協議会等に対し、県の出前講座等を活用していただき、原子力災害対策に対する理解を深めていただけますように、その周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） その手引きの利用については、配った、そして市民に見ていただくということで終わっているというふうに考えますし、避難先、避難経路・手段についても、避難訓練に参加された方はそういうふうに体験されて知っているとしても、その周知は極めて不十分だと考えております。

そういう面で、実際に避難をするべきときに、実際に市民はどこへ行くんだと、私が初山地区の人に聞いても、2年前もそうでしたが、今回も十分周知されていないというふうに考えますが、その点では、そういう認識では市はないんでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

現在、その周知につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、そういった手引きの配布等々を行う一方、また訓練に際しましても、先ほど、ただいま申し上げました自治公民館、また、まちづくり協議会等々での取組についても、現在行っているところ

でございます。私どもといたしましても、そういった訓練に、より多く参加をいただくこと、また、そして今回、「原子力防災のてびき」についても、改訂版を県が作成をされて、それから配布する予定になっておりますので、いろいろな機会を捉えて周知には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 市民にとってですね、実際に事故が起きたときに、どう避難するのかの徹底をもっと真剣に市民に知らせるべきだと。その一つの方法で、先ほど出前講座というのがありましたが、壱岐市単独で出前講座があります。その中に、防災についての講座があります。これ消防署がやるやつですが、そこには、この原発事故の避難防災についての講座はないということでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

市の出前講座につきましては、今、山口議員お話しのように全体の防災に関することも、各公民館等々、まちづくり協議会等々からの依頼によりまして、その対応を行っているところでございます。仮に、こういった原子力発電所に対する内容についての出前講座の依頼がございました場合には、市としても、また県と調整をしながら対応していきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 積極的に、防災について市民啓発を進めるならば、呼ばれたからじゃなくて、実際に行く。そして防災について、消防署だけでなく危機管理課のほうで、実際に、この原子力防災についての出前講座を実施するようにすべきだと思いますし、市のホームページにも載せる。それから壱岐ケーブルテレビでも、一定の期間を、この防災についてのニュースを流したり、避難所とか避難経路について流したりというようなことでの啓発のことは、幾らでもできるんじゃないかなということで、やっぱり努力すべきだということを求めて、次の質問に移ります。

原発事故が起きたときに、とりわけ避難ということでいくと、避難困難者への支援についてお伺いします。

壱岐市地域防災計画の中に、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮するというふうに書いてあります。その点で配慮した計画はどのようなになっているのか。

２つ目に、その支援計画の中に、避難支援者名簿というのを作るというのがあります。この避難支援者名簿、作成されていると考えますが、どのような人が３０キロ圏内、何人ほど、そして、その人たちはどのような方法で避難するか、どの辺りまでの計画、名簿になっているのか、

お知らせください。

そして3つ目。とりわけ、30キロ圏内にある壱岐病院の入院患者、そして社会福祉施設の入所者の移送を最優先にするというふうに計画にありますが、具体的に、とりわけ壱岐病院の患者、どのような方が、どのように、どこへ行くのか、具体的な計画があるのか、まだ、そういうのはないのか、その辺りの実態を端的に、ちょっと今までの時間が長いですので短くお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

山口議員の御質問、今回、原子力防災についての質問でございますが、ただいま私が答弁いたしておりますのは、これ市民の皆様も聞いてありますので、必要最小限の内容を答弁をさせていただいているということを御理解いただきたいと思います。とっております。

それでは答弁をさせていただきます。

避難行動支援名簿の作成と避難方法は、どうなっているのかということでございます。

この御質問でございますが、東日本大震災の教訓といたしまして、ただいま山口議員が申されましたような高齢者、また妊産婦等についての対応が必要ということから、平成25年に市町村に対して、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられておりまして、その名簿に登載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するために、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等をあらかじめ定める個別避難計画の作成を進めることが適切であるとの取組指針が示されているところでございます。

現在の状況でございますが、県内の個別避難計画の状況でございますが、令和5年10月時点での調査結果では、名簿を搭載者、全部についての作成済みが市町村が8.7%、一部についての作成済みが7.6%、令和5年度までに着手予定が13.6%、令和6年度以降着手予定が1.8%、未作成が15.3%というような状況でございます。長崎県内では、3市町が名簿に登載された方全員分の個別避難計画が作成済みでございます。

本市は、一部策定済みというような状況でございます。

具体的に申し上げますが、本市の避難行動要支援者名簿の作成状況、令和5年10月1日現在で人口2万4,493人中、要介護認定を受けている方や障がいのある方などの一定要件を満たす方、1,413人のうち、名簿の作成に同意をいただいている方、1,302人を登録をいたしております。

現在も調整中でございますが、そのうち442人の個別避難計画を策定済みでございますが、より具体的な個別避難計画とすべく、現在、壱岐保健所と協議中ございまして、今年度中に、

新しい様式を策定し、要支援者の実情を把握している福祉専門職等関係者の御協力をいただきまして、令和6年度から3か年の計画で、避難行動要支援者名簿に登録済みの方の個別避難計画を作成する予定にいたしております。

名簿の作成方法につきましては、基本的には名簿への登録を希望される方からの申出により登録することとしておりますが、令和5年3月には、要介護認定を受けている方など、一定の要件を満たす方で登録をされていない方、467人に対しまして、登録の申請書を送付したところでございまして、101人の方を登録をしているところでございます。

避難方法につきましては、現在、壱岐保健所と協議中であります。

新しい様式の中で、一人一人の避難先、避難経路、そして一番問題となります避難をしてくれる方を決めていただきまして、より具体的な避難方法を示した個別避難計画の策定、作成に努めることといたしております。

次に、2番目の病院の入院患者、社会福祉施設の入所者の移送先、移送方法はどのような計画になっているのかという御質問でございます。この質問につきましては、令和3年12月会議でも、同様の御質問をいただき答弁をいたしております。

壱岐市内におきましては、玄海原子力発電所の30キロ圏内に4か所の病院並びに6か所の高齢者入所施設がございますが、長崎県地域防災計画原子力災害対策編によるとUPZにおいて、原子力緊急事態となった際にはEAL、緊急時活動レベルに基づく予防的防護措置として、原則、屋内退避を実施することとなっておりますが、要配慮者の避難誘導、輸送体制等の整備において、病院及び社会福祉施設の管理者は、県や市町と連携し避難計画を策定、作成することとされております。

その中で、病院では原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法について避難計画を作成し、医師会等の関係機関と連携をし、入院患者の転院先の調整方法についても協議はなされているところでございます。

また、社会福祉施設におきましても、同様に避難計画を作成し、特に入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図ることとされておまして、避難先となる施設と受入れに関しての確認がなされているところでございます。

参考までに、ただ今、山口議員、お話しされました長崎県壱岐病院の避難先につきましては、これも令和3年12月の一般質問で御回答させていただいておりますが、壱岐市地域防災計画にある避難所のうち、県・市の指示によるところに避難をするというような内容になっているところでございます。

以上です。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 今の返答では、避難支援者名簿については、まだ十分できていないというような返答でありました。

実際に、これは毎年更新をして、それぞれのときにあった避難を具体的にしなければならない、そういう名簿であります。誰が、どこへという、そういう具体的な点でも欠けているようなお話でありますし、壱岐病院についても、具体的にどこへ行くんだと、県が決めたとか云々じゃなくて、既にどこへ行くのかというのは決まっているべきではないか。社会福祉施設についても、30キロ圏内にあるのは幾つかありますので、そこは具体的にもう決まっているべきだと。今後、計画だということは、どうも実効性について、どこまで計画があるかというのは疑問を感じます。

とりわけ病院で、実際に起きたときに急病人を、第一に運ぶというところで、病院も決まっていらないんですか。

北のほうだと品川病院とか、一定のところも決めておくべきではないかと思いますが、そういう点では、決まってないということでもありますか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

この、ただいま私が壱岐病院のことにつきまして申し上げましたのは、そういった現在、壱岐市地域防災計画にある避難所のうち、県または市の指示によるものと、そこに移送するというようなことでなっております。

また、他の病院につきましても、避難先については、一部、もう決定をしているところもございますので、今後、県等と、この辺りにつきましては確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） この防災計画をつくるということは、以前からなされているわけですから、もう既に、どこへ行くんだということを病院も知ってるし、それから移動するだろう患者についてもすぐ伝えられる、そういう体制が必要であるというふうに、私は考えます。そういう点で極めて不十分な実態にあるというふうに考えます。

その次にお伺いします。実際に、多くの市民が避難する避難所についてお伺いします。

具体的に避難所における高齢者や障がい者の要支援者に配慮する設備の支援について、どのような考え方、どのような設備の準備がされているのか、お聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の高齢者、障がい者等に配慮する設備の整備はどうなっているのかという御質問にお答えをいたします。

高齢者及び障がい者の方、いわゆる避難行動要支援者につきましては、先ほどの御質問、避難行動要支援者名簿の作成等の説明の中でも申し上げましたが、名簿の作成、さらに個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める必要がございます、このことが市町村の重要な役割と考えております。

原子力災害時につきましては、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、避難中に健康状態を悪化させないことなどに十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努めることとされており、これら仮設住宅等の入居に係る事務手続等については、市町村の役割と認識をいたしておりますが、仮設住宅等の施設整備については、高齢者、障がい者等に限らず、避難者全ての住宅の確保について、国・県指導により対策が講じられることになると考えておりますが、原子力防災訓練等を通じまして、国・県等の関係機関と連携を図りながら、市民皆様の安全安心を優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 例えば、高齢者、寝たきりで動けない方が、必ず避難を優先してくるわけですが、そういう方が避難所に来た場合、畳の部屋に寝るとするのは極めて不十分でありますし困難であったりします。そういう面で、ベッドとか寝具とか、洋式トイレとか、そういう施設をふだんから準備しておく、そういうことが必要だと考えますが、壱岐市が準備している備蓄物資の中に、このベッドとか寝具とか、そういう高齢者、動けない方へ対応するような物資があるかどうかをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

備蓄の中には、現在、今お話しされた分についてはちょっと確認をしておりますが、ただ、様々な機関と防災協定を結び、また医師会等との関係機関と連携をし、そういった方々への入院患者、転院先も含めまして調整を行っているというようなことで、そういった民間の方のお力添えを賜りながら、これについては対応していくということで考えております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 様々な高齢者がいて、それで避難行動の要支援者が地域に多数いるわけですから、その方々が避難所に来て、しっかり避難できる体制を、どう日頃からつく

っていくかというのが、この防災避難計画であるというふうに思うんですね。

福島は、3月11日に地震、災害が起きて、その3月いっぱいの中で、避難所で60人の方が死亡しているんですよ。しっかり受け入れることができていると、その命は助かったかもしれない。そういう事態を考えたときに、避難所としての整備が、備蓄もない、その民間に手伝ってもらおうとか、そういう状況が市にあるとしたら、やっぱり避難計画の不備があるというふうに言わざるを得ない。

そこで、もう一つ聞きますが、避難所の選定に当たって、例えば具体的に聞きます。

鯨伏小学校の受入れが799人と、ちょっと古いかもしれないですが、データがあるんですが、この鯨伏小学校1,597平米に対して799人の受入れ、この受入れ面積と、この収容人数はどういう計算で出されているのでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 今、山口議員の御質問の資料が、確認がちょっとできませんが、例えば、そういった小学校で収容できる人数等については、最大限のところを示していると思いますが、やはりそういった密になるとか、それによってそこに避難をされた方々の健康状態を考慮したときに、やはり他の施設への避難誘導というようなことも当然考えなければならないこととございまして、それは、それぞれの災害時の対応で、いろいろと検討をし、その時々に応じた適正な避難、避難所の運営というのも行っていきたいと考えておりますし、先ほども申し上げましたが、やはり関係機関と連携を行いまして、そういった健康状態にも配慮し、対応していくことに今後も努めていきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そういうことを聞いているわけじゃないんですよ。

避難場所、鯨伏小学校は1,597平米になっています。避難場所の面積が、この面積はどこの面積を指しているんですか。それに対して収容人数が799人になっていますので、どこを避難場所の収容面積として考えた人数なのかということを教えてください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） その内容につきましては、あともって確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 収容場所の資料は、平成30年1月の壱岐市原子力災害避難計画に載っていることで聞いておりますので、その面積について後で教えてください。

その次へ参ります。3点目に、その原子力発電所が事故を起こして放射性物質を出すと、そして避難をするというときに、放射性ヨウ素の被曝を防ぐために、市民への安定ヨウ素剤の服

用が求められています。その安定ヨウ素剤の配布について、どのような計画であるかということをお聞きします。

これも２年前のときにお聞きして、避難計画の一覧表はいただいておりますが、その計画表から２年間で変わったのか、その辺りも含めて計画について教えてください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 安定ヨウ素剤の服用について、どのような配布服用計画を策定しているのかというような御質問でございます。

この安定ヨウ素剤の備蓄につきましては、長崎県から配布がございまして、壱岐病院、市役所各庁舎、３０キロ圏内の学校施設に保管をしており、使用期限が切れる前に県から配布がございまして、更新を行っているところでございます。

これにつきましては、令和３年１２月会議の一般質問の際にも、先ほど山口議員言われたように、御質問があり答弁をいたしております。

現在の安定ヨウ素剤の備蓄状況でございますが、丸剤及びゼリー剤を壱岐病院、壱岐保健所及び壱岐市役所各支所に保管をしております。また３０キロ圏内の各保育所、幼稚園、各小学校、壱岐高等学校にも必要数を備蓄をいたしております。

現在、総数で、丸剤が１箱１，０００丸入りのものが１１８箱で、１万１，８００丸、ゼリー剤が１箱２０個入りが３０箱で６００個、ゼリー剤が１箱１００個入りが１８箱で１，８００個を備蓄している状況でございます。

安定ヨウ素剤の使用期限について、丸剤は５年、ゼリー剤は３年であり、使用期限切れる前に県から配布がございまして、各保管場所に保管をいたしております。

どのような配布計画かということでございますが、ただいま申し上げましたように、既に壱岐病院、壱岐保健所及び壱岐市役所各支所に保管をしております。また３０キロ圏内の各保育所、幼稚園、各小・中学校、壱岐高等学校に必要な数を備蓄をしており、事故が起こり、直ちに服用することとなった場合には、各学校施設等で配布をすることとなります。

服用するタイミングでございますが、全面緊急事態に至った場合には、屋内退避を実施し、その後、原子力施設の状況、また緊急時モニタリング結果等に応じて、避難または一時移転の防護措置が講じられ、安定ヨウ素剤は、この避難または一時移転の際に、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、その判断に基づき、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示を出すこととされております。

事故が起こったらすぐに服用するのではなくて、国・県、または市の指示により服用することを御理解いただければと考えております。

また、このことを十分理解されていない市民も多数いらっしゃると思いますので、その周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 安定ヨウ素剤の配布については、被曝する前に２４時間前から、そして被曝後２時間、そういう限られた時間内で飲むことが最良の効果があると。被曝して、その後、時間が過ぎれば過ぎるほど効果を失うというところですので、時間を、やっぱりこう迫っただけで、緊急に服用することが求められるのが、この安定ヨウ素剤だと考えます。

そういう点で、原子力規制庁放射線防護企画課というところが、安定ヨウ素剤の備蓄場所について、このようにしているわけですね。避難経路の公共施設に置くんだと。それから、避難所に置くんだと。それから保育所、幼稚園等に置くんだと。小学校、中学校、高校等にも置くんだと。このように備蓄場所を指定しているわけですよ。

やっぱりそれに沿った形での対応が壱岐市はなされていないと。ここに、２年前に出された備蓄場所については、避難場所がおおよそ抜けているということですよね。

それから、とりわけこの安定ヨウ素剤は、３歳未満、それから低年齢の子どもほど影響を受けるので、しっかり飲ませる必要があるということが言われているのに、その新生児や幼児は幼稚園等にいるわけですが、そのゼリーとか、幼児用のゼリー剤については、壱岐市役所に３００まとめて保管してある。このような状況ですので、このような幼児向けのやつは、幼稚園、保育園にもあるし避難所にもあると、このようなヨウ素剤を的確に避難所、避難に合わせた形でやらなければ効果を失うというものだと考えますが、その点で、どのようなお考えですか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） ただいま山口議員が言われましたように、服用を優先すべき対象者につきましては、年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺がん等のリスクが高くなるということから、そういった妊婦、授乳婦、乳幼児を含め、未成年優先して服用させることとされておりますので、ただいま申し上げましたように、そういった意味からも、各小・中学校等々に配布をしているところでございます。

また、この原子力災害も含めて、災害につきましては、様々な状況の変化や状況が考えられますので、その時々に応じた対応を図っていく、そのためにも市役所にある程度保管をし、すぐ対応ができるような体制を整えているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 実際、このような避難が起きたときに、市役所の職員はあかだこうだと、かなりの動きをするわけですから、そんなときにヨウ素を持って走れとか、そういうふうな計画ではいけない。だから避難場所に備蓄しなさいよって、ちゃんと来てるわけでしょう、原子力規制庁が。その線に沿ってやるべきだと。そういう点では不十分だったということとでちゃんとやっていただきたい、それを認めていただきたいというふうに私は思いますね。

これは、市民の命、守るため、やっぱり必要なことですので、まずできることから、そしていつ起きてもいいように準備すべきだと思います。

このようにね、原発事故の災害が発生に伴う避難計画に質問してきましたが、避難について市民への周知については、やっぱり十分ではありませんよね。

特に高齢者の避難行動、要支援者についての支援計画も極めて不十分であり、実際に起きたときに、高齢者は誰が連れていくのか、どこへ行くのかもはっきりしないような実態の中に置かれてしまう。

避難所の設備についても、実際に避難困難者がうけて、そして多数の人が避難所に来た場合、混乱は必至、起きますよね。

それから病院、介護施設の入所者の移送先、移送方法についてもまだまだ計画できてない。具体性には遠いという実態があるということがはっきりしたと私は思います。

実際に事故が起きたとき、まず放置されて、一番困難者が苦境に陥ると、こういうことになりますので、できることから順次対応をしていただきたいと、そういうことを考えます。

最後に、近年、多発する自然災害と、この今も聞きました原子力災害の避難対策については関連性が強く、とりわけこの避難場所の不十分さについては、台風などの自然災害の避難に通じる問題だというふうに思いますので、その点でまずお伺いします。

昨今、台風等での避難、今年は避難指示が出ましたが、沼津地区は、避難場所としての避難所がありませんで、文化ホール、壱岐の島ホールのほうへ避難すると、そういう事態でありました。しかし、一番避難したい、避難するのに、希望があるのは高齢者であり、一人暮らしの方であって、沼津だと地区民センターに、今日避難所になるのかと、そういう問合せがあったそうです。

そういう面で、やっぱり身近に、いつでも安心してすぐに避難できる避難場所が必要だと思いますが、この点で災害時の避難場所の設置について、基本的にどのようにお考えかと。

それから、避難場所の設備についてですが、先ほどベッド、寝具等々ないよということでありました。沼津地区の地区民センターは２階であり、階段で上がざるを得ない。

それから畳ですが、そこに毛布を敷いて寝ると、そういう実態ではありますが、そのような避難所の設備、これをやっぱり改善して、もう少し高齢者が安心して避難できるような場所にす

べきではないかなというふうに考えますが、今後、この避難所の設備、整備についてどのようなお考えかお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の台風などのときの避難について、まず1つ目の避難所の設置をどのように考えているのかについてお答えをいたします。

台風接近に伴う避難所の設置、開設につきましては、台風の進路や大きさ、強さ、また勢力を保ったまま接近するおそれがある場合、長崎地方気象台等からの情報等を参考とし、災害対策本部において協議し、安全に避難できるように早めに避難所を開設をいたします。また台風の最接近が夜間や日没後になることが見込まれる場合には、遅くとも午後5時までには避難所を開設することといたしております。

また、大雨時の場合には、避難指示等の避難情報の発令には至ってなくても、長時間降り続く雨の影響等で、土砂災害等の発生が懸念される場合や気象状況、また市、町の被害状況から開設を適当と判断する場合は避難所を開設をいたします。

開設する避難所につきましては、その状況にもよりますが、まずは各町1施設を基本とし、郷ノ浦町では壱岐の島ホール、勝本町でかざはや、芦辺町ではつばさ、石田町では石田スポーツセンターまたは石田改善センターを開設をいたします。

この指定避難所は、市職員で運営し、高齢者等支援の必要な方が避難されることを想定し、避難所運営職員のほか、保健師等、福祉専門職員も配置することといたしております。

また、避難者数が増加する見込みがある場合には、適宜避難所を開設していくこととしております。

参考までに、令和4年9月5日の午後2時14分に暴風警報、翌日6日の午前2時16分に大雨警報が発表されました台風11号が接近した際の避難所の開設状況を説明をいたしますと、暴風警報が発表されました9月5日の3日前の9月2日午前11時に、テレビ会議によりまず長崎地方気象台から情報提供を受けまして、午後2時から、壱岐市災害警戒本部会議を開催をし、避難所開設予定を9日午後とすることを決定し、午後8時に、ケーブルテレビにて、また、翌日9月3日午後3時に、告知放送により開設予定の周知を行ってきたところでございます。

また、9月4日の午前11時に長崎地方気象台からの情報を受けまして、翌9月5日午前9時に、警戒本部から、市長を対策本部長とする壱岐市災害対策本部に切り替えて、午後1時に、レベル3高齢者等避難を発令し、郷ノ浦町に5施設、勝本町に3施設、芦辺町に5施設、石田町に4施設の避難所を開設をいたしております。

このように、長崎地方気象台等々からの情報によりまして、避難される方が安全に避難でき

るように早め早めの避難所の開設に努めているところでございます。

次に2つ目の避難所の設備整備についてどう考えているのかとの御質問でございますが、現在、自然災害避難所として指定しております学校施設等につきましては、老朽化しているもの、空調設備が不十分なもの、トイレが和式のため高齢者等は利用しにくい施設等もございます。

避難生活が長期となった場合、避難者の安全安心な生活環境の維持に必要な重要案件であると考えておりますが、学校施設等施設管理者とも協議をしながら、緊急性の高さなど優先順位をつけて、有利な財源の確保が見込めるか等の条件から、総合的に判断し、また利用する地元の方々からの御要望等も踏まえまして、限られた財源の中で、施設整備を進めているところでございまして、今後につきましても国や県の情報に注視しながら、財源の確保等に努め整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 時間が30秒を切ったんですが、理事者側の答弁が丁寧過ぎて、私の質問がちょっと足りないんですが5分延長というわけにいきませんか。

○議長（小金丸益明君） 駄目です。

○議員（4番 山口 欽秀君） 駄目ですか。

○議長（小金丸益明君） 駄目です。

○議員（4番 山口 欽秀君） いや、こういう長い答弁ね、やっぱり私の聞きたい時間からどんどん削られますよ。

時間、4秒、3秒、2秒、終わりですか。

もっと理事者側も時間を考えて答えることを考えなければ、書いてきた文章をそのまま言って、あとは議員が聞けない、これはおかしいんじゃないすか。5分駄目ですか。

○議長（小金丸益明君） 駄目です。

○議員（4番 山口 欽秀君） 修正をお願いします。答弁は簡潔聞かれたことにお願いをして終わります。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） これで、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日、12月14日木曜日、午前10時から開きます。なお、明日も一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。

本日はこれで散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後 2 時 51 分散会

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和5年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

2 番 樋口伊久磨 議員

8 番 清水 修 議員

14 番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 中原 正博君	6 番 山川 忠久君
7 番 植村 圭司君	8 番 清水 修君
9 番 土谷 勇二君	10 番 音嶋 正吾君
11 番 豊坂 敏文君	13 番 中田 恭一君
14 番 市山 繁君	15 番 赤木 貴尚君
16 番 小金丸益明君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	山川 正信君	議会事務局次長	平本 善広君
議会事務局次長補佐	松永 淳志君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	西原 辰也君
保健環境部部長	崎川 敏春君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、2番、樋口伊久磨議員の登壇をお願いします。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 樋口伊久磨君） 皆様、おはようございます。

12月会議一般質問2日目のトップバッターとなりました。よろしくお願いいたします。

来年3月に開催をされます第96回選抜高校野球大会の21世紀枠に、長崎県高校野球連盟は、秋の大会で延長タイブレーク2試合、サヨナラ勝ち1試合と、劇的な展開で3勝をしてベスト8入りを果たした、壱岐商業、対馬高校、上対馬高校の連合チームを、長崎県では連合チームとしては初の推薦を決めておられました。その後、全国9地区で候補を1校ずつに絞り、その9校の中から、最終的には2校が21世紀枠として選抜大会に選出される予定でした。

その九州地区の代表校が、先週、12月28日に発表され、鹿児島県の鶴丸高校が九州地区の推薦校に決まりました。

残念ながら、壱岐商業を含む連合チームは九州地区の推薦校とはなりませんでした。

離島の学校であるということ、そして、部員数は壱岐商業6名、対馬高校6名、上対馬高校3名の3校合わせて15名の少人数という2つの困難を克服して、県ベスト8に進出。今年の夏の大会以降に連合チームとなり、数回の合宿や遠征で結束力を高めたと、話題性も十分で、期待も大きかっただけに、非常に残念な結果となりました。

しかし、彼らの挑戦はこの先も続きますし、壱岐高校野球部においても、夏の選手権大会を実力で勝ち上がり、長崎県の代表校となり得る力も持ち合わせておりますので、大いに期待を持って今後も応援してまいりたいと思います。

前段が長くなりましたが、それでは、2番、樋口伊久磨が、通告に従いまして一般質問を行います。

今回、私の質問は大きく3つです。

まず、移住促進の更なる拡充について、3点お尋ねをいたします。

9月議会の一般質問において、清水議員からもU、Iターン促進についての質問がありましたが、今回私の質問は少し違った視点での質問になりますので、よろしくお願いいたします。

壱岐市への移住者数が令和3年度で51世帯86人、令和4年度が70世帯122人、令和5年度では、11月末現在ではありますが、38世帯65人という数字が出ております。この数字をUターンとIターンで分けると、ここ3年ではUターンが約60%、Iターンが約40%と分かれるようです。

現在、壱岐市では、移住促進支援の施策がたくさんあり、大変ありがたく利用されているとお聞きをいたします。移住を促進し、本市へ移り住んでいただくためには重要な政策だと思います。多くの補助金の中には、住宅取得の補助であるとか、引っ越し費用の補助であるとか、家賃補助であるとか、非常に手厚い支援がなされていると感じました。

質問の1点目です。若い世代の移住となると子どもを含めた転居となるため、事前に子育て環境を調べられることが多いと聞きます。その中で、保育園の情報を壱岐市のホームページで見ると、保育園の所在地、電話番号等は載ってはいますが、もう少し保護者のニーズに沿った情報発信ができないかと考えます。受入れ状況の見込みとか、預かり、空き情報がホームページ上に載っているとよいと考えますが、改善のお考えはいかがでしょうか。

2点目は、移住手順のチェックリストが発行できないかと思います。家賃補助の申請や、島民カードの取得、保育園の手続等、一度で済ませられるようチェックリストがあると助かるというお声をたくさんいただきました。この辺のお考えもいかがでしょうか。

3点目は、3歳未満の病院の時間内診療は、壱岐市は独自で助成をされてあるため自己負担はありませんが、時間外の外来は自己負担とお聞きしております。3歳未満の時間外診療も市の助成の対象にと考えますが、いかがでしょうか。

この3点について、まず執行部の御答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 樋口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） おはようございます。

2 番、樋口議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1 番目の市のホームページでの保育園に関する情報についてと、3 番目の 3 歳未満の時間外診療の医療費の無料化についてお答えをいたします。

その後、2 番目の移住手続きにつきましては、企画振興部のほうから答弁を行います。

まず 1 番目ですが、壱岐市のホームページでは保育所に関する情報として、保育施設の御案内や、保育所、こども園への入所申込手續の方法等について、子育て支援のカテゴリーの中に掲載をいたしております。

また、今年度から実施をしている保育料第 2 子無償化や副食費の助成等、保育サービスやそのほか壱岐市が実施をしている子育て支援の内容についても、壱岐市結婚・出産・子育て支援サービスガイドブックを作成するとともに、ホームページに掲載し、広く市民へお知らせをしているところであります。しかしながら、保育園に関する情報が少ないように感じるとの議員の御指摘であります。そのことを真摯に受け止め、現在、壱岐市のホームページのリニューアルを実施しているところであり、移住に関する情報の中にも保育所等の子育ての情報を組み込むなど、関係各課と調整をし、より充実をした情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、3 歳未満の時間外診療分の医療費無償化についてでございますが、現在、本市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18 歳までの全ての子どもに対して医療費の助成を実施しており、その中で、3 歳未満の子どもについては、本市独自の施策として、平成 21 年 4 月より医療費の無償化を行っております。

しかしながら、議員の御質問にありますように、3 歳未満の時間外診療については、3 歳以上の子どもと同様に一定の額を負担していただいている状況でございます。この時間外診療分の取扱いにつきましては、医師会等と協議を行った上で実施をしており、現状無償化の対象とはなっておりませんが、今年度から高校生世代まで福祉医療の対象を拡大したように、今後とも医師会等と協議、調整を行い、さらなる子育て支援サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） おはようございます。

2 番、樋口議員の 2 つ目の御質問にお答えいたします。

現在、移住手続きに関しましては、転入手続と同時に政策企画課の窓口へお越しになる方や、電話、メール等にて相談される方、移住相談会に参加された方など、様々なケースがあります。

また、移住される方の家族構成によって必要な手続も多岐にわたります。

近年は移住相談や空き家内覧など、業務量が増加しておりますので、令和3年度から移住コーディネーターを会計年度任用職員として採用し、移住希望者や実際に移住された方へのフォローアップ体制の強化を行うとともに、移住に関する住まい、仕事、子育て、健康等に関する内容を集約したポータルサイト、いきしまぐらしにて情報の周知を図っているところであります。

具体的な移住に関する手続についてでございますが、政策企画課の窓口へお越しいただいた方につきましては、移住関連の全ての補助金をまとめた一覧表を基に、対象となる補助金の条件や申請に必要な書類等の説明を行い、申請者へ確認のため、その一覧表をお渡しているところであります。

また、電話、メールでの問合せにつきましても同様に対応させていただき、子育てに関する内容が必要であれば、今年度、いきいろ子ども未来課で作成されました壱岐市結婚・出産・子育て支援サービスガイドブックを送付するなど、必要な情報提供に努めているところであります。

議員御提案の移住手続のチェックリストにつきましては、移住関連の補助金に関するリスト化は行っておりますが、子育て世帯を対象とした移住補助金以外の必要な手続、例えば保育所、学校関連の手続などに関しては、口頭またはガイドブック等での案内をさせていただいておりますので、担当窓口が分かるような簡易的なチェックリストの導入について、今後、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 丁寧な御答弁をいただきました。

ホームページのリニューアルに関しましては、市のホームページのリニューアルに合わせて保育所情報を充実していただくというふうな、前向きな検討もいただきまして、ありがとうございます。

そして、移住者のリストの件ですが、よく移住された方から聞くのは、あっちに行ったりこっちに行ったりという手続の煩わしさをよく聞きます。1か所で済めばということ言われますので、1か所で済む移住手続窓口みたいなのがあれば、今、分庁でもありますし、保育所だと郷ノ浦庁舎、住居だと勝本支所というふうなこともありまして、Uターンの方ならまだしも、Iターンの方は割と地の利云々もありまして、なかなか調べて回らなければというところも出ますので、その辺も内部で検討していただいて次につなげていただきたいと思います。

そして、3歳児未満の時間外医療費の無償化ですが、私がよく聞いたらやっぱり3歳児未満が時間外に病院にかかることが多いという。だから、有料だから行かないとか無償だから行く

とかそういうことなく、やっぱり機会が多いので、そこを補助していただくと非常にありがたいと。他市でも割とそういう3歳児未満の時間外診療は無料化のところが多いという話を聞きましたので、その辺も医師会等々の御協議もあるかと思えますけども、前向きな御検討をお願いしたいと思います。

追加の質問になりますが、移住者の家賃補助の対象に市営住宅の入居は対象外というお話を聞きましたが、その理由があれば教えていただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 樋口議員の御質問にお答えをいたします。

家賃補助の件ですが、宕岐市移住者賃貸住宅家賃補助金という、補助金交付要綱というのがございまして、この件だろうかと考えております。この補助金につきましては、新規転入者で月額家賃の30%以内または上限1万2,000円のいずれか低い額を、転入から1年間補助を行う制度でございます。

また、補助の対象物件としましては、空き家バンク登録物件や民間アパート等を申請の条件とさせていただいております。空き家バンクにつきましては、空き家対策の観点から利活用を促進しております。

一方、公営住宅の家賃設定につきましては、御承知のとおり、入居者の所得により段階的に金額設定がなされており、民間アパート等に比べて安価な月額家賃となっておりますので、これまで対象外としております。他の自治体によっては、公営住宅について対象外としている事例もございしますが、月額家賃設定の高い特定公共賃貸住宅を対象にしている地域もあることから、今後、島内の実態を踏まえながら、より移住につながる施策として活用すべく研究をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 分かりました。理由は分かったんですが、この家賃補助の対象に、市営住宅入居は対象じゃないという文言がホームページ等々で全く見当たらないという話も聞きましたので、もし一文添えることができればいいのかなと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

それと、もう一点追加の質問ですが、引っ越し費用の支援の中で、自家用車のガソリンは島外で給油をしないと支援をされないというお話も聞きました。荷物を積んで引っ越しをされて、宕岐で給油をしたらそれが対象外だったという話も聞いたんですが、その辺、もし答弁があればお聞きをしたいんですが。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答させていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 樋口議員。

○議員（２番 樋口伊久磨君） 非常にコロナ禍から移住をされる方、Ｕターン含めＩターン、非常に多くなっていると私も実感をしておりますし、私どもの住みます周りも空き家をリフォームされて入居をされたりという話もよく聞きます。なかなか、空き家が多くなることと移住者が増えることが、どちらがどうかという話になりますけども、壱岐を気に入っていただいて住んでいただくという方々に対しましては、もろ手を挙げて、市を挙げて、歓迎の意味でもいろいろと施策をしたほうがよいと思いますので、今後とも引き続きの移住定住の支援をお願いして、次の質問に入ります。

次の質問に移ります。芦辺ふれあい広場の改修についてお尋ねをいたします。

グラウンド外周の側溝に堆積していた土の除去や、長く使用ができなかった電光掲示板の撤去、バックネットの網の補修等、一定の改修が進んでいますが、立地的に潮風による塩害で腐食が進んでおります。特にバックネット裏の管理棟上のスタンドの観覧席のベンチの腐食が非常に危険な状態だと思います。

令和６年度には４月に全日本学童軟式野球大会の長崎県大会や、８月には全国離島交流中学生野球大会、通称離島甲子園ですが、壱岐市で開催をされることが決定しております。

また、先月には壱岐市長旗争奪少年野球大会が島外より１１チーム、島内７チームの１８チームで大会をされてありますし、夏には壱岐のチームが主催をする少年野球の大会等もあり、年間を通しての利用者数は郷ノ浦の大谷公園グラウンドと並び、かなりの頻度と思います。

早急な改修の必要があると考えますが、執行部の御見解をお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） おはようございます。

２番、樋口議員の御質問にお答えをいたします。

芦辺ふれあい広場の改修につきましては、令和４年度にマウンドのプレート、ホームベースの改修、そのほか、トイレ、街灯、管理棟軒天の修繕等を行っております。

今年度はグラウンド全体の側溝の溝揚げ、野球場バックネット裏の本部棟の雨漏り修繕、野球場の両ベンチ横の門扉と管理棟前の防球ネットの改修を終えております。

また、レフト側奥に設置していました電光得点板を撤去しまして、１塁側入り口横に新たな得点板を設置するよう、現在発注をしているところでございます。

議員御質問の野球場バックネット裏の観覧席の状況につきましては、塩害による腐食と、所管課であります社会教育課職員、また、常駐しております施設管理者による点検で確認しております。現在危険な状態にあるものから、ベンチそのものを撤去している状況でございます。

撤去した観覧席の改修につきましては、来年度の予算措置後になりますが、新たな観覧席の設置を検討し、なるべく早期に着手したいと考えております。

来年度は、高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会長崎県大会や離島甲子園など、大きな野球の大会が開催されることを認識しておりまして、既に今年度から各種修繕対応等を進めており、引き続き必要な措置を講じてまいります。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 樋口議員。

○議員（２番 樋口伊久磨君） ふれあい広場の改修ですが、教育次長も言われましたように来年は大きな大会が目白押しでございます。どうか予算を確保していただいて、大会に間に合うような改修がなされることを祈っております。

ふれあい広場、野球に限らず、サッカーだったり、もちろんソフトボール、そして走ったり歩いたりされる方、非常に利用頻度は高いと思います。グラウンド内外の整備も含めて、早急な改修をお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。

本年５月にコロナウイルスの感染症法上の位置づけが５類相当に移行され、半年がたとうとしております。本市を訪れる観光客も、コロナ禍前のにぎわいを取り戻しつつあるとお聞きます。

観光客が本市へお越しただいて観光地を回れば、写真を撮るという流れになると思います。今や、スマホさえあればどこでも写真も撮れますので、壱岐のきれいな景色をバックに写真を撮られるのもいいんでしょうが、そこに、その壱岐の観光地に英文字といいますか、ローマ字のオブジェであるとか顔出しのパネルであるとか、ちょっとほっこりといいますか、景色だけの写真とは違った記念撮影になるのかなと考えます。

顔出しパネルに関しては全国の観光地に行けばどこでもある、特別珍しいものではありませんが、壱岐の特色を生かして、例えば左京鼻にレオタードを着た海女さんの顔出しパネルだとか、芦辺港、郷ノ浦港、印通寺港、壱岐空港とかにローマ字のオブジェを設置するとか、民間がやるべきところもあろうかとは思いますが、統一感とかもありますので、市が先導して設置を行ったらと考えます。

もちろん、景観を損なわない設置場所と設置の位置が最も重要にはなると思いますが、この件に関して執行部の御見解をお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 2番、樋口議員の質問にお答えします。

景勝地等にオブジェを置いて撮影スポットにする取組は全国的にも人気があり、各地で様々な取組がされております。壱岐市内の事業者の中でも、砂浜にオブジェを設置されたり、大きなブランコや砂浜付近に扉を設置する取組などが行われており、観光客の方に人気があるようでございます。

本市としましては、人面石くんの顔出しパネルを博多港等に設置しているところでございます。

オブジェ等の屋外設置につきましては、壱岐市内の景勝地は国定公園であったりと、自然公園法の規制も関係してまいります。

一方で、観光客の人気も高いことは認識いたしておりますので、今後、他自治体の事例等を参考に、観光連盟等とも協議しながら課題の整理などを研究してまいりたいと考えております。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 今後、前向きにという御答弁ですが、実はこれ私、今回質問させてもらったのは、私も数年前に大分の日田市に出向くことがありまして、日田市の日田駅の前には、駅の駐車場のロータリーのところだと思うんですが、H I T Aとローマ字で、H、Iの部分が開いてるんですが、T Aという150センチぐらいのオブジェがありまして、Iのところに人が立つような格好で記念写真を撮るというスポットがありまして、HとTとAがありますので、Iに人が立ってH I T Aが完成して、それが日田のPRにもなるということで、私ももちろんそのとき写真を撮りましたが、そのオブジェの裏側には、Iの部分が開いてますので「あなたの愛（I）で日田（H I T A）を完成させてください」という一文がございます。なかなかしゃれたことをされるなと感心をいたしましたけども、私が先ほど言いました各港、空港とかにローマ字のオブジェをという御提案をしましたけども、例えば壱岐だとKの字を1つ置いて、2人要るんですけど、両脇に人が立つとI K Iで壱岐が完成するという。KとIでもIとKでもいいんで、1人で撮れるような格好でもいいんですが、何かそういう、ちょっと写真でほっこりするような場所が壱岐市にもあると、もちろん観光誘客にもつながるでしょうし、あそこに行って写真を撮りたいなという場所が1か所でも多くできたらなと思っております。

昨日の一般質問の中でも話が出ておりましたが、非常にコロナで3年間苦しんだ観光が、非常に戻ってきてると。お客さんが戻ってきてるというお話を聞きましたので、どうかこの観

光客が来てる状況を壱岐市を挙げて歓迎の意を示して、どうか喜んでいただくという施策を考えていていただきたいと思います。

来年４月には市長選も控えておりますけども、新しい市長がどのようなお考えでどのような市政運営をされるのか期待する部分もありますが、そこに私たちも期待をしながら来年度も頑張っていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔樋口伊久磨 議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、樋口伊久磨議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、８番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（８番 清水 修君） 皆さん、おはようございます。

１２月会議の一般質問、私もこれまで欠かさずに何とかしてまいりましたけれども、なかなか上手になりませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、８番、清水修が通告に従い、今回は４点について質問させていただきます。

１つ目は、フェリーみしまの安全運航についてです。

三島の方より、フェリーみしまは大丈夫でしょうか、２０年を経過して老朽化が目立って、部品の交換なども厳しいですけどという、そういうことを聞いて相談を受けましたので、まず、自分でも調べてみました。私は原島と長島の教員住宅で４年間過ごしました。そのときは、まだ渡海船でしたので、フェリーはいつ通うのかなというような、そういった気持ちを持ちながら、島の方々と一緒に暮らした経験もあるので、今回こういった御相談を受けたことを私なりにこの場で届けたいと、声を届けたいという思いでありますので、まず市役所のホームページにあるフェリーみしまの案内ページから、平成３１年２月に策定された壱岐市船舶運航事業経営戦略というのがありましたので、それを見ると、経営の基本方針の中に、現在の船舶は老朽化により多大な経費を費やしており、代替船を建造することで修繕費、燃料費等の経費節減を図り、持続的な航路運営を構築していくものとするとなりました。

また、現在の船舶については、長寿命化を図りながら、平成３４年度、すなわち令和４年度のことだと思っておりますが、までに代替船を建造する計画とするなど、フェリーみしまに関する投資や収支計画において、その具体化としてはすばらしい説明が載せられていました。

また、令和５年度壱岐市部局行動目標の中で、総務部の７番目にフェリーみしま安全運航の実施の項目には、現在のフェリーみしまは平成１４年度に建造し、平成１５年４月からの就航で、既に約２０年が経過している。令和２年度に長崎県離島航路対策協議会「大島～郷ノ浦航

路」分科会を立ち上げ、航路改善計画等について検討協議を進めた結果、今後の新船建造計画については、可能な限り現行船舶の長寿命化を図ることを基本としつつ、多額の修繕費が発生する定期検査のタイミングを踏まえ、総合的に判断する必要があるという現状と課題の下での安全運航に取り組んでおられます。

しかし、本当にこれで大丈夫でしょうかというお尋ねになります。

安全航路の確保について、心配の声が聞かれます。先日もかなり年数のたった高速船ジェットフォイルヴィーナスが、ああいう形で事故というか、事なきを得たわけですけども、これから先、内海ですから、そういった大変なことにはならないだろうという予想は皆さんされると思いますが、壱岐市の運営する航路です。長寿命化を図りながらという、または検査のタイミングでというような、そういうことで、この安全運航の確保についてはどのように捉えられているのかをお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 8番、清水議員の御質問のフェリーみしまの安全運航についてにお答えをさせていただきます。

現在のフェリーみしまは平成15年就航でございまして、建造後20年が経過をいたしております。清水議員がただいまお話しされましたように、平成31年2月に壱岐市船舶運航事業経営戦略を策定をいたしておりますが、その後、令和2年度には、どうしたら持続可能な三島航路が運営できるか検討をするため、航路改善計画書を取りまとめております。

その中で、新船建造についても検討がなされ、就航時期については、可能な限り現行船舶の長寿命化を図ることを基本としつつ、船体及び機関の状態や、多額の修繕費が発生する定期検査のタイミングを踏まえて、総合的に判断する必要があるとされております。

建造費は、現在の規模でその当時、約5.5億円程度と見込まれておりましたが、現在の物価が上昇している状況では、さらに建造費は高騰しているものと考えております。

現在のフェリーみしまの状態につきまして、造船所に確認をいたしますと、年数の割には老朽化が進んでおらず、機関部については問題ない。船体については、バラストタンク部分の腐食があるが、それ以外は問題ないとのことでございました。

バラストタンクについては、令和4年度の定期検査の折に指摘を受け、令和5年度の間検査の折に一部補修を行いました。その際、数年後には、バラストタンク外板部分の補修が必要になるだろうと言われておりますが、対応する予定といたしております。

先月11月にも合ドックがございまして、造船所の方に現在の船体状況を確認をいたしました。が、変わりはないとのことでございました。

航路改善計画の中では、令和9年度就航に向けたスケジュールも示されておりますが、これからの日頃からのメンテナンスを徹底し、機関故障等を未然に防ぎながら、建造スケジュールについては適切に判断していきたいと考えているところでございまして、このことにつきましては、本年7月18日に開催をいたしました三島航路事業運営委員会におきましても、御説明申し上げたところでございます。

しかしながら、そう遠くない将来におきまして、新船の建造時期がやってくると思われますので、先進地の視察等も行いながら、市民の利便性の高い船舶の建造に向けて、他市の事例を参考にし、また地元の方々の御意見もお聞きしながら進めていきたいと考えております。

もちろん、それまでの間、現行船舶についても、毎年開催をしております三島航路事業運営委員会の中でございました地元の要望事項を改善をしながら、市民の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） いろんな検査、合ドックとか、それぞれ定期的に検査をされて、安全な航路を保っていくので、今年の8月の運営委員会でもお諮りがあったように、令和9年度に向けてというようなお話でございましたが、それはある意味、この今の社会状況とか、物価高騰の中とか、財政難とか、いろんなことを勘案すれば、また、検査される方がそれほど傷んでないとか、いろいろ言う理由は、ある意味もつともではあるとは思いますが、もう少し私も、その方から状況を伺いました。

例えば、高齢化が当然、三島の方も進まれますので、車椅子での利用者とか、なかなか今のニーズに、これからのニーズに合わせたバリアフリー化とか、そういったこともぜひというか、新船の計画の中にぜひ盛り込んで、早く作っていただきたいとか、鉄船であるからどうしてもやっぱり腐食が目につく、漏水とかいろんな故障とか、突然、穴がほげるとか、そういうこともないわけではないでしょうからとか、部品のことも、どうしても部品の修理したいけど、ドック等で修理したいけど、なかなか部品がなかったりとかいうことが、これから先起こってくと思うけども、それでも大丈夫でしょうかというようなお話もありました。

いわゆる長寿命化を図るというのは、先ほど中上部長さんが言われましたような検査等をしっかりやって、日頃のメンテナンスを十分にやって、安全航路を確保するということだとは思いますが、もう少し利用される島の方々に納得のいかれる御説明等も今後はお願いをしたいと思っております。

1つ追加の質問ですが、部局行動目標の具体的な取組の中に、航路事業対策協議会を開催し

て利用者等の意見を聴取するという項目があったんですが、これは8月にあった運営委員会のことなんでしょうか。それとも別のことなんでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、7月18日に開催をいたしました三島航路事業運営委員会のことでございますが、そのことということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） では、その会議の中で、このフェリーみしまを日頃利用されてある方々等の御意見としては、できるだけ早めのそういった対応、バリアフリー化等も含めて、御意見等は出なかったのでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

全般的なお話として、そういったフェリーみしまの新船建造のことについても御意見等はございました。市といたしましても、ただいま御説明いたしました内容を、現在のフェリーみしまの状況等々を、状況について御説明をし、また別の要望として、例えば車椅子の固定の分とか、1階トイレの洋式化等についての御意見もございましたので、その辺りのところにつきましては、今後、整備を行うことで現在進めているところでございます。

そういったいろいろな、様々な御意見をいただきながら、この新船建造についても将来に向けての対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） それでは、島の方々からのいろんなそういった要望等は、できる限りの努力をしながら、長期寿命化の分を取り組まれていただくということで、一応、私も理解はしますけれども、やはりこういう大事業は、計画をする前にいろんな実態調査をしたり計画をして、また作るまでも物すごい時間がかかるわけですから、そういったことも勘案しながら、ぜひタイミングのよいと言ったらあれですけど、そこは考えていただきたいと思いますが、もう一件関連ですけども、代替船のことについて、現在、時々ドック入り等のときに、明恵丸が周航していると思いますが、この経営戦略の中には、代替船もある程度整備するような計画になっていたわけですけども、その辺の、令和9年まで延ばすということであれば、そういった万一の対応策というの、代替船の充実なり何かを図る必要が私はあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

この現在、ドック入り等につきましては代船を使用をいたしております。この代船につきましても、現在、その建造年によってはバリアフリー化が必要だというようなものもございまして、様々な要件がこの代船におきましてもあるというようなところで、現在の代船については、運輸局の、当然許可もいただいておりますので、そういった対応を行っているということでございます。

ただ、この代船の状況につきましても、今後、やはり検討しなければならない事項でございますので、併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 一応、このフェリーみしまを点検される専門の業者の方が大丈夫というお墨つきの中で市も、動かれてあるとは思いますが、本当にバリアフリー化等も含めて、やはり必要な部分については、また対応できる部分については予算化をしていただきながら、また代船についても、明恵丸はそれだけ丈夫なんだろうけれども、私がおったときからあの船は活躍しておりましたから、それだけ建造の年月日によって、今は運航できるというようなことも聞きましたが、いろんな面でのことが考えられますので、本当に万一の事故等があったからでは、これもどうしようもないことになりますので、早めの検討等もしていただければと思います。

三島地域の皆さん方も、まちづくり協議会等でいろんな御意見を聞かれたりもされると思いますので、そういったことも含めて、島の方々のお声、そして観光の方が、先日SNSに日帰りというか、1日、三島をまわったというような旅日記みたいなものを載せてあるのも拝見しました。やはり、行って初めて三島のよさが分かるというところもあります。この二次離島の三島をこれからも壱岐市全体で本当に大事にして、安全な運航をしていただきたいと思いますので、そういったことも含めて検討をよろしくお願いします。

2つ目は、協働のまちづくりの推進です。これは、とやかくあれはないんですけども、現在、自治基本条例の審議会があつてますので、傍聴を2回させていただきました。年度末の3月議会上程を目指して活発な御意見を聞くことができ、これからの私たちの活動のよりどころができて、ますます地域でのまちづくり協議会がより活性化されることを期待しております。

しかし、素晴らしい計画や条例を作っても、市民の皆様に理解していただき、利活用していただくことは、なかなか難しいことのようにも感じています。私たちの地域でも計画、実践を毎年重ねながら、協働のこの輪を広げるためにはどうしなければいけないかということを考え

てます。

ですから、私はいかにして地元のいろんなイベントとか活動に参加、協力していただける方を増やしていくのが一番の課題だと感じていました。

この傍聴の審議会の中で、第21条市民参画条例が必要ではないかという御意見も伺い、なるほど、そういう条例ができれば、それを参考に参画が増えるのかなとも思いましたが、なかなか男女参画とか何とか参画とかいろいろありますけれども、そう簡単に皆さん方の行動が、自主的にこうなるとするのは非常に難しいので、私なりにこれから地元のまちづくり協議会でどうすればこの参加者が増えるかなというのを考えながら、もう本当に名案が浮かばなかったんです。こういう場で申し上げるのは、お尋ねするのは失礼かもしれませんが、いわゆる参加ポイント、活動とかイベントに参加してポイントになるような仕組みを作ったらいいのではというふうに思いました。

例えば、今、まち協でいろんな活動イベント、秋祭りとか環境ボランティアとかウオーキングとかいろいろやってるんですけども、そういったメニューと毎月の参加日を作って、幾らかの達成基準を作っていけば、例えば10ポイント達成したら商品券と交換するとか、Q.U.Oカードと交換するとか、何かそういうものを作ったらどうか。

今、私たちは、環境整備で日当ボランティアというのを取りあえずやってるんですけど、一々署名をしてもらったり、何かいろいろ煩わしいというのは失礼ですけども、ちゃんと収支がはっきり証明できないといけないので、それは仕方のないことなんですけど、今はそういったボランティアをしてますけれども、これからは、それからやっぱり一歩も二歩も前進させていく、協力者、参加者を増やしていくような、そういったものが必要じゃないかなと思ってます。

だから、健康カレンダーみたいなまち協カレンダーを作って、4番目にもちょこっと言いますけれども、上からこれこれしなさいじゃなくて、自分は、今月は歩いてみようとか、今月はちょっと家の近くの道の草切りをしてみようとか、何かそういう参加を促すようなポイント制というのを考えて導入してみようかなというふうにちょっと考えてるんですが、そういった取組をしても大丈夫でしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 8番、清水議員の御質問にお答えいたします。

現在、壱岐市自治基本条例の見直し、検証作業を行っている中で、審議会や専門部会において、まちづくりは主体的に活動する市民がどれだけ増えていくかということが一番重要で、それらに対する支援やそのような人を育てるような取組を市にはお願いしたいといった議論がございました。

議員御提案の参加ポイント制につきましては、まちづくり協議会で一部導入しているところもあり、まちづくりに参加する意欲を高め、参加者が広がっていくことに期待できる1つの手段であると考えております。

今後、自治基本条例の具現化ということで、市民参画推進条例の策定や、主体的に活動する市民を増やす取組などを検討する中で、参加ポイント制についても他市の事例等を参考にしながら、メリット、デメリットや壱岐市に適した制度なのかどうかといったことなどを整理し、検討してまいりたいと考えております。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 一応こういった形で出させていただきましたけれども、なかなかそれなりの大事な予算でありますので、できるだけ地域に還元といいますか、地域のためになるいろんな取組、または地域を育て守るための活動に、ほかのまち協でしている取組は十分参考にしながら自分たちも検討するわけですけど、自分たちの地域の課題はやっぱり何なのか。一番大事なのは、やはりどうしても今は、それぞれの個々が自分で楽しんだり、自分の時間を過ごす、または身体的に本当にこう足が痛い、膝が痛い、腰が痛い、外に出れない、老人クラブの活動も参加できなくてごめんなさいねという声を非常に聞いて、何かどうか役立てないかなというような思いがしてるんですけども、なかなかこれまでの活動を何とか維持するのが精いっぱいという状況であるもんですから、このまち協の活動をもう少し今度できる、改正される壱岐自治基本条例等をよりどころに、さらなる積み重ねをしたいなと思っておりますので、先ほどの塚本部長の御回答も生かしながら頑張っていきますので、よろしくお願いします。

それでは3つ目の質問に移ります。磯焼け対策についての藻場の回復についてです。

磯焼け対策については、壱岐市磯焼け対策協議会様が、長崎県漁業協同組合連合会会長賞を受賞されたことでも分かるように、かなりの成果が上がっていると感じています。特に、沿岸漁業の活性化には、藻場の回復が不可欠です。

農林水産部の部局行動目標の具体的取組内容にも、離島漁業再生支援交付金事業及び水産多面的機能発揮対策支援事業により、漁業者が自ら取り組む磯焼け対策に対して支援する7集落。そして、壱岐市磯焼け対策協議会を中心に、磯焼け対策を推進するとともに、磯根資源回復促進することにより、植食性動物イスズミの駆除、海藻の増養殖を進めるとあるように、漁業者支援にはどのような支援が今あられるのかをお尋ねします。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 8番、清水議員の磯焼け対策における藻場の回復について

の御質問にお答えいたします。

まず、部局行動目標の漁業者自らが取り組む磯焼け対策に対して支援するという部分の支援の内容につきまして御説明をいたします。

漁業者自らが取り組む磯焼け対策とは、国の事業であります離島漁業再生支援交付金と水産多面的機能発揮対策事業を示しております。この事業は、集落または活動組織単位で漁業者自らの取組として、植食性動物の駆除を行っていただいているものでございます。このような事業に対して市も財政負担をいたしておりますので、支援するという記載にいたしております。

次に、この対策事業の植食性動物の種類を増やせないかとの御質問でございますが、国の事業については、水産庁の磯焼け対策ガイドラインに基づき事業を進めております。そのガイドラインの中で、植食性魚類としての示されているのは、アイゴ、ブダイ、イスズミ、サンノジとなっておりますので、これまで国の事業では、この魚種を駆除の対象といたしております。

今回、議員がおっしゃっている内容につきましては、壱岐市磯焼け対策協議会のイスズミハンター事業での駆除対象魚種のことでと考えております。

令和２年度からイスズミハンター事業に取り組んでおりますが、効果的に事業を進めるため、毎年度、関係漁業者の御意見をお聞きし、駆除方法や駆除対象魚種を見直しております。

駆除対象魚種につきましては、事業開始時点ではイスズミのみとしておりましたが、令和３年度からアイゴ、ブダイを加えております。本年度に入り、漁業者からタカノハダイやサンノジを対象とするよう御意見をいただいております。漁業者等への聞き取りを行ったところ、どちらも海藻を採食している魚種と確認をいたしましたので、本年度からタカノハダイとサンノジについても駆除対象魚種に加えることにいたしております。

今回、壱岐市磯焼け対策協議会が長崎水産業大賞を受賞しましたが、これまでの磯焼け対策の取組並びに２００ヘクタールを超える藻場回復面積等を評価いただいたものと考えております。

今後も、漁業者、漁協等と連携し、この取組を緩めることなく、全島的な藻場の早期回復を実現するよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（８番 清水 修君） ありがとうございます。

支援の内容を聞いてから、要望というかお願いを言おうかと思っておりましたが、谷口部長よりもうその先も御回答していただきましたので、ありがとうございます。

どうしても藻場を回復するためには、この磯根資源を食べる植食性動物イスズミだけではな

く、多くのというか、もう少し多くの種類の魚たちもいるということで、そのように拡大をしていただくということで、本当に安心しました。

要するに、漁業者を少しでもこういった事業で支援していく。やっぱり収入を少しでも増やしていくことで税收等も回り回って増えるはずですので、これも予算の範囲内での対応かとは思いますが、漁業の皆さん方も一つ一つを、私達は誰も年齢を重ねますので、今できるときに、もう集中的にやれるようなこういった支援事業を取り組んでいただけるように、県の要望書や何か、この磯焼け対策については大きな力点を置いて取り組んでいただいていることに感謝して、次の4つ目の最後の質問に行きます。

それでは4つ目のお尋ねは、昨日ともダブりますが、健康寿命を延ばす促進事業の現状と課題についてです。

植村議員からの質問でかなりのことが分かりましたが、ちょっと取っかかりとして、今は最下位という1つの結果をどのように受け止めて、これまでの取組状況との今後の課題についてのお考えをお伺いします。

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

今回の質問内容につきましては、昨日の植村議員さんへの御回答と重なる部分もございますので、一部省略をさせていただきたいと思います。

評価につきましては、昨日の答弁でも申し上げましたように、これまでの取組としましては、健康づくりのための周知啓発、また4町での健康づくりキャンペーン、あるいは事業所や自治公民館へのまちづくり出前講座の実施、検診受診率の向上のための社会環境づくりを行ってまいっております。

また、検診の受診後には、市民の皆様へ結果の見方や生活習慣改善のための方法など、分かりやすい説明を行い、必要な方へは医療機関への受診勧奨により、生活習慣病発症予防と重症化予防に努めているところでございます。

今の課題としましては、大きな課題であります若い世代を始めとする比較的関心の低い方々へのアプローチや、効果的な普及啓発方法の再検討が必要だと考えております。

また、行動変容や意識の向上を図ることが必要不可欠であることから、本市の健康課題やニーズを明確にし、各年度における改善目標を設定した上で効果的な事業を立案するなど、これまで以上に広報やイベントなどを活用し、広く市民の皆様に関知を図り、可能なことから実践していただけるような社会環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（８番 清水 修君） ありがとうございます。

正直、この県の公表の結果は、私は非常に、何でこういう結果になったのかなという疑問と、健康寿命ってどうやって算出してこういう結果になったのかな、壱岐の健康寿命は今何歳ぐらいで、それは県下でもやっぱり一番低いのかなというのを思いました。

私の、健康寿命を延ばすという感覚は、分かりやすく言えば、要介護認定にならないように、今できることをもう少し頑張るといようなイメージをしていたんですけども、いろいろ調べてみるとそうではちょっとなかったんです。

いわゆる健康寿命を算出するのには、健康と不健康に分ける。その分ける基準は、サリバンの何とかがあっていうのによって、要介護１と２で分けるというふうになつてるように資料に書いてありました。

ちょっと話があれしますが、うちの母が今９６で、もう今年になって大分自分のできることが少なくなって、手を取るようになりつつあったので、ケアマネージャーさん等に来ていただいて、検査をしてもらいました。その結果は、要介護ではなくて要支援１でした。ということは、自分の母はまだ健康なんだと。要するに健康寿命のうちなんだなというのを改めて感じたんですけど、これで本当に健康、この生活状態で健康寿命なのかなと。そうすると、いわゆる健康寿命って、壱岐は何歳なのかなというのがちょっと一番気になりましたので、いろいろ調べたんですけど、平成２７年とか３０年とかいうデータヘルス云々の資料はあったんですけど、現在のその壱岐の健康寿命の歳がちょっと分からなかったもので、もしお分かりなら教えていただければ幸いです。

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 清水議員さんの質問にお答えをいたします。

壱岐市の令和元年度の健康寿命でございますが、男性が７７．９歳、女性が８２．８歳でございます。

長崎県が、男性が７９．４歳、女性が８４．１歳ということで、壱岐は長崎県の平均を下回っているという状況でございます。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（８番 清水 修君） それでも、この数値的にも健康寿命のデータでも、やはり県の平均等々は下回っているということは確認できましたが、結局壱岐市では、介護予防教室をたくさん取り組んであるわけですね。だから自分は、介護予防をして、介護認定にならないように、できるだけ多くの方に参加していただく取組をされていて、よく頑張っておられるなど

いう認識をしていたつもりです。

ただ、どうしても壱岐の高齢者の方々は、田畑の仕事や身の周りとかの環境整備や、いろんな活動のために、なかなかこういった教室等には参加できておられない方々も多いでしょうけど、その方たちは当然、健康な方々のはずですから、健康寿命はそんなに低くはないはずだというふうなことだったんですけど、実際はなかなかこういった壱岐市の取組にも参加できておられない方々もおられるのでしょうから、これからは、先ほど崎川部長も言われたように、アプローチの必要性だったり、私はいろんな活動をつなげる、つなぐことが私達の役割かなと。

いわゆる先ほどのまち協の話に戻りますけれども、健康カレンダー的なものを自分のまち協で作って、こういったのを作ってみましたので、よかったら活用してくださいというような取組をしながら、それを基にちょっと訪問対話をたまにしてみるとか、または、それぞれの隣保班とか、いろんな単位がありますので、そういった中で動けるようなことも出てきたり、話題になったり、やっぱりこれまではどうしてもコロナで出会いの場がつくってなかったことが、それがちょっと悪い習慣化みたいになって、なかなか人と会ったりすることもある部分的な状況になっているということから、そこを健康カレンダーとかいうようなものを作成しながら横につなげる。そして、この壱岐市の、この介護予防教室にも紹介をして参加するとか、やっぱ段階的に取り組めるような、つなげる活動を考えていますが、最後ですのでいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 壱岐市としましても、昨日も申し上げましたように、これまでは若い世代といいますか、40歳以降のメタボ予防から高齢期の介護予防というふうな位置づけをしておりましたが、今回からはメタボ予防からフレイル予防、そしてその先に介護予防を入れながら、地域の皆さんと連携も図りつつ、健康づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。

まとめですが、長崎県アプリの「歩こーで！」ですけど、私も一応入れてやってるんですけど、壱岐市全体で414人です、今日現在。これ毎月、退出、参加が可能ですので、これが固定した数ではないんですけども、この人数が多いのか少ないのかという部分もありますけど、やはりいろいろこれ、たんがるウォークとか、いろんなそういった活動されてる方は、結構入れているように聞きます。だから、こういったのもやはりつなげていきたいと思いますので、三島丸のこと、漁業者支援のこと、そして、まち協や健康づくりのことも、これまでに増して頑張っていきたいと思います。

まとめですが、広報の研修に行かせていただきました、大分市のほうに。帰り際に、福澤諭吉

記念館に寄らせていただいて、1日1訓というカレンダーを買いました。今日の1訓は、「あわぬ果報を寝て待つより起きて働け我が手足」とありました。果報は寝て待てというあれもありますけれども、ではなくて、起きて働いて、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

ここで皆さんにお諮りします。

10分の休憩後、市山議員の一般質問に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） では、そのようにしたいと思います。

では、ここで暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

午前11時21分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（小金丸益明君） これより会議を開きます。

市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さんこんにちは。毎日お疲れさんでございます。

本年最後の12月会議の一般質問のトリを務めます14番、市山繁が、通告に従いまして一般質問を行います。

私の順番は午後からと思っておりましたが、都合で早くなりました。50分間、弁当抜きでございますけど、よろしゅうお願いします。

質問事項の大ききは4項目でございますが、1点目は学校給食の公会計化。2点目は文部科学省による小学校給食費の公会計化の要請について。3点目は小・中学校給食費の無償化について。4点目は老老介護の支援についてでございます。簡潔な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1項の小・中学校給食費の公会計化についてでございますが、全国の自治体で小・中学校給食費を教職員が徴収し、校長の個人名義で管理している実態が6割以上あることが文部科学省の調査により判明いたしております。同省は、全国の教育委員会に対し、小・中学校の給食費は自治体が徴収して管理するよう要請するとしておりますが、壱岐市の給食会の状況について、下記のことをお尋ねをいたします。

それでは、1項の壱岐市の小・中学校給食費の徴収方法と管理についてですが、壱岐市は教職員が給食費の徴収はしておりませんので公会計化には直接関係はありませんけれども、壱岐市の学校給食費の徴収方法と、給食センターの運営と管理についてお尋ねをいたします。

次に2項の、物価高騰による食材の値上げが影響し、国の地方創生臨時交付金を物価高騰対策金として、640万円の補助を食材費の値上げとして補助されており、保護者としてはありがたい支援であります。現在の給食センターは平成23年に建設され、平成26年に給食費の改定で厳しい時期もあったと思いますが、現在まで給食費の値上げがあっていませんでした。

令和4年2月24日、ロシアのウクライナへの侵攻により、世界中が原油、ガス、食料品、生活必需品の全て値上げがされ、給食の食材も例外でなく、避けて通れぬ事態となり、国から、さっき申し上げましたとおりの支援を受け、保護者には値上げの分の負担もなく、現況の給食、小学校3,800円、中学校4,500円のままで、値上がり分は国の補助金を充当されていますが、補助金の640万円を支援されているのは保護者の負担軽減のためであります。令和4年度の小・中学校の給食費の1人当たりの学年の最終給食費についてお尋ねをいたします。

次に、3項の令和5年度の学校給食費の算定基準についてですが、令和5年度も物価の高騰も（・・・）され、物価の高止まりの物品もあるようですが、給食費の算定は難しいと思われますが、算定は壱岐の給食センターがされるのか、県の給食会がしておるのか、また、物価の高騰を何%見込んでいるのかをお尋ねをいたします。

次に、4項の令和5年度の小・中学校給食費の保護者負担軽減のため、学校給食費を市の単独助成として、一般財源とふるさと応援基金から2分の1ずつ助成をされておりますが、今後支援されるかについてですが、令和4年度は物価高騰支援として国の補助金を頂き、値上げの分の負担もなく、保護者は大変助かっております。

また、今年度は昨年以上の軽減策として、今年度の給食費は、小学校が4,900円、中学校が5,800円のうち、市の助成が小学校で2,900円、59.1%、中学校で3,300円、56.4%の助成をされ、保護者負担は小学校が2,000円、中学校が2,500円の負担とし、昨年の国の支援に続き、今年は市の助成と子育て支援に感謝しておりますが、よいことは継続していただきたいということでございますが、情勢も不安であり、市の支援も継続できるのか不安であります。今年は国の物価高騰の補助金もあっていないが、今後の学校給食の支援についてお尋ねをいたします。

一応、ここで1項です。よろしゅうお願いします。1項から。

○議長（小金丸益明君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 14番、市山議員の質問にお答えをいたします。

質問が4点ございますので、答弁が少々長くなりますが、お許しを願いたいと思います。

まず、1番目の御質問の給食費の徴収方法でございますが、全国の自治体では、各学校において納付書の発行や徴収を教職員が行っている例が多くございます。このことにより大きくなった教職員の業務負担を軽減するために、文部科学省は令和元年7月に学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成し、全国へ通知しており、給食費については自治体が徴収、管理していくことを計画的に進めるよう要請をされております。

本市における学校給食費の取扱いは、学校ではなく給食センターにおいて納付書の発行や徴収を一括して管理をしております。各小・中学校には、収納業務において、給食センターで作成した未納者リストに基づいて、該当保護者への納付のお願いに関する通知など御協力をいただいている状況でございます。そのことによって、保護者の皆様の御理解の下、給食費の納入について御協力をいただいております、良質で安全な給食の提供ができていると捉えております。

原則的には、督促連絡や戸別訪問による徴収につきましては、給食センター職員で対応することとしており、学校や教職員の負担は最小限度であり、文科省の通知趣旨とも整合していると考えております。

次に、2番目の質問の物価高騰対策に係る国の交付金640万円の令和4年度給食費への充当についてでございますが、小学校、中学校の1食単価の当初の決定分と、物価高騰における実績分の差額に対し、この交付金を充当しております。

これは令和4年度において、ロシア、ウクライナ情勢等による給食食材高騰に伴い、現行の給食費を値上げする必要性が生じましたが、値上げ分が保護者の負担とならないよう、交付金を充てたものでございます。

御質問の令和4年度の給食費の価格でございますが、当初の給食費は小学校1食単価222円、月額3,800円、中学校は1食単価277円、月額4,500円でしたが、実績では、小学校1食単価238円、月額4,100円、中学校は1食単価296円、月額4,800円と、児童生徒1人当たり月額300円増加をしております。率にして約7%ほどの上昇となっております。この上昇分について交付金を充当し、保護者負担の軽減を行ったところでございます。

次に、3番目の御質問、令和5年度の給食費の算定基準でございますが、国の栄養摂取基準の改定及び日本食品標準成分表の改定並びに文部科学省の学校給食摂取基準の改定によりまして、従来の献立で栄養摂取基準を満たしていたものが満たさなくなる状況となります。同じ献立内容の量と質では、1食当たりの栄養摂取量が5%程度の減少、さらに中学校の鉄分、食物繊維などの摂取基準が引き上げられ、その基準を満たした食事を提供するための食材の調達が必要となりました。よって、肉類、魚介類など、区分ごとの新たな摂取基準量に1グラム当たり

の単価を乗じ、1日当たりの副食費を算出したものに主食の米、パン、牛乳等を加え、物価高騰の見込みを10%を考慮し、給食回数から年間給食費を算出しております。

この給食費の算定に当たりましては、壱岐市学校給食運営委員会において決定をしているものでございます。令和5年度からは、小学校1食単価280円、月額4,900円、中学校は1食単価346円、月額5,800円としております。給食費の値上げは保護者の負担へ直接つながるものでありますので、これまで、平成26年度からですが、給食費を変更せず対応してきておりましたけれども、昨年度からの物価高騰や栄養摂取基準の改定等により、やむなく見直しを行った状況でございます。

4番目の質問の保護者負担軽減のための助成についてでございますが、先ほど申しましたように、今年度、給食費の見直しをさせていただきました。小学校は月額3,800円から4,900円、1,100円の増加。中学校では、月額4,500円から5,800円、1,300円の増加となっております。給食費の値上げにより、保護者の負担が大きくなることから、今年度から子育て支援策の1つとして学校給食費支援対策事業を実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費の助成を行っております。

助成の内容につきましては、小学校は月額4,900円を保護者負担2,000円とし、市からの助成2,900円。中学校は月額5,800円を保護者負担2,500円とし、市の助成3,300円を行っているところでございます。これにより今年度の給食費の半額以下、昨年度よりも2,000円ほど減額した給食費としたところです。

この市の助成額の財源としまして、ふるさと応援基金から2分の1、残りの2分の1を一般財源としており、年間予算7,014万7,000円としております。

今後も子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを整備していくため、この支援を継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 御丁寧に答弁ありがとうございました。

そういうふうには去年は国の補助金、そして今年度は市の支援ということで、保護者もさっき申し上げたように非常に助かっております。

それで、それについては結構ですけど、次に追加質問をさせていただきます。

1項1の壱岐市小・中学校給食費の徴収方法と管理についての1つとして、給食費の納付は口座引き落としが多いようですが、給食費の何%であるのかお尋ねをいたしたいと思います。それから、窓口納付は何%ぐらいなのか。

2つ目は、以前、給食費の納付、また、未納者が便宜上、児童手当と保護者の承諾の下、徴収の約束をしておったわけですが、徴収方法としていましたが、その状況について説明をお願いいたしたいと思います。

3つ目は、給食費の滞納もあると思いますが、未収金の残高と回収状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

4つ目は、売上金は、食材納入者には売掛金となるわけですね。売掛金となりますが、給食センターが立替払いの方法で納付者に支払っているのかどうか。

それから5つ目は、食材は地産地消の点から、地元の給食の食材納入者、個人と団体があると思いますが、納入登録者は何業者あるのか。そして、需要と供給についてはどうなっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

その5項目を一応お尋ねします。

それに、公会計になっても、未収金の回収、徴収は給食センターの責任でありますので、早めに未収金回収に努めていただきたいと思います。

それから、2の物価高騰による国の補助金を保護者に説明がしてあると思いますが、分かりやすくするため学年の1人当たりの給食費をお尋ねしたのですが、明確な御答弁をいただき、これはありがとうございました。そして、また値上げ幅は7%ということで、その補助金も7%に該当すると思っております。

3項目の令和5年度の学校給食の算定基準は推定と思われますが、予定以上に物価が上昇となりますと、市の負担で助成するのかどうかお尋ねいたしたいと思います。

それから、4項の小・中学校の給食費を市とふるさと納税寄附金の助成については、先ほど述べましたように、計画どおりの支援をされますようお願いしておるわけでございます。

一応、それで最初の徴収方法について1つと、ほか5項目を答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） ただいまの追加質問についてお答えをいたします。

まず、口座振替の率でございますが、約7割程度の保護者の皆様が口座振替を利用していたいております。したがって、納付書による納付は3割程度と考えております。

次に、児童手当から等の引き落としにつきましても、保護者の了承を得ながら、給食滞納者については児童手当からの引き去り等もさせていただいております。また、就学援助等からの引き去りも同じくやらせていただいております。

次の滞納についての取扱いにつきましては、給食センター職員が電話による徴収催促、それから、自宅に赴きました戸別訪問による徴収、もしくは職場まで行ったりといった事例がございまして、少しずつ滞納も減らしていっている状況でございます。

次の給食費の食材の立替払い、それから納入業者等については、申し訳ありません、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

次の未収金の残高でございますけれども、保護者の皆様の御協力、大変理解をいただいております、毎年度99.5%程度の収納率を維持しているところでございます。ただ、平成に入りまして、これが35年程度たっておりますが、総額では平成から現在までの累計で1,000万程度の未納金が残っております。

例年の滞納でいきますと、約40万から50万程度の滞納が毎年発生はしているということでございますが、給食センターの努力によりまして、一応、収納は少しずつ上がってきておるところでございます。

それから、物価高騰分がただいま10%ということでお答えをいたしました。その10%を超えたらどうなるのかという御質問だったかと思いますが、10%を超えた分についてはもちろん保護者からの負担を強いるわけにはいきませんので、市費のほうで対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

先ほど申しましたように、立替払いや納入業者の数というのは、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それでは、後から資料をお願いします。

では次に、2項の文部科学省より小・中学校給食費の公会計化の要請についてでございますが、文部省は全国の教育委員に対し、学校給食費は自治体が徴収し、管理するよう要請するとしており、公会計化にしない自治体は自治体名を同省のホームページで公表するとしておりますが、壱岐市の教育委員会には公会計化の要請はあったのか、あっておるのか。あっていればどのような説明があったのか、お尋ねをいたします。

次に、2項の2の文部科学省が要請する学校給食費の公会計化のメリット、デメリットについてと、小学校給食費の公会計化の今後の御見解についてお尋ねをいたします。

答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 市山議員の御質問にお答えをいたします。

1つ目の質問ですが、文部科学省では、学校や教職員の業務負担軽減の観点及び学校給食費の徴収、管理の効率化や、透明性の確保の観点からも、地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用するとともに、徴収、管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行う

ことを示したガイドラインを計画的に進めていくよう、令和5年8月31日付で全国自治体に通知があっておりまして、もちろん本市へも届いております。

令和4年度の学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査において、公会計化等の実施を予定していないと回答した自治体名は公表をされております。

令和4年5月1日現在の状況でございますが、公会計化を実施している団体、519団体、全体の34.8%。公会計化の準備、検討をしている団体、454団体、全体の30.4%。公会計化の実施を予定していない団体、520団体、34.8%となっております。

壱岐市においては、準備、検討をするとしております。長崎県内では、8つの自治体の実施を予定していない自治体として公表をされております。

次に、2番目の御質問の公会計化のメリット、デメリットでございますが、学校給食費の公会計化のメリット、見込まれる効果として考えられるのは、1つは教員の業務負担の軽減が挙げられています。もう一つは、保護者の利便性の向上です。これは、給食費の納付を多様化するものです。さらには、給食費の徴収管理業務の効率化などの効果があるとされております。

一方で、管理業務システム構築運用における経費や徴収人員の確保、学校の関わりが全てなくなることで収納率低下のおそれなど、導入に向けてのデメリット、支障と考えられる事由も示されております。

御質問にあります公会計化への見解につきましては、本市では給食の提供、教員の負担軽減や給食費の徴収管理業務の効率化、給食費納付の方法など、国が示す公会計化に近い形での運用となっているところでございますが、先ほど申しましたメリット、デメリット、それぞれを勘案しながら、公会計化の導入については研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 2項の文部科学省の小・中学校給食費の公会計化の要請は、要請なので従わなければならないと私も思っておりますが、先ほど次長がおっしゃったとおりでございますが、同省の2022年度の調査では、自治体が給食費を一括して徴収し管理する公会計化を導入していたのは全国で1,493自治体のうち519自治体で計34.8%、準備検討中が454自治体で30.4%、公会計化の実施予定なしが520自治体で34.8%と、全体の6割が校長らの個人の口座で管理されております。

予定なしとした教育委員会の多くは、システム化の経済的、人的負担が大きい理由と挙げておられます。壱岐市の給食センターでもシステムの改修となると思いますが、別に何が主な影響があるのか、お尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

徴収システム等の構築の費用について検討しているところですが、どれぐらいかかるのかというところはまだ数字は出てきておりません。今後、検討していきたいと考えております。

また、学校のほうに通知等、お願いをしておりますして、収納率が今99.5%を保っておりますけれども、これが学校が関わりがなくなるとなると、給食費の収納率が下がるのではないかなというおそれもございます。その給食費の滞納が出ると、徴収を力を入れられないといけないということございまして、その人員の確保が必要となってきますので、それがどこまでできるかというのも課題かと考えておりますので、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 公会計化によって、職員が減ることはないでしょうけど、増えると思いますが、どのように考えておられるか。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） 給食費の納付書の発行等については、もう既に給食センターで行っておりますので、人員のことは増えるということはありませんけれども、徴収について、どれぐらいの滞納が今、発生してくるのかも見えておりませんので、今ここで何人ぐらい必要だというようなお答えはできない状況でございます。御理解ください。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それでは、第2項は終わりたいと思います。

続いて、3項、小・中学校給食費の無償化について、国、県への要請については、国は人口減少による少子化は国の存亡に関わることを危惧されており、子育て支援はいろいろな対策を講じられておりますが、この小・中学校給食費は、子どもを持ち、育てる親には負担であります。一人っ子であれば1人分の負担ですが、小・中学校で2人、3人となりますと、自分の子どもとはいえ大きな負担となります。

親の負担軽減方法として、全国の自治体の中でも財源に豊富な自治体は、市の助成とふるさと応援基金が多額である自治体では、単独で小・中学校の給食費の無償化と保育料の無償化を実施し、若者への移住のメリットのPRとしている自治体もあります。支援できる自治体と支援できない自治体の同じ子どもたちに不公平が出て、離島、僻地は若者の移住にも影響することになると思っております。

小・中学校の給食費の無償化と学校給食費は、子育て支援の国の政策として実施すべきであり、県、市町村と共有して実施すべきであると思っております。子どもは国の将来を担う国の宝であり、国の財産であります。子どもの成長は、食欲とスポーツの健康づくりが大切であり

ますが、現在の物価の上昇で、保護者も日常生活、子どもの教育、出費が多い中、各自治体の子育て支援として、小・中学校給食費の無償化を県、国へ、市長会、市議会で要請されたいと思っておりますが、これは市長の御見解をお願いいたしたいと思います。

何かあったら。どっちでもよか。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 市山議員の質問にお答えをいたします。

令和５年度の長崎県内自治体の給食費支援状況について申し上げます。

県内全ての自治体で支援が行われており、その中で東彼杵町と川棚町、川棚町は令和５年１０月からでございますが、全額無償化となっております。県内１３の市では、令和４年度の給食費から増額となった物価高騰分の支援がほとんどでございます。

本市が実施している支援の額は、小学校２，９００円、中学校３，３００円の助成をしております、この助成の額というのは、県内で屈指の補助額となっております。

以上でございます。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議員が市長会で国へ要望すべきだということでございます。

議員の御質問のとおり、少子化対策における子育て支援、経済的な負担軽減策は当然のごとく必要だと考えております。少子化対策支援といたしましては国が実施すべきものであるということも議員と同じ考えでございます。

そういった中で現在、本県市長会におきまして、国、県に対する提言として、学校給食費の無償化について重点項目として掲げております。今後もその要求を続けていくという市長会の方針でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（１４番 市山 繁君） ただいま市長よりも心強い答弁、そしてそういうことが実行しておるということでございますので、よろしく願いいたします。

まだありますけれども、時間のほうが減っておりますので、この辺で給食の問題については終わりたいと思います。

時間が来ておりますが、次に老老介護について要点だけ。

４項の老老介護の支援についてですが、介護を受ける側もする側も６５歳以上という老老介

護の割合が昨年初めて6割を超えております。一緒に暮らし続けたい、施設への入所は経済的に厳しい、入所したくても施設が満杯で入所できない、待機せざるを得ないなど様々で、老老介護が長期となれば共倒れのリスクも高まる。介護者の心身のケアの充実が求められております。

下記の質問をいたしますが、それでは1項の厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、同居で介護者を介護する世帯のうち、介護する人が65歳以上の老老介護は63.5%と過去最高であります。75歳以上同士の割合も35.7%となっております。介護離職者も毎年10万人前後で推移しており、介護支援者のサポートが広まっております。

そこで、1の老岐市の人口推移と老健施設の状況についてお尋ねをいたしますが、前期高齢者65歳以上、65歳から74歳の人数と比率。2番目に後期高齢者の75歳以上の人数と比率。老健施設の数と入所者数。4に特養施設の入居者数。5に老健施設から特養施設の待機者数をお尋ねをいたします。

次に、高齢者の在宅介護の状況についてですが、高齢者も75歳以上の後期高齢者は、団塊の世代の方が後期高齢者になられ、それに伴い認知症の発症も多くなり、介護者の負担も大きくなりますので、次のことをお尋ねいたします。

1に要介護認定者の人数。老老夫婦の介護者の人数。3に独居の介護者の数。4に居宅サービスの利用者の人数。5に子ども介護者の数をお教えいただきたいと思っております。

次に、介護、7段階の介護支援金額の在宅サービス利用上の上限が、上限の1か月当たりについてですが、各要介護の上限価格が示されており、家族もこの制度に感謝し、安心して介護を受けております。この提示された金額で、介護支援は特別な重度な介護がない限り介護はできると聞いておりますが、介護支援の内容についてお尋ねをいたします。

①訪問介護でヘルパーさんの食事作り、家の掃除、病人のおむつ替えなどの単価は時間単位なのか、介護時間は9時から午後7時までなのか、夜の介護はどのようになっておるのか。食事作りは何回作るのか、食材の購入は弁当のときもあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に④の、入浴できる病人は週に何回入浴できるのか、本人の希望もあるのか。入浴1回の単価は、ほかに介護に必要な負担がないのかお尋ねをいたします。

次、4項。老夫婦の介護者、子ども介護者の今後の支援については、介護者には心身の疲れのケアが必要と思われるが、介護保険の給付費の増加も予測されるとき、今後、介護難民となる事態も生じかねない。今のうちに介護者の支援、関係機関と検討していただき、老老介護、子ども介護の生活支援介護者の負担軽減策を検討して、介護者の精神的な疲れで思い余って悲惨な事故が起こらないような支援策を打っておくと考えております。

御見解をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部长（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部长（崎川 敏春君） 14番、市山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、宕岐市の人口の推移と施設の状況についてお答えをいたします。

令和5年3月末時点の65歳以上の人口につきましては9,617人で、高齢化率は39.1%であります。高齢化率につきましては、2040年には43.9%となることが見込まれておるところでございます。

65歳から74歳の前期高齢者は4,213人で、人口比率17.1%となっており、2020年以降は継続して減少していくものと見込んでおるところでございます。75歳以上の後期高齢者につきましては5,404人、人口比率22%となっており、後期高齢者の人口につきましては、2035年頃までは増加が続くものと見込んでおるところでございます。

次に、老人保健施設につきましては2施設ございまして、入所可能者数は166名、入所をお待ちいただいている方の人数は約150名。特別養護老人ホームにつきましては3施設、入所可能者数は220名、入所をお待ちの人数につきましては約225名となっております。なお、この人数につきましては、1人の方が複数の施設を申し込まれておりますので、実数につきましては申し上げた人数を下回っているところでございます。

次に、高齢者の在宅介護の状況についてお答えをいたします。

高齢者の在宅介護の状況や実態把握を目的に、毎年、地域包括支援センターにおきまして、民生委員、児童委員の皆様と情報交換を行い、高齢者の生活実態を継続的に把握し、地域の実情に応じた見守りや適切な支援につなげているところでございます。

令和5年3月末の要介護認定者につきましては2,163人。老老夫婦の介護者数は525人。独居の介護者数は563人。居宅サービス利用者につきましては1,222人。子どもの介護者数につきましては、高齢者1人、子ども1人の世帯でカウントを行っておりますが、438人となっております。引き続き、あらゆる機会を通じまして、高齢者全体の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

3つ目の在宅サービスであるヘルパーによるサービス内容及び入浴回数についてお答えいたします。

在宅サービスは、要介護度の区分ごとに、介護保険で利用できる一月の支給上限額は要支援1で5万320円、要介護5で36万2,170円となっており、この範囲の中で要介護度ごとに設定をされており、負担能力に応じ1割、2割、または3割が自己負担となっております。

通常、ケアマネージャーが利用者や御家族の御意向を伺い、御理解をいただいた上で、支給限度額を超えないようなケアプランを作成することとなりますが、支給上限額を超えた分は全

額自己負担となります。

ヘルパーによる訪問介護の費用は、サービスの内容ではなく、時間ごと並びに要介護度によって設定をされております。市内の訪問介護には、日中、これは8時から18時まででございますが、のみの訪問介護。夜間18時から24時のみの夜間対応型。これと、日中、夜間を通じ訪問する24時間対応型の3種類の事業所があります。いずれも、御自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、家事などの生活支援を行うものでございます。

入浴につきましては、訪問介護による入浴介助や訪問入浴介護サービスは、一月に利用できる回数の制限は明確にはありません。通所介護、通所リハビリの利用でも、入浴サービスを受けることが可能となっております。

また、今、御紹介を申し上げたほかにも、御自宅で利用するサービスにつきましては、訪問看護、訪問リハ、御自宅での生活環境を整備する歩行器を初めとする福祉用具のレンタル、住宅改修、入浴や排せつに用いる福祉用具購入などがございます。

最後に、老老介護における介護者や子ども介護者への支援についてお答えをいたします。

昨今では、全国的に少子高齢化、核家族化の進展により社会環境の変化もあり、老老介護、就労介護、遠距離介護など、家庭における介護の人手不足、介護者への過度な負担がかかっていることから、社会問題化しているところでございます。

このような中、本市では、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、御本人及び介護をされる方への支援事業を行っております。

具体的な支援を5つほど紹介をいたします。

1つ目としまして、総合相談窓口としまして、壱岐市地域包括支援センター及び身近な存在であります社会福祉協議会に委託をし、市内の4つの事業所に相談窓口を設置いたしております。令和4年度の実績で、相談受付数は824件、月平均91件となっております。

2つ目としましては、先ほども申し上げましたが、民生委員との情報交換を行い、高齢者の生活状況の把握、見守りを行っておるところでございます。

3つ目としまして、御自宅で要介護4、5の方を介護している方への支援としまして、一月2,500円の介護用品、これはおむつでございますが、購入費の補助支援を行っております。令和4年度の実績で67名の方が利用し、発行枚数は517枚となっております。

4つ目としましては、三島地区への支援でございます。二次離島である三島地区には介護サービスの搬入が難しいことから、本市では令和4年までの総合事業、ゆうゆうお達者クラブに加え、本年6月から三島地区まちづくり協議会、三島にお住まいの看護師の方々と連携し、大島、長島、原島、それぞれ毎月1回の壱岐本島で行っております市主催の介護予防教室を開催をいたしております。

5つ目としましては、認知症への支援でございます。家族の会、認知症カフェと連携をいたしました介護相談や交流機会の設置、認知症高齢者見守り事業、認知症サポーター養成講座、認知症市民公開講座を開催し、認知症への理解を深め、地域で認知症の方や家族を支援する仕組みづくりを推進しているところでございます。

このように様々な事業を行っておりますが、まず、市民皆様に相談窓口がどこにあるかを広く周知していくことが必要であると認識いたしております。引き続き、壱岐市の広報活動を含め、市内の福祉介護事業所をはじめとする壱岐ネットワークの皆様から御助言、御支援をいただきながら、相談窓口の認知を広げ、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員、時間ですけども。

○議員（14番 市山 繁君） これだけ。質問の内容が多くて、非常にすみませんでした。

○議長（小金丸益明君） 市山議員、時間が来ておりますので。

○議員（14番 市山 繁君） はい。お礼だけ。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、全ての一般質問を終わります。

これで、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月19日火曜日、各常任委員会、翌20日水曜日、予算特別委員会及び決算特別委員会を開催いたします。

また、次の本会議は、12月22日金曜日に開催いたします。

いずれも開会は午前10時からとなっております。

本日はこれにて散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後0時22分散会

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和5年12月22日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の追加指名	11番 豊坂 敏文
日程第2	議案第54号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第55号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第56号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第57号 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第58号 壱岐市税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第59号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第60号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第63号 壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市テレワーク施設)	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市芦辺浦住民集会所)	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決

日程第12	議案第66号	公の施設の指定管理者の指定について（ 壱岐市自動車教習場）	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（ 壱岐市高等職業訓練校）	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第69号	公の施設の指定管理者の指定について（ 原の辻一支国王都復元公園）	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について（ 青嶋公園）	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第72号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第73号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別 会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第74号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補 正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第76号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補 正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員長 報告・可決 本会議・可決
日程第20	陳情第1号	年金制度における外国人への脱退一時金の 是正を求める意見書の採択を求める陳情	総務文教厚生常任委員長報告・ 不採択 本会議・不採択
日程第21	議案第61号	壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定 の全部を適用することに伴う関係条例の整 理に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第22	議案第62号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の 一部改正について	産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第23	議案第68号	公の施設の指定管理者の指定について（ マリンパル壱岐）	産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第24	議案第75号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正 予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決

日程第25	議案第77号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第26	議案第71号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)	予算特別委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第27	認定第1号	令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定
日程第28	議案第78号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)	財政課課長、市民部部長、企画振興部部長、 農林水産部部長 議案説明・ 質疑あり・委員会付託省略・可決
日程第29	発議第2号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主 導的役割を果たすことを求める意見書の提 出について	提出議員 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 可決
日程第30	議員派遣の件		原案のとおり 決定
日程第31	委員会の閉会中の継続調査の申出の件		申出のとおり 決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員(14名)

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 中原 正博君	6 番 山川 忠久君
7 番 植村 圭司君	8 番 清水 修君
9 番 土谷 勇二君	11番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員(1名)

10 番 音嶋 正吾君

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	西原 辰也君
保健環境部部長	崎川 敏春君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前 10 時 00 分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

音嶋議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は 14 名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案 1 件を受理しております。

日程第 1. 会議録署名議員の追加指名

○議長（小金丸益明君） 日程第 1、会議録署名議員の追加指名を行います。

本会議 1 日目に指名しておりました会議録署名議員の音嶋議員が本日欠席のため、会議規則第 88 条の規定により、11 番、豊坂敏文議員を追加指名いたします。

日程第 2. 議案第 54 号～日程第 20. 陳情第 1 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 2、議案第 54 号から日程第 20、陳情第 1 号まで以上 19 件

を一括議題とします。本件については、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託しておりますので、審査結果について、委員長から報告を求めます。植村圭司総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 令和５年１２月２２日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第５４号、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第５５号、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第５６号、壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第５７号、壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第５８号、壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第５９号、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決。

議案第６０号、壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第６３号、壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第６４号、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）、原案可決。

議案第６５号、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）、原案可決。

議案第６６号、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）、原案可決。

議案第６７号、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）、原案可決。

議案第６９号、公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）、原案可決。

議案第７０号、公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、原案可決。

議案第７２号、令和５年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第７３号、令和５年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第７４号、令和５年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第76号、令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、陳情にまいります。

令和5年12月22日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和5年12月11日。件名、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情。審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見。意見書の提出を願意とする陳情であるが、本市においては現在のところ脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平等は確認されていないため、意見書の提出は行わず、陳情内容については、今後も実態把握に努めながら注視していく。措置はなしです。

以上。

○議長（小金丸益明君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（植山 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第54号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第54号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

市民は、ガソリン、灯油、食品等の価格の高騰により厳しい生活を強いられています。農業では米価が下がり、牛の飼料代が高騰。一方、牛の値段の下落の中で、農業経営が厳しい状況にあり、収入も減っております。

漁業では、魚が捕れない、魚が安い、そして燃油代の高騰で、収入は減る一方であります。

年金生活の高齢者は年金が減り、一方で、医療や介護の保険料の負担増、病院での窓口負担の増加で、生活の安心を欠く状況に陥っております。

若者の賃金は上がることなく、低い水準に置かれたままであります。市の職員も、パート労

働で働く会計年度任用職員が年々増加し、不安定な労働条件の下で、低い給料に置かれたままです。

市民の苦境をつくったのは政治の責任であります。市民に対して、押しつけて済むものではないと考えます。議員としての責任の一端を担っていることを痛感せざるを得ません。

市は、報酬の値上げの判断は議員がすべきものであると述べて、この議案を提出した理由と挙げました。そのような安易な議案の提出には賛同できません。

ましてや市民の代表である議員として、市民の苦境に寄り添い、市民の理解を得るには程遠いこの議案に対して、反対として討論いたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５４号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第５４号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第５５号について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第５５号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

市は、給与の引上げ理由として、人事院勧告によるとしております。また、他の自治体もみんな引き上げる状況にあるともししております。これでは市民の理解は得られないと考えます。

給与の引上げの判断は、市民生活の状況や市民の声で判断すべきではありませんか。

今、市民の生活は物価高騰の中で、賃金も年金も上がらず、大変な生活になっております。国も国民生活の状況を見て、低所得者に対して緊急に７万円の支給をするほどの状況ではありませんか。

今回の引上げは、市民の理解が得られるとはとても思えません。政治の信頼を高めるには、市民の生活を第一に考えて行わなければならない。そうしなければ、信頼は高まるものではありません。私利私欲に走るかのようなことでは、信頼を失うだけになると考えます。

以上のことをもって、反対いたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５５号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５６号、議案第５７号、議案第５８号、議案第５９号の４件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５６号、議案第５７号、議案第５８号、議案第５９号の４件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第５６号、議案第５７号、議案第５８号、議案第５９号の４件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第６０号について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第６０号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、反対討論を行います。

市は、へき地保育所の閉園は、平成２６年の「壱岐市公立幼稚園及び保育所運営のあり方について（答申）」に沿ったものだと思います。

しかし、答申は、社会全体として子育てを応援し、子どもの最善の利益を実現することを目指すとしております。そして効率的な運営のために、各町に幼稚園型認定こども園及び保育所を１か所ずつ統合を行うとしております。郷ノ浦町のへき地保育所は郷ノ浦幼稚園と統合し、

幼稚園型認定こども園の設置を検討するとしております。柳田、志原保育所は、認定こども園または認定保育所と検討すべきとしているわけであります。

市は答申を受けてやっているという以上、時々都合で答申をねじ曲げることはやめるべきであります。

令和５年４月に民間の認定こども園の開園を予定しておりましたが、令和６年３月に開園が延期されました。しかし、結局は撤退となりました。認定こども園の撤退による保育の受皿が、予定が大きく変わったわけであります。

民間の認定こども園の開園を前提としたへき地保育所の閉園を、子ども・子育て会議の変更、承認をもって強引に進めてきたわけでありますが、へき地保育所の閉園だけを強行することは、市民や保護者の願いに反するものであります。

壱岐市は、第３次壱岐市総合計画の中で子育て環境の充実を挙げ、幼児教育、保育サービスを充実するために認定こども園の整備を掲げ、４施設にするとしております。

石田認定こども園１施設は造りましたが、その後の建設は進んでおりません。保育所ニーズの高い郷ノ浦町にはできていないにもかかわらず、へき地保育所の閉園は、実情を無視したものであります。

壱岐市は、へき地保育所の閉園は平成２６年度の答申に沿ったものと強弁しますが、答申は新たな施設、認定こども園の建設があつての話ではありませんか。郷ノ浦での認定こども園の建設がなく、へき地保育所だけの閉園は、保育の受皿をなくし、保育者の、保護者のニーズに応えることにもならず、働きながら子育てする環境を悪くすることにつながります。

子どもの最善の利益を実現するどころか、逆行するものであります。保育を利用する保護者が増えているときに、保育所をなくしていく。保護者の願いに背くやり方ではありませんか。

保育所の閉園を急ぐのではなく、認定こども園の建設を進めながら、へき地保育所の閉園に対する保護者の理解を深めて、閉園に進むべきであります。そのことが、保育者の、保護者の保育ニーズに応じて、安心して子育てしていく道であり、政治の信頼を高めていく道です。子どもの最善の利益をもたらすものであると考えます。

以上のことをもって、改正について反対いたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第６０号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立

願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号の6件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号の6件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号の6件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号の4件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号の4件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号の4件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、陳情第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択すべきものです。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、陳情第1号は不採択することに決定いたしました。

日程第21．議案第61号～日程第25．議案第77号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第21、議案第61号から日程第25、議案第77号まで以上5件を一括議題とします。本件については、産業建設常任委員会で審査を付託しておりますので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。中原正博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和5年12月22日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第61号、苓崎市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第62号、苓崎市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル苓岐）、原案可決。

議案第75号、令和5年度苓崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第 77 号、令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

○議長（小金丸益明君） これから、産業建設常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第 61 号及び議案第 62 号の 2 件について、一括討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 61 号及び議案第 62 号の 2 件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第 61 号及び議案第 62 号の 2 件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第 68 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 75 号及び議案第 77 号の 2 件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 7 5 号及び議案第 7 7 号の 2 件を、一括採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第 7 5 号及び議案第 7 7 号の 2 件は、原案のとおり全て可決されました。

日程第 2 6 . 議案第 7 1 号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第 2 6、議案第 7 1 号を議題とします。本件については、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。赤木貴尚予算特別委員長。

〔予算特別委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○予算特別委員長（赤木 貴尚君） 令和 5 年 1 2 月 2 2 日、苓岐市議会議長、小金丸益明様。

予算特別委員会委員長、赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

議案番号、議案第 7 1 号、件名、令和 5 年度苓岐市一般会計補正予算（第 5 号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員会委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第 7 1 号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 7 1 号について採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第71号については原案のとおり可決されました。

日程第27. 認定第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第27、認定第1号を議題とします。本件については、決算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長からの報告を求めます。中田恭一決算特別委員会委員長。

〔決算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○決算特別委員会委員長（中田 恭一君） 委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長、小金丸益明様。

決算特別委員会委員長、中田恭一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、認定第1号、件名、令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について。審査の結果、認定。

委員会の経過といたしまして、本議案は9月会議において質疑まで終了し、決算の細部については、各常任委員会の所管事務調査の中で審査を行いました。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、決算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員会委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 認定第1号令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定につい

て、反対討論を行います。

反対の第1の理由は、一部企業が優遇される事業が推進されていることであります。九州郵船には1,352万円余、ORCには燃料費補助として600万円余の多額の補助が行われています。

Power to Gas推進事業では、水を分解し水素と酸素を作り、水素を使い発電する、酸素と温水をフグの養殖に使うものであります。一企業がやるフグの養殖事業に多額の利益をつぎ込み、利益を上げています。

この事業は、令和元年度に2,006万円余、令和2年に3億3,600万円余、そして令和3年から令和5年までに合計1億3,000万円余の予算で事業が進められてきました。プラントの稼働で、電気代、酸素、温水の利用代、養殖への効果で年間1,500万円余の利益を上げています。高額の利益が一企業へもたらされる、極端に優遇される事業となっております。

令和4年においては、理解促進事業として、フグ養殖の宣伝等に1,000万円余が使われています。市民生活を豊かにすることにはならず、泡のように消えていく予算の使われ方ではありませんか。

第2の反対理由は、市外へのお金が流れる事業が多いことです。地方創生テレワーク推進事業や壱岐なみらい研究所運営事業などであります。外部専門人材招聘事業に479万円、地域活性化起業人負担金として559万円が使われています。これらが今の壱岐の現状を分析し、経済の活性につながってきたでしょうか。

ふるさと納税事業では、島外の仲介業者に多額の手数料が支払われております。

第3の反対理由は、壱岐の一次産業である農業、漁業の苦境に対して、有効な手だてを打てなかったことであります。稲作、畜産からの離農に歯止めがかかりません。中山間地域等に、農地の耕作放棄地が増えております。

畜産業でも高齢化が進み、牛を手放す農家が増え、5年後10年先の経営が見通せない事態になっております。危機感を持った取組が必要であります。

第4に、少子高齢化が進む壱岐において、子ども、高齢者に冷たいことであります。島外からの小・中学校の修学旅行費の補助があります。県外からは、1泊2日で1人3,000円、2泊3日で4,000円、県内では1泊2日で1人5,000円、2泊3日で6,000円という厚い支援が行われている一方で、壱岐の子どもが修学旅行に行くのに補助はありません。

壱岐市の奨学金貸付事業では、貸付けだけで、給付の奨学金制度がない事業になっております。就学援助費では、他市で出ている校外活動費やクラブ活動費への支援がありません。

高齢者が望んでいる入湯券の補助がカットされたままであります。病院や買物へ行くためのタクシー券への補助はありません。

第5に、日本初の気候非常事態宣言をした市として胸を張れる取組がないことであります。プラスチックごみの焼却を減らし、CO₂削減の取組に関心がありません。その一方で、洋上風力発電に偏った力の入れ方になってはいませんか。

この洋上発電事業は、令和3年度に3,289万円余、令和4年度に3,113万円余の予算で行われました。しかし、事業の目的であった国への洋上風力予定地海域を示すことができず、事業としては足踏みに終わりました。6,000万円余もの予算が無駄になったと言える結果ではありませんか。

以上の5点、市民の福祉増進になっていない施策の改善を求めて、反対討論といたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第28．議案第78号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第28、議案第78号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議案第78号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の上程について、私からその経緯等について御説明させていただきます。

本議案が12月会議最終日の本日上程となりましたのは、議会運営委員会においても御説明いたしました。市民生活支援のため、速やかな対応を図る必要があることからでございます。

御存知のように、11月29日に国の補正予算が成立いたしました。これは、主として物価高の影響に対応するための補正予算であります。詳細な内容の通知等を踏まえた上での予算編成の必要があり、ただいま議決いただきました令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）に反映させる時間がなかったことから、新たに補正予算（第6号）として、本日上程となりました。

たことを、御理解いただきたいと存じます。

本補正予算の内容につきましては、国の補正予算の趣旨を踏まえ、低所得者世帯に対する臨時特例給付金事業として２億８，４８１万８，０００円、生活者支援事業として、生活応援プレミアム付き商品券発行事業８，０７９万４，０００円、事業者支援として、４事業２，８２４万８，０００円の、合計３億９，３８６万円の予算編成を行ったところであります。

具体的には、財政課長及び所管部長等から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） おはようございます。

議案第７８号令和５年度壱岐市一般会計補正予算（第６号）について御説明申し上げます。

令和５年度壱岐市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億９，３８６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５４億７，３０６万４，０００円とします。

第２項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正。第２条、繰越明許費の追加は、第２表繰越明許費補正によるものでございます。本日の提出でございます。

今回の補正は、国の補正予算により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることになったことに伴う、低所得世帯に対する臨時特別給付金及び物価高騰対応支援事業について、補正を行うものでございます。

２ページから３ページをお開き願います。第１表歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。４ページ、第２表繰越明許費補正、１．追加で、２款総務費、１項総務管理費、低所得世帯に対する臨時特別給付金事業５，６８５万円及び生活応援プレミアム付き商品券発行事業３，２３１万８，０００円は、事業が年度内に完了しない見込みであるため、事業費の一部を翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等につきましては、別添資料４、令和５年度１２月追加補正予算案概要の４ページに記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により、内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。８ページから９ページをお開き願います。１１款１項１目地方交付税の普通交付税は、今回の補正に係る一般財源として１，５６２万４，０００円を計上しております。なお、令和５年度の普通交付税につきましては、国の補正予算に伴い再

算定が行われ、1億55万3,000円が追加交付され、再算定後の令和5年度普通交付税額は92億564万6,000円となっております。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、今回新たに、エネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業の財源として交付される交付金で、低所得者支援分及び推奨事業分併せて3億7,823万6,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。補正予算の事業内容につきましては、別添資料4、令和5年度12月追加補正予算案概要で説明いたします。2ページをお開き願います。

2款総務費1項13目物価高騰対応重点支援事業費の、低所得世帯に対する臨時特別給付金事業は、対象となる低所得世帯に7万円を給付するもので、これにかかる事業費2億8,481万8,000円を計上しております。

次の重点支援事業費（観光課）分は、観光インフラとなっている貸切りバス及びレンタカー事業者に対しての補助を行うもので、400万円を計上しております。

次の重点支援事業費（商工振興課）分は、生活物資高騰の影響を受けている市民生活の安定と、市内経済の活性化を図るため、プレミアム率50%の商品券を発行するもので、生活応援プレミアム付き商品券発行事業8,079万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、同じく、重点支援事業費（農林課）分の飼料価格高騰緊急対策事業は、配合飼料価格安定制度に加入する畜産農家に対して、生産者積立金の一部を支援するもので、211万5,000円を計上しております。

次の、肉用牛経営緊急支援事業は、国が発動基準価格を下回った場合に交付する支援交付金の対象とならない分について、県と併せて支援を行うもので、2,034万円を計上しております。

次の、肉用牛肥育経営安定特別対策事業は、肉用牛肥育経営安定交付金制度に要する生産者積立金の一部を支援するもので、179万3,000円を計上しております。

以上で、議案第78号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 市民部関係の低所得世帯に対する臨時特別給付金事業について御説明申し上げます。資料5の議案第78号関係資料1ページをお開き願います。

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援として、影響を特に受ける低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円の臨時特別給付金を支給するものでございます。対象者は、基準日が令和5年12月1日に壱岐市内に住所を有する世帯のうち、令和5年度住民税均等割非課税世帯、約4,000世帯を見込み、事業費総額2億8,481万8,000円を計上しております。

給付の方法につきましてはプッシュ型で実施予定であります。今回、住民税の課税者から世帯全員が扶養控除されていないことを確認する必要があるため、4月補正で計上した3万円の給付金の対象者とは同一とならないため、前回の基礎データが利用できず、対象者の再判定が必要となります。

今後、国から詳細の通知があり次第、早急に要綱の改正等を行い、対象者の方への通知を、来月1月下旬を予定しており、給付金の振込開始は2月以降となる見込みで、事務を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 私のほうから、企画振興部関係の観光交通インフラ支援事業、生活応援プレミアム付き商品券発行事業について御説明いたします。資料5議案第78号関係資料の2ページをお開き願います。

まず、観光交通インフラ支援事業でございますが、資材価格等の高騰及び維持管理経費高止まりの長期化により影響を受けている市内の観光貸切りバス事業者及びレンタカー事業者に、事業経営と保有台数を維持してもらうために、対象車両の保有台数によって補助金を支給するものでございます。対象事業者といたしましては、補助金の対象となる事業者でございますが、壱岐市内に本社または支店を有し、壱岐市内で一般貸切り旅客自動車運送事業、自家用自動車有償貸渡業のいずれかを営業している事業者など、記載の4つの要件に該当する事業者としております。

次に、一般貸切り旅客自動車運送事業、自家用自動車有償貸渡業の対象車両についてでございますが、同事業者が使用する車両のうち、令和5年12月1日時点で事業用として使用（稼働）しており、申請日以降も継続して使用（稼働）する車両など、記載の6つの要件に該当する車両としております。

次に補助金の額でございますが、一般貸切り旅客自動車運送事業者にあつては、貸切りバス1台当たり8万円、自家用自動車有償貸渡業にあつては、レンタカー1台当たり1万円として

おります。申請期間は令和6年2月29日までとしております。今回の補正予算の額といたしましては、事業者へ車両台数を確認し、積算をした結果、事務費を含めまして400万円としております。

次に、3ページをお開き願います。生活応援プレミアム付き商品券発行事業でございます。概要としましては、生活物資高騰の影響を受けている市民生活と市内経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付き商品券を発行するものでございます。

発行内容としましては、3,000円分の商品券を2,000円で販売いたします。プレミアム率は50%でございます。総販売数は7万セット、お一人3セットまで購入可能で、市民皆様に広く御購入いただけるよう設定しております。発行総額は2億1,000万円です。事業実施形態でございますが、発行元である壱岐市商工会への補助金により実施いたします。

販売予定日は令和6年2月1日で、1次販売を2月9日まで、もし販売残がある場合は2次販売を2月19日から23日まで実施します。なお、1次販売につきましては、土曜、日曜日も販売する予定としています。

利用期限は令和6年3月31日日曜日まで、換金期限は令和6年4月30日火曜日までとしております。発行元は壱岐市商工会で、販売窓口は記載の4か所としております。なお、2次販売を行う場合の販売場所については別途お知らせします。

補正予算額は、発行事業費及び事務費を併せ、8,079万4,000円でございます。

以上で、観光交通インフラ支援事業、生活応援プレミアム付き商品券発行事業についての説明を終わります。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 私のほうからは、物価高騰対応重点支援事業費の農林課関係について追加説明を申し上げます。

議案資料5の4ページをお開きください。③飼料価格高騰緊急対策事業について御説明申し上げます。概要は、配合飼料価格安定制度に加入する畜産農家に対して、生産者積立金の一部を支援するものであります。事業内容は、生産者積立金に対して、県と同額のトン当たり200円とし、令和5年度の年間契約数量1万300トンに対して助成するものであります。

事業期間は、令和5年4月から令和6年3月までとしております。よって、補助金と事務費を加えた合計額211万5,000円を補正計上いたしております。

以下、配合飼料価格の推移、制度の基本的な仕組みについて、記載のとおりであります。

続きまして、5ページをお開きください。肉用牛経営緊急支援事業について御説明申し上げます。

ます。概要は、和子牛の平均価格が国事業の発動基準価格60万円を下回った場合に、和子牛生産者に対し、販売頭数に応じて四半期ごとに平均価格と活動基準価格との差額の4分の3の国の支援交付金の対象とならない4分の1の部分について、県と同額を一部支援するものであります。

事業内容について、下の表の第3四半期の計算例を御参照願います。まず、1段目は、四半期ごとのブロック別平均価格が国の発動基準価格の60万円を下回った場合に、国の保証基準価格の55万6,000円までは、その差額の4分の3が支援をされます。さらに、2段目は、ブロック別平均価格が全国平均価格を下回った場合に、保証基準価格55万6,000円と全国平均価格の差額の部分には10分の10の肉用子牛生産者補給金が支援されます。

さらに、3段目は、令和5年7月から制度拡充により、四半期ごとの全国平均価格と、四半期ごとのブロック別平均価格との差額の4分の3が支援をされます。4段目は、全国平均価格が国の合理化目標価格43万9,000円を下回った場合に、その差額が10分の9の肉用子牛生産者補給金が支援をされます。

このたび、国の4分の3の支援の、残りの4分の1の部分について、県と市で2分の1ずつ、補助率で申しますと、8分の1の支援を行うこととしております。よって、既に国の補填発動があった第2四半期と、第3四半期と、今後、補填発動が見込まれる第4四半期を、事業内容の記載のとおり試算を行いまして、補助金と事務費を加えた合計額2,034万円を補正計上いたしております。

事業期間は、令和5年4月から令和5年12月までとしております。

続きまして、6ページをお開きください。肉用牛肥育経営安定特別対策事業について御説明申し上げます。概要は、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）に要する生産者積立金4分の1のうち、県と同額の6分の1以内、上限額1頭当たり1,620円を支援するものであります。

事業内容は、令和5年度対象頭数として、1,100頭分を見込んでおります。

事業期間は、令和5年4月から令和6年3月までとしております。よって、補助金と事務費を加えた179万3,000円を補正計上いたしております。以下、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の概要について記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 事業別に質問をしてよろしいですか。

まず、物価高騰対策の７万円の支給についてお伺いします。緊急ということで、政府のほうも年末の閣議で決めましたが、この場合、よくこれまでの低所得者への支援の中で、住民税非課税世帯へという給付金の場合と、今回、住民税均等割非課税世帯、４，０００世帯ということで、これまでより増えているというふうに考えますが、どのような違いがあつて、どのくらい増えているのかという点を、まず。

それから、先ほど説明されましたが、今回その審査に時間がかかるので、１月末までにということで、極めて緊急という割には、交付が遅くなるというような感じがするんですが、もう少しはっきりとした、給付対象者に対しては早くするとか、段階的に給付するとか、そういう緊急支援としての流れというのはできないものか、その辺り２点をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口議員、質疑３回目ですから、質問がまだあるなら１回言われたほうがよくないですか、続いて。どうぞ。

○議員（４番 山口 欽秀君） ほかの事業についてもですか。個別に事業ごとには区切ってはできないですか。

○議長（小金丸益明君） 質疑３回までですから、３回にとどまるならいいですよ。

○議員（４番 山口 欽秀君） まず、この問題で３回ってというのは駄目なんですか。

○議長（小金丸益明君） １回の質疑あれば、答弁はできますから。

○議員（４番 山口 欽秀君） 全部聞くんですか。

じゃ、２つ目、観光交通インフラ支援事業として、推奨事業で、これまた生活支援じゃなくて、一部事業者への支援と出てきましたが、これも先日の補正予算にありましたように、なぜ観光業とかその辺りは上向きになってきて観光客も増えてきているのに、なぜ貸切りバスなのかということにやっぱり疑問を持ちます。

それから、レンタカーについても、コロナ前に大きくレンタカーを抱えた業者もいるわけですから、そういうところを一律に支援するという点でも、このコロナ後の状況を見ながらですけども、緊急支援として、もっと困っている一般市民への手だては考えられなかったのかと、そういうことを思います。

じゃ、次にプレミアム付き商品券のことですが、この券ですが、購入できるのはどういう場所でも、壱岐市内のいろんな小売店含めてできるのか。とりわけ、ガソリンとか灯油とか、そういうところでも買えるということで、このプレミアム付き商品券はあるのか、その辺りの商品券の中身について説明をお願いします。

それから、物価高騰で、飼料価格高騰緊急対策で、トン当たり２００円の支援ということで、この積立金の契約というのは、年間契約なのか月ごとの契約なのか。年間契約であれば、

4月にこの年間当たりの飼料配合を何トン買うからということで、積立金にするのであれば、この積立金の執行というのはどういう形になるのか。事業期間が令和5年4月から来年3月までの間ですが、どういう積立金の効果として出されるのか、それでまず1つですね。

それからもう一つ。次の肉用牛経営緊急支援事業ですけども、昨今の12月は一定上がりましたが、60万円との差額、それも九州沖縄ブロックの平均との差が補填されると、そういう支援策であります。平均でありますから、壱岐でも80万、90万という高い牛もありましたし、二十何万という牛もありました。平均で五十何万と落ち着くんだろーと思います、農家の方で、やっぱり平均でやられることで、二十数万、30万という、そういう低価格の農家の方についても、差額である、この場合は4万4,000か、差額ですから、大きく牛を売り上げた方にもそういう差額が出るし、安い牛の方にも差額が来ると、そういう面での、農家にとっては牛が安いのにますます補助が少ないなという、そういう補填の制度だと考えますが、その点での平均との差で、平均より下回った農家に対する支援としては、考慮すべきことがあるんじゃないかということで、この事業についての市の立場をお聞かせください。

それから、最後の肉用牛については、国が4万2,000円、そして残りが生産者が1万4,000円出して、その1万4,000円の6分の1、6分の1を出すということで、その6分の1出るんですが、生産者の方はこれを聞いて、出ていいなということでしたけども、実際に牛マルキンの制度で、経営が極めて安定するかということという心配されていたんですね。そういう意味で、積立金の支援以外には考えられなかったのか。この肉牛の対策としてね。

ですから、今後、飼料代がどんどん高くなるわけですから、いく傾向にありますから、そういう点での支援策として、もう少し広い考え方で、この積立金以外には考慮されなかったのかをお聞かせください。

以上であります。

○議長（小金丸益明君） 山口議員の質疑に対する答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、この臨時特別給付金事業の対象者、住民税均等割非課税世帯ということで、この要件につきましては、前回の3万円の給付と変わらないところでございます。今回、先ほども説明いたしましたところですが、その対象者の中で、他の課税世帯、課税者から、世帯全員が扶養控除をされていないというところが、今回、前回の制度と違うところでございます。その内容を確認するために、一定の期間が必要であるということでございます。

そして、これまでよりも予算額につきましては増えております。内容につきましては、先ほど申しましたように、約4,000世帯ということでございますが、給付金の額が3万円から7万円に上がっていること、そして、前回の予算のときの世帯数につきましては4,600世帯で

ございました。それから実績といたしましては、4,390世帯ということになっております。

今回は、先ほど申しますような、世帯全員が他の課税者から扶養控除されていないというところがございますので、その分、若干、今回予算の提案といたしましては4,000世帯と見込んでおるところでございます。

そして次に、緊急支援と言いながら、早急に給付をすべきじゃないかということでございますが、先ほど申しますような内容から、対象者については再判定を行う必要がございます。前回の基礎データが利用できないということです。この確認に一定の期間が必要ということになります。予定といたしましては、先ほど申しましたように、1月下旬に通知をするということでございますが、極力、努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、観光交通インフラ支援事業のレンタカーの部分でございますけども、これまでも交付金につきましては、市民生活に影響のある事業者の支援をまいりました。今回の補正につきましては、先ほど山口議員も言われましたように、観光客も増えてきております。その中で、貸切りバスやレンタカーの維持にかかる物価高騰等の影響がございますので、二次交通の面からもレンタカー、貸切りバスの保有の維持をしてもらうために、今回、観光交通インフラ支援事業として計上させていただいております。

それから、プレミアム付き商品券の販売箇所でございますが、一応どこでも購入できるようになっております。使えないものが、公共料金の支払い、それから電子マネーへのチャージ、島外への渡航費というところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

農林課関係でまず、1問目の飼料価格高騰緊急対策事業の配合飼料価格安定制度が、契約が年間契約なのか、それとも月ごとの契約なのかといったことでございます。ここに記載のとおり、この事業は年間契約で契約をされているところでございます。

続きまして、2番目の肥育牛経営緊急支援事業で、平均価格を下回った農家へ配慮すべきだというお考えでございますけども、通常、価格がよいときも、価格が低い方、高い方がございまして、これはそれぞれの飼育技術、それからまた系統等、いろいろとの要因で、価格には差があるわけでございます。それで、今回の事業はあくまで平均価格のところで約10万円ぐらいになります。農家の方が高く売っても低い価格になっても、その価格が上乗せをされた形で支

援をされていくということになりますので、この制度上、御理解をいただきたいというように思います。

それから、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の牛マルキンについてですけども、まだほかに広い視野での支援が必要ではないのかということでございますが、9月補正において、配合飼料等について、トン当たり2,000円の支援をしてきておりますし、それからいろんな飼料価格等の生産費についても、当初予算で高騰分についての支援をしておりますので、そういったその当初予算、そして9月補正、そして今回の12月補正と切れ目なく支援をすることで、経営継続支援を図っていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、1つ目の低所得者の7万円というのは、緊急に支援することで国のほうもやったわけですから、1日でも早く、そしてできるだけ、この場に出したわけですし、早急な手だての方法を取って、支給をしていただきたいなというふうに思います。

それから、観光事業についてですが、もう貸切りバスについては、年頭1月の七社巡りで貸切りバスの契約お願いをしたら、もう値上げされているんですよね、壱岐交通のほう。去年よりも値上がりしてるわけですよ。この物価高の中で、壱岐交通としても対応しているんですよ、利用料が上がっている。

そういうところにしわ寄せが、結局、市民には来てるわけですよ。その上にこのような貸切りバスを支援すると。じゃなくて、老人会が貸切りバス借りるなら、老人会に貸切りバス利用代の補助をするとか、そういう手は考えられないのかということを私は思います。業者は使用料も上げ、そして市からも補助金をもらう、こういう二重のものになっているというふうに思います。

それから、プレミアム付き商品券、いつも思うんですが、高齢者とかなかなか動きが取れなくて購入が難しいという人がいるわけです。その人たちに、誰一人取り残さないと言いながら、やっぱりきめ細かな交流の手はずがあるのかないのか、この場合だったらないですよ、買いに行ってくださいということですから。そういう点で配慮が足りないんじゃないかなと。

それから、飼料高騰のところですが、これ年度当初ですから、これは今年の4月に遡って積立金を積みますと、そういうことになるのか、実際に飼料代が、今、令和5年4月が9万9,000円幾らですけども、急激な値上がりになった場合について、その値上がり分についての補填ですから、一定高い水準で飼料価格が安定すると、高い価格で飼料代を買うだけで、農家への補填がないという、そういう制度であると思いますね。そういう点で、この積立金の制

度への補助はいいですけども、実際に農家の恩恵がどれだけ来るのかというのは、疑問に思います。

それから、肉用牛の経営についてですが、このように60万円との差が出されるというのは結構ですけども、これ以外に、やっぱり畜産を支えるために、どうしても牛が安くしか売れなかったというような、そういう農家にも、農家の責任というよりは、やっぱり全体として畜産を支える点で何か支援策が必要ではないかなというふうに思います。

それから、肥育牛のこの牛の積立金については、肥育牛をやっている方とお話して、いいよと、まあいいんじゃないかということで歓迎は受けましたが、それ以外に、今、努力している肥育牛の方、海外からトウモロコシが入らないので、壱岐でトウモロコシを作ると、それからWCSを作って買くと、そういう地区が協力してやっている体制にもう少し支援を欲しいと、その辺りを市のほうがきめ細かく見ていただいた補助が欲しいなど、そういう意見がありましたので、そういう意見も取り入れて今後していただけたらなというふうに思います。

質問については、答えていただきたいのは飼料価格高騰対策で、この200円のトン当たりの年間契約でということですが、この200円は、いつ農家に支払われるという形での契約になるのか、それをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の追加質問で、配合飼料価格安定制度のところの支援がいつ支払われるのかということでございますが、これは四半期に分けて、年間4回に分けて、そのときの、いわゆる国が決めております価格の基準を上回った場合に、その計算方法に基づいて支援がなされておまして、これまで令和2年度の第4四半期から、令和4年度の第4四半期まで、四半期ごとに通常補填基金と異常補填基金から、それぞれ単価として支払われておまして、その後、令和5年度は国が予算措置をしまして、緊急補填単価ということで、緊急補填措置で補助金が支払われておまして、そのようなことで四半期ごとに農家の方には支払われるようになっております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） すいません、ちょっと質問が悪くて、この市が200円の生産者積立金を今回支援対策としてやるわけでしょう。これは、農家にいつ支払われて、農家がいっこの積立金の効果を得るということになるのかということの質問です。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の追加質問にお答えをいたします。

一応、これは農協のほうで取りまとめを行ってありますので、もう既に申請されている内容

は分かっておりますので、ＪＡで１本で申請をしていただきまして、年度内になるべく早い時期に交付はしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第７８号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第７８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２９、発議第２号を議題とします。提出議案の説明を求めます。７番植村圭司議員。

〔議員（７番 植村 圭司君） 登壇〕

○議員（７番 植村 圭司君） 発議第２号、令和５年１２月２２日、苓岐市議会議長、小金丸益明様。

提出者、苓岐市議会議員植村圭司。賛成者、同じく、中原正博、同じく、山口欽秀、同じく、武原由里子。

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり苓岐市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

核兵器禁止条約の実効性を高めるための指導的役割を果たすことを求める意見書。

核兵器禁止条約締約国会議が、既に２回開催されました。昨年６月の第１回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や、核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書であるウィーン

宣言と、具体的な手順や行動を定めたウィーン行動計画が採択されました。

また、本年、１１月２７日から１２月１日に開催された第２回締約国会議では、検証可能かつ不可逆的な核廃絶が急務だと訴える政治宣言が採択されました。この２回の会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっています。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国をはじめ、多くの国が参加し、議論が行われることが重要です。

なお、２回の核兵器禁止条約締約国会議には、長崎、広島両市長が出席しています。本年１１月２９日の第２回締約国会議で、長崎市の鈴木市長は、世界中の誰にも二度と同じ体験をさせてはならないという被爆者の思いを受け継ぎ、世界に伝え続けていくことを約束する、長崎を最後の戦争被爆地とするために、とスピーチしました。

被爆から７５年以上が経過した今もなお、核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。

よって、次の事項を行動に移すことにより、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう、強く要望いたします。

１、核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。

２、その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

令和５年１２月２２日、長崎県壱岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（７番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。本案については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略す

ることに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第30、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信しており、関係議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定いたしました。

日程第31. 委員会の閉会中の継続調査の申出の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第31、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

会議規則第111条の規定により、議会運営委員会委員長、総務文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から継続調査の申出があり、タブレットに配信しております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、沓崎市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和５年壱岐市議会定例会１２月会議の閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、１月２３日から本日まで、３３３日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営にあたる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、長崎県内における感染症の発生動向については、５シーズンぶりにインフルエンザ流行の警報が発表されました。これから年末年始にかけて人の流れが活発になることから、さらなる感染拡大が予想されます。市民皆様におかれましては、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、去る１２月３日及び９日に、平戸市総合運動公園ライフカントリーほかで開催された、第１５回米濱・リンガーハットカップ長崎県ジュニアサッカー大会において、壱岐少年サッカークラブが、見事、初優勝を果たしました。来年３月に宮崎県で開催されるＪＡ全農杯全国小学生選抜サッカー大会九州大会での、すばらしい結果を期待いたしております。

また、長崎県などが主催する、「みらいのまちってこんなまち」、夢のある将来のまち、つくってみたいまちをテーマとした、第３５回長崎県まちづくりの絵コンクールにおいて、盈科小学校５年牧山空未さんが、７７２点の応募作品の中から最優秀賞を受賞されました。

このところのスポーツ、文化等、各分野での子どもたちの活躍は目覚ましいものがあり、さらなる活躍を期待いたしております。

これからの気候は、大変寒くなることも予想され、空気が乾燥し、暖房器具を使う機会も多くなることから、市民皆様におかれましては、火の取扱いに十分御留意され、火災予防に努めていただきますようお願いいたします。

本年も残すところ僅かとなりました。本日は、冬至でございます。一陽来復、全てがそのようになることを願うものでございます。この１年間の市民皆様、並びに議員皆様の市政に対する御理解、御協力に対し、改めてお礼と感謝を申し上げますとともに、これから年末年始にかけ、大変、御多忙な時期となつてまいります。市民皆様におかれましては、体調管理には十分御留意され、お健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げ、閉会の挨拶と

いたします。

本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 私からも閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今年もコロナ禍対策に始まり、市民生活に関わる様々な問題、課題が発生いたしました。当市議会では、それらに対応すべく、会議での議案審議等により、市民皆様から寄せられる御意見を含めて、市の施策へ反映することができたと自負いたしております。

来春は、市長選挙と同時に、市議会議員の補欠選挙が実施されます。選挙は民主主義の根幹であります。特に、市議会は多様な住民の参画することに意義があるとされております。

市民お一人お一人が市議会へ理解と関心を持って参画いただきますようお願い申し上げます。

結びに、市民皆様並びに本会議御出席者各位には、御健勝にて明るい新年を迎えられますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和5年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって令和5年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって令和5年壱岐市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 土谷 勇二

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 豊坂 敏文

議 員 派 遣 に つ い て

令和5年12月22日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会 令和5年第2回定例会

- (1) 目 的 第2回定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和5年12月26日～27日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山川 忠久、清水 修

2. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会

- (1) 目 的 定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和6年2月14日～15日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山口 欽秀

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・次期定例会招集日前日まで
総務文教厚生 常任委員会	事件 ・総務部、市民部、保健環境部、消防本部、教育委員会、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・企画振興部、農林水産部、建設部及び農業委員会の所管に関する調査